

県立辻堂海浜公園・県立湘南汐見台公園

令和5年度事業計画書

人々が集い、創造の活力に満ちる、ハートフルパーク
～地域と共に持続可能な社会を～



指定管理者：公園協会・オーチャー・サカタのタネ・小田急電鉄共同事業体

事業計画書（目次）

1	サービスの向上		
(1)	「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」	計画書 1	p.1
(2)	「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」	計画書 2	p.8
(3)	「施設の維持管理」	計画書 3	p.10
	<付属書類>年間維持管理計画表		
(4)	「利用促進のための取組」	計画書 4	p.20
	<付属書類>		
	駐車場事業計画（該当施設がある場合）		
(5)	「自主事業の内容等」	計画書 5	p.34
	<付属書類>		
	ア レストラン等事業計画（該当施設がある場合）		
	イ その他施設の事業計画（該当施設がある場合）		
(6)	「利用料金の設定・減免の考え方」	計画書 6	p.39
(7)	「利用者対応・サービス向上の取組」	計画書 7	p.42
(8)	「日常の事故防止、緊急時の対応」	計画書 8	p.47
(9)	「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」	計画書 9	p.56
(10)	「災害への対応（事前、発生時）」	計画書 10	p.60
(11)	「地域と連携した魅力ある施設づくり」	計画書 11	p.71
2	管理経費の節減等		
	<付属書類>		
	ア 収支計画書		
3	団体の業務遂行能力		
(12)	「人的な能力、執行体制」	計画書 12	p.77
(13)	「コンプライアンス、社会貢献」	計画書 13	p.86
(14)	「事故・不祥事への対応、個人情報保護」	計画書 14	p.94

計画書 1 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

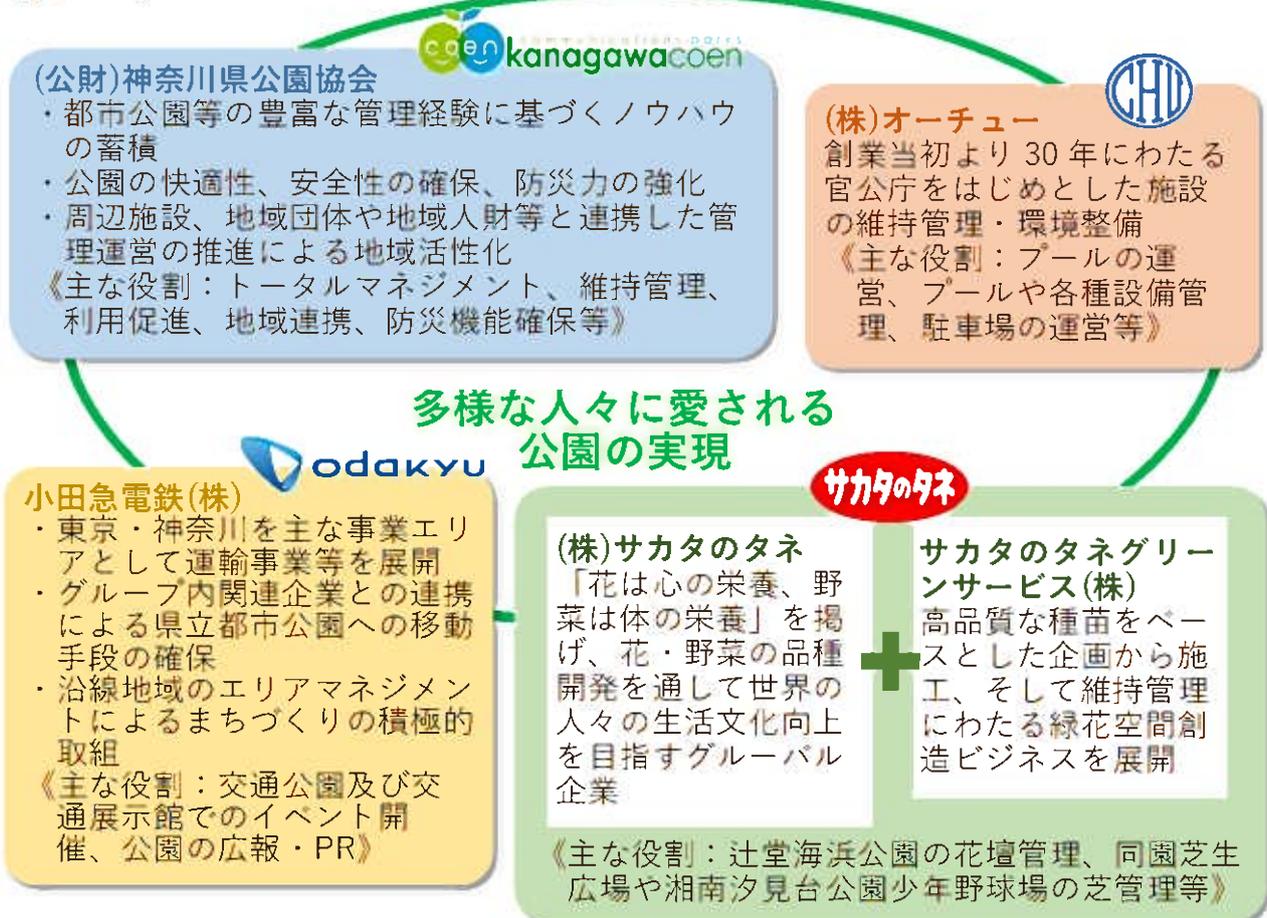
(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方【両公園共通】

ア 応募団体の概要

私たちは、公益財団法人神奈川県公園協会(以下「グループ代表」という。)、株式会社オーチャー(以下「オーチャー」という。)、株式会社サカタのタネ及びサカタのタネグリーンサービス株式会社(以下 2 社を「サカタのタネ」と総称する。)、小田急電鉄株式会社(以下「小田急」という。)の 5 者で構成するグループです。

辻堂海浜公園・湘南汐見台公園については、平成 18 年度より、グループ代表とオーチャーの 2 者でグループを構成して指定管理業務を行ってきました。次期の指定管理においては、辻堂海浜公園の花と緑の魅力向上と湘南汐見台公園少年野球場のクオリティ向上を目指し、サカタのタネが構成員として参加します。また、辻堂海浜公園の交通公園及び交通展示館の利用促進や両公園の広報・PR 強化を目指し、小田急が構成員として参加します。

5 者の力を結集し、地域の皆様や広域からの来園者、子どもから高齢者、障がいのある方や外国人など、多様な人々に愛される公園となるよう、公園価値の更なる向上に取り組みます。



イ 総合的な運営方針、考え方

私たちは、公園の管理運営を通じて、地域、企業、大学など市民社会との様々なパートナーシップを一層推進し、地域や人々の心を豊かにするとともに、県民共有の財産である公園の施設、みどり・生物などの自然環境、伝統文化等をしっかり次世代に引き継いでいきたいと考えています。

そのために、これまで培ってきた地域や団体等との連携や管理実績を活かしつつ、少子高齢化の進展、感染症対策を含む安全・防災面のニーズの高まり、インバウンド等観光振興、交通ネットワークの整備進展など、社会環境の変化に的確に対応していきます。

また、「パートナーシップの重要性」や「誰一人取り残さない」などの理念を持つ、SDGsへのコミットを強めるとともに、「ともに生きる社会かながわ憲章の理念の実現」、「未病の改善による健康寿命の延伸」など県の重点施策を踏まえ、以下に示す「公園の管理運営にあたっての基本的な考え方」に基づき適切に管理運営を行ってまいります。

▶公園の管理運営にあたっての基本的な考え方

安全で快適な利用空間の平等な提供

県立都市公園は神奈川県の高貴な財産であり、県民に安らぎをもたらすとともに、楽しく活動するためのステージでもあります。「公の施設」として、誰もが平等に、安心快適に利用できる環境を提供します。

効果的・効率的な管理運営

本グループの構成員の専門性や複数公園を管理するスケールメリットを活かし、効果的・効率的な管理運営に努めます。

より高い公益性の発揮

社会的要請の変化、県の重要施策への対応を念頭に置き、地域や関係団体と協力しながら、地域社会の発展に寄与します。

地域とのパートナーシップによる公園の魅力向上と地域の持続可能な発展への貢献

SDGsは、持続可能な世界を実現するための国際的な行動計画であり、17のゴール、169のターゲットで構成されています。このうち、ゴール11は「住み続けられるまちづくりを」を目標とし、この目標の下、「2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障がい者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。」とのターゲットが示されています。また、ゴール17では「パートナーシップで目標を達成しよう」と、目標達成に向けてのパートナーシップの重要性が掲げられています。

私たちは、これまでも地域の多様な人々とのパートナーシップにより、誰もが安全・安心に利用できる公園となるよう管理運営に取り組んできました。これからも、パートナーシップを大切にしながら、公園の持つポテンシャルを最大限引き出し、公園の社会インフラとしての価値を高め、利用者満足度の向上を図るとともに、公園を含む地域の持続可能な発展に貢献してまいります。

(2) 公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

ア 両公園を取り巻く社会的背景や地域の状況

▶ 社会情勢の変化への対応

我が国では、人口減少、少子高齢化が進み、また昨年来のコロナ禍による新しい生活様式への対応など、社会情勢は刻一刻と変化し、これにより、人々の価値観もニーズも変化し、多様化しています。公園管理においても、こうした変化に柔軟に対応していくことが重要であると認識しています。

▶ 高齢化率が低く若年層が多い地域

辻堂海浜公園が位置する藤沢市は人口増加が続いており、人口ピークは2030年に迎える推計となっており、全国や県の平均と比べ、高齢化率が低く、15歳未満の年少人口比率が高いなど、若年層の多い市です。中でも、公園周辺の辻堂地区は藤沢市全体と比較しても年少人口が多いエリアです。

湘南夕見台公園が位置する茅ヶ崎市では、これまで人口増加を続けてきましたが、人口ピークは2020年に迎える推計となっています。公園周辺の松浪地区は市全体と比較して、高齢化率が低く、年少人口が多いエリアです。

■ 地域の高齢化率

全国	
29%	
神奈川県	
25%	
辻堂海浜公園	
藤沢市	
24%	辻堂地区
	22%
湘南夕見台公園	
茅ヶ崎市	
26%	松浪地区
	24%

出典)令和2年4月
住民基本台帳
県のみ令和2年1月

イ 辻堂海浜公園の固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

(ア) 本公園の固有の価値や特性及び課題

▶ 湘南の自然を体感できる公園

起伏の美しい広大な芝生広場を中心に、ヤシやマツなどの海辺の風景を彩る樹木が植栽され、海、空、太陽、潮風など湘南の自然を体感できる、明るく、開放的な空間となっています。

▶ 様々な利用者ニーズがある公園

家族連れを中心に子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の方、障がいのある方にも数多く利用されています。地元利用が多いのが特徴ですが、圏央道の開通により、県北部からのアクセスも向上しました。令和6年度には横浜湘南道路の藤沢ICも開通予定となっており、今後さらに、広域的な利用が増加することも見込まれます。

また、ジャンププール、交通展示館、交通公園、多目的グラウンド等、多様な施設を有していることから、施設ごとの多彩なイベント・レクリエーション利用のほか、日常的な親子の遊び場、地域のスポーツ振興の場ともなっています。

▶ 課題

本公園は、海に近く、また住宅地にも近い公園です。このため、塩害や飛砂、強風などへの対応や、樹木の[]などについて、周辺への配慮が必要となります。また、開園から50年近くが経過する中、施設の老朽化や樹木の高木化への対応が必要となるとともに、津波等の災害への備えも重要な課題となっています。



芝生広場

(イ) 本公園の管理運営方針

▶ これまでの取組と成果

現指定管理期間(平成27年度～令和3年度)では、「人々が集い、楽しむ、ハートフルパーク」をコンセプトに、市民参加型の公園づくりによる公園の魅力向上に取り組み、

平成 23 年度から平成 30 年度まで全て「特に優良(S 評価)」という最高評価をいただきました。これは、市民参加型の公園づくりを進める中で、多様な団体や人々が、共に公園の管理運営に携わってくださり、公園管理者だけでは思いの及ばない公園の様々な価値を見つけ、育て、発信していただいた成果であると考えています。

▶総合的な管理運営方針

第 4 期指定管理期間も、公園の特性やこれまでの取組、課題を踏まえ、地域とのパートナーシップにより新たな公園価値を創造し、あらゆる人々にとって親しみやすく、心の拠り所となる公園となることを目指すとともに、公園が地域の持続可能な発展に貢献できるよう、管理運営方針として『人々が集い、創造の活力に満ちる、ハートフルパーク～地域と共に持続可能な社会を～』を掲げます。具体的には、子育て世代が多いという地域性を踏まえ、新しく柱とした「子どもたちの成長をサポートする場やプログラムを提供」など、次の 5 つの柱に基づき、取組を進めます。

第 4 期指定管理期間

人々が集い、創造の活力に満ちる、ハートフルパーク ～地域と共に持続可能な社会を～

1	2	3	4	5
ユニバーサルな公園として、あらゆる人々が公園に親しむ機会を創出	地域とのパートナーシップによる新たな公園価値の創造	子どもたちの成長をサポートする場やプログラムを提供	明るく開放的な公園の魅力を高める空間づくり	防災と安全に配慮した利用環境の確保

① ユニバーサルな公園として、あらゆる人々が公園に親しむ機会を創出

年齢、性別、障がいの有無や、国籍などに関わらず、誰もが公園を気軽に利用できる管理運営を行うとともに、これらの人々が共に楽しめる体験プログラムや健康づくりイベントを開催し、多様性を認め合う社会の醸成に取り組みます。

- ・「ユニバーサルカヌー」等、障害の有無にかかわらず共に楽しめるプログラムの継続実施
- ・「やさしいうんどう教室」「つじどう寝たきりゼロ体操」など健康長寿プログラムの継続実施
- ・車椅子でも利用できる「ジャンボプール」の運営継続ほか、ホームページの多言語化、ピクトグラムの整備など、ユニバーサルなサービスの充実
- ・サーファーやランナーに加えて、サイクリストへの憩いの場の提供



ユニバーサルカヌー体験会
※計画書 11(2)参照

② 地域とのパートナーシップによる新たな公園価値の創造

地域の多様な人財・資源とともに、時代のニーズに沿ったイベントやプログラムを企画運営し、公園の多様な価値の創造に取り組むとともに、地域交流拠点としての機能を一層高めます。

- ・地域の文化として大きく育ち、周辺住民の心のふるさととなっている「辻の盆」の継続実施
- ・リサイクルと交流の拠点として環境に優しい暮らしを発信する「辻堂フリマビクニック」の継続実施
- ・公園を含めた地域の防災力の向上を目的とした「辻堂防災キャンプ」の実施



③ 子どもたちの成長をサポートする場やプログラムを提供

子どもたちの生きる力を育むとともに、家族や周囲の協力を得られないワンオペ育児の問題も受け止め、“地域で支える子育て”に積極的に取り組みます。

- ・交通公園と交通展示館の魅力向上と子育て支援機能の拡充
- ・自然体験や親子で参加できる運動プログラムなど、子どもだけでなく親も楽しみ、共に成長できるプログラムの実施
- ・「液体ミルク」や「紙おむつ」の自動販売機の設置など子育て支援サービスの充実



④ 明るく開放的な公園の魅力を高める空間づくり

“湘南”の魅力を形成するクロマツ、ヤシ、芝生等について、景観や生物多様性に配慮した維持管理に努めるとともに、四季折々の花修景づくりに取り組み、人々がくつろぎ心安らげる魅力的な公園空間を創出します。

- ・※県と [] との連携による「マツの維持管理計画」策定等、樹木の計画的な維持管理 ※令和5年度 実施
- ・利用者や地域の団体等との協働による「年間を通じた花いっぱい公園」づくり
- ・ [] 利用と保全のバランスに配慮した芝生の計画的な張替や養生等による快適な芝生広場づくり



⑤ 防災と安全に配慮した利用環境の確保

海や住宅地に隣接し、多様な施設を有するという公園の特性を踏まえ、安全管理、防犯・防災対策に取り組めます。

- ・塩害、飛砂等による施設・設備の劣化の早期発見、早期修繕、長寿命化の取組
- ・周辺住宅地の生活環境に配慮した公園管理
- ・関係機関との連携やパトロール等による日常の防犯対策のほか、プール開場時には更に警備等を強化し、利用者の安全・安心を確保
- ・藤沢市と連携した津波避難訓練の実施や地域との協働のイベント等による地域防災力の強化
- ・水辺の安全教室の開催や地元消防と警察の合同水難救助訓練への協力など、プールを活用した水難事故防止の取組



ウ 湘南汐見台公園の固有の価値や特性を活かした管理運営方針

(ア) 本公園の固有の価値や特性及び課題

▶遊びやスポーツの日常利用ができる公園

1.6ha と規模は小さいものの、小学校、保育園、幼稚園、特別養護老人ホーム等が公園

に隣接しており、遊戯広場、少年野球場、多目的グラウンドがあることから、地域住民の散策や子どもたちの遊びやスポーツ等に多く利用されています。

▶広域避難場所としての公園

都市化に伴う農地等のオープンスペースの減少を受け、平成29年度に茅ヶ崎市の広域避難場所の見直しが行われ、湘南汐見台公園、茅ヶ崎市立汐見台小学校、松下政経塾一帯が、大規模な火災に対する広域避難場所として、新規に指定されました。

▶課題

海及び住宅地に近い公園であり、塩害や飛砂、強風などへの対応や、樹木の落葉などについて、周辺への配慮が必要です。

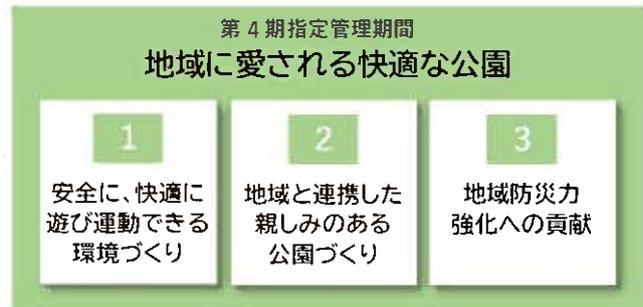
また広域避難場所としての周知、発災時の受入体制の整備などを図る必要があります。

さらに管理事務所のある辻堂海浜公園から離れているため、緊急時等の迅速な対応が課題となります。

(イ) 本公園の管理運営の方針

第3期指定管理期間(平成27年度～令和3年度)では、「快適な公園、地域に根ざした公園」をコンセプトに、多目的グラウンド利用者への貸出用具の充実等、利用者サービスの向上などに取り組み、県の指定管理業務評価において、平成27年度から平成30年度まで全て、「優良」との高評価をいただきました。

第4期指定管理期間においては、「地域に愛される快適な公園」を管理運営方針とし、次の取組を進めることにより、本公園の魅力を更に向上させてまいります。



① 安全に、快適に遊び運動できる環境づくり

安全に、快適に遊び運動していただけるよう、きめ細かな清掃、点検等による安全管理を行うとともに、防犯・防災対策に取り組みます。

・遊具等施設の塩害、飛砂等による劣化の早期発見、早期修繕、長寿命化の取組

・毎日の巡視とトイレや園路などのきめ細かな清掃により清潔で安全な環境を維持

・運動施設の適切な維持管理及び料金設定の工夫による利用促進

・関係機関との連携やパトロール等による防犯・防災対策の徹底

・管理事務所が離れていることを踏まえた緊急時に備えた管理運営



② 地域と連携した親しみのある公園づくり

地域の方々に親しまれる、地域と一体となった公園づくりを継続します。

・※地域の方々との連携による「みんなの花壇」の管理

※令和5年度 茅ヶ崎市立 汐見台小学校と調整の上、実施

・強風により道路等へ散乱した松葉等の速やかな除去等、周辺環境に配慮した維持管理

・辻堂海浜公園や市の公園と連携した利用促進プログラムや地元球団と連携した野球教室の実施



③ 地域防災力強化への貢献

・市と県、指定管理者で締結した「大規模火災発生時等における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書」に基づく、受け入れ体制作りや公園 HP などによる公園の広域避難場所機能の周知

- ・茅ヶ崎市の災害時のヘリポートにも指定されている多目的グラウンドについて、周辺樹木の樹高抑制に努めるなど、ヘリポートとしての機能確保に配慮した維持管理の実施

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針【両公園共通】

ア 平等な利用の確保

公園は、子どもから高齢者、障がい者、外国の方、地域団体、ボランティア団体など様々な立場の方が利用されます。関係法令や利用ルール等を遵守し、指定管理者としての責務に基づいて平等な利用を確保します。

- ・利用ルールの徹底
- ・ソフト面におけるユニバーサル対応の推進
- ・多様な人に届く情報発信の工夫

イ 利用者や地域住民等の声を反映した公園づくりの推進

地域とのパートナーシップによる公園づくりを進めるとともに、利用者や地域の人の声を真摯に受け止め、双方向のコミュニケーションを図りながら、より魅力的な公園づくりを進めます。

- ・公園利用団体、地元自治会、行政機関、地域団体、近隣教育機関等からなる「公園運営協議会」の事務局として地域住民等の声を積極的に公園の管理運営に反映
- ・公園モニターや利用者アンケート等の実施と業務改善への反映
- ・利用者や地域と連携した維持管理、イベント開催、防災対策等の実施

ウ 環境に配慮した管理運営

環境に配慮した管理運営を行うとともに、利用者への普及啓発に取り組むなど、環境負荷の軽減や生物多様性の保全等を推進します。

- ・緑の保全、希少な植物の保全や外来種の駆除
- ・独自の「環境マネジメントシステム」による総合的なマネジメントの推進
- ・公園周辺的生活環境に配慮した管理
- ・持続可能な社会の発展に向けた普及啓発の場としての公園の活用
- ・イベント運営におけるプラゴミ削減の工夫
- ・再生可能エネルギーを活用した電力や電気自動車の積極的活用

計画書2「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」【両公園共通】

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

ア 直営を基本に専門技術を要する管理業務等を委託

常に安全で快適な施設管理を実施するためには、公園の特性を熟知した職員による管理が効果的、効率的であるため、できるだけ直営*で、きめ細かな維持管理を行うことを基本にします。

※直営作業にかかる人件費は付属資料「ア収支計画書」の「人件費」に計上しています。

一方、法令等に基づく業務、専門技術・資格・特殊な機器類を要する業務、危険を伴う業務等は、委託します。

イ 地元造園業のプロ集団である [] との包括連携協定に基づく委託

海辺の公園として本公園では、クロマツが公園の重要な景観要素となっています。こうしたクロマツなどの樹木管理を中心に、[] と包括連携協定を締結し、計画的に業務を委託することにより、効率的で質の高い植物管理を行うとともに、地域経済活性化への貢献を図ります。

さらに包括連携協定では、緊急時の対応に係る協力についても規定しており、地域の造園業者の協力を得た迅速な早期復旧対応を実施します。



ウ 高齢者や障がい者の就労支援の観点からの委託

繁忙期には、効率化のため、直営の補助となるような管理業務についても委託し、その際は、高齢者の就労促進の観点から、高齢者が活躍するシルバー人材センターなどを活用するとともに、日常業務の中で、障がい者の就労支援に資する業務についても、就労施設にできるかぎり委託します。

<具体的な委託業務内容>

区分	管理項目	管理内容	業務内容	理由	発注者例
植物管理	高木管理	枝下し・枯損木処理	樹勢悪化木・支障枝の除去	高度な技術と高所作業で危険を伴うため	[]
	花壇管理	花壇	花植え・花から摘み	繁忙期の効率的な管理	[]
	草地管理	除草	林床の除草	繁忙期の効率的な管理	[]
施設管理	法定点検	消防設備・建築設備・電気工作物等	電気事業法・消防法による法定点検や建築基準法・遊具指針による点検等	免許及び専門的な知識を要するため	専門業者
	定期点検	ろ過設備・各ポンプ設備・防災用設備・膜構造建築物、遊具等			専門業者
	警備業務	巡回警備	夜間・年末年始巡回警備、園外道路警備	公安委員会の許可を要するため	専門業者
清掃管理	設備清掃	サザン池・建物等清掃	サザン池・建物等清掃	専門的技術を要するため	専門業者
	トイレ清掃	園内トイレ8カ所	園内トイレ、屋外シャワー等清掃	地元雇用支援に資するため	特定非営利活動法人
	ゴミ処理	粗大ゴミ・不法投棄	ゴミ・残材搬出	免許を必要とする業務であるため	専門業者
	園内清掃	ゴミ拾い		障がい者の就労支援に資するため	障がい者就労施設

エ 委託先の選定方法

(ア) 構成団体ごとの選定方法

▶**グループ代表**：委託先は、原則、県の競争入札参加資格者名簿に登録があり、業務に必要な免許・資格や豊富な業務実績を有することを条件とし、品質を確保するとともに、競争性・透明性・公平性の確保の観点から、公募型競争入札を基本とします。なお、専門性の高い一部業務を除く全ての業務について、地元を優先する地域要件を設定して発注します。

また、県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定期間を設け、幅広く応募できるように、募集内容を協会 Web ページや公園内、専門新聞紙面等に掲載・掲示し広く公表します。

▶**オーチャー**：地域貢献や、地域連携を通じた地域雇用の促進のため、基本は市内を優先として見積もりをとり、安価でかつ確実に履行することを前提とした業者に委託します。ただし市内業者で業務の履行が難しい場合は、県内業者から見積もりを取り選定します。専門特化した業務については、相応しい業者に依頼します。

▶**サカタのタネ**：

へ委託をすることで、質の高い緑花空間の維持管理を目指します。また、花苗の委託に関しても、長年サカタのタネ品種を多数生産している県内企業に生産委託し、高品質な花苗の確保を実現しています。

(イ) 共通

暴力団排除条例や労働関係法令等を遵守し、社会保険料や事業税等を適切に納付している者から選定することで委託先の信頼性や業務の水準を確保します。

オ 県内(地域)企業への委託の考え方

(ア) 地域企業への積極的な発注

地域の企業はその地域に精通しており、迅速かつきめ細かい対応が可能です。また、地域経済への貢献や地域連携の視点からも、県内企業へ発注します。

今後も地域雇用の確保などの観点から、地元の

等の活用を図るとともに、県内(地域)の中小企業等(「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」第2条に定める者又は準ずる者)の力を活用します。

(イ) 地産地消の観点からの取組

地産地消による県内経済の活性化等を目的として、公園の花苗を県内から調達するとともに、イベント等の場において地元で生産された物品の販売を行います。

(ウ) 障がい者就労支援の取組

グループ代表が毎年度定める「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」に基づき、障がい者就労施設への委託に加え、物品調達の推進、同施設等の生産物の販売場所として公園を提供するなどにより、障がい者の自立支援に引続き取り組みます。

【グループ代表の法人全体実績(令和元年度調達目標 8,500 千円、実績 8,784 千円(委託+物品調達)→うち本公園実績 348 千円

本公園における地域企業への業務委託実績

(令和元年度)

事業所所在地	業務委託実績件数
神奈川県内	164件(84.5%)
[内藤沢・茅ヶ崎市]	[115件(59.3%)]
県外	30件(15.5%)
合計	194件(100%)

計画書3「施設の維持管理」

(1) 公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

【辻堂海浜公園】



多目的ゾーン	明るく開放的な芝生広場、人工芝化された多目的グラウンドがあるゾーン。芝生広場では多様なイベントが開催され、多目的グラウンドはサッカーなどで活発に利用されており、1年を通じて多くの利用者で賑わっている。
潤いとふれあいのゾーン	花の庭、花工房、サザン池、海の広場などがあり、花と水とのふれあいを楽しめる空間となっている。
水のレクリエーションゾーン	夏の最大の魅力となるジャンボプールを有し多くの親子連れ、若者を中心とした利用者が訪れる。公園管理事務所やスマイルカフェも含め多くの利用者を受け入れる場。
交通レクリエーションゾーン	交通公園と交通展示館があり、子ども達が遊びを通じて楽しみながら自転車の乗り方や交通ルールを学ぶ場。親子連れを中心に多くの利用者がいる。
みどりのバッファゾーン	海岸からの防砂・防風の緩衝帯であり、また海浜地らしい景観をつくりだすマツ林を中心としたみどりを確保する場。
便益ゾーン	東西の駐車場。GWやイベント時、夏場の繁忙期を中心に多くの利用がある。

ア 辻堂海浜公園の特性と課題

(ア) 特性

公園の中心には、起伏の美しい広大な芝生広場と南国を感じさせるヤシ類の植栽、一年を通じて花と緑に親しめる花の庭などの花壇があり、来園者の憩いの場となっています。芝生広場では日常的な健康プログラムのほか、大型イベントが開催されています。

芝生広場の東にはジャンボプール、西には交通公園と交通展示館など、多様な施設もあり、多くの来園者が訪れる公園です。

公園の縁周部には、マツを中心とした樹林地があります。樹林地は、公園及び周辺住宅地への海からの防砂・防風機能を果たすとともに、海浜地らしい景観をつくり出し、林床には希少植物も生育するなど、都市の貴重な緑地となっています。

(イ) 維持管理上の課題

海辺に立地し、多くの利用者で賑わう本公園には、次のような維持管理上の課題があります。

▶芝生広場のオーバーユースによる裸地化の防止

- ・日常利用に加え様々なイベント等も行われる芝生広場は、オーバーユースによる芝生の裸地化を防ぐため、利用と保全のバランスに配慮した維持管理が必要

▶緑周の樹林地の高木化を踏まえた対応

・公園緑周の樹林地の高木化を踏まえた安全対策や周辺住宅地の環境に配慮した維持管理が必要

▶海浜部に位置する立地上の特性を踏まえた施設の安全管理と長寿命化

・塩害や風害等による施設劣化等を踏まえた施設の安全管理と長寿命化に資する維持管理が必要

▶繁忙期の警備の強化が必要

・GWや夏場のプール開場時、イベント開催時には、多くのご来園をいただくため、駐車場の安全対策や周辺道路の渋滞対策、プールでの置き引きなどの防犯対策として、警備の強化が必要

イ 特性と課題を踏まえた維持管理の考え方及び重点的取組

(ア) 美しく快適な空間をつくる花と芝生の管理

園内各所に四季折々の花修景をつくるとともに、芝生広場の利用と保全のバランスに配慮した管理等で、美しい景観と快適な利用環境をつくります。※計画書3(4)ア参照
重点的取組：年間を通じた花いっぱいの公園づくり

計画的な芝生の張替えと養生中の花の見どころづくり

(イ) 長期的な視点に立った緑周マツ林の計画的な維持管理

県や[]との連携によるマツ林の計画的な維持管理により、美観の維持や樹林地の健全育成、安全確保を図るとともに、近隣住宅地の生活環境の保全を図ります。※計画書3(4)イ参照

重点的取組：※「マツの維持管理計画」の策定による計画的な維持管理

※令和5年度 実施

(ウ) 生物多様性や周辺の住環境等にも配慮した維持管理

保護団体とともに、[]の保全を行う等、生物多様性に配慮した維持管理を行うとともに、公園周辺の住環境にも配慮した維持管理を実施します。※計画書3(4)ウ参照

重点的取組：環境に優しい機械の使用など、近隣の住環境に配慮した維持管理

(エ) 海浜部の厳しい環境の中、安全・安心の確保、施設の長寿命化の実現

日々の巡視や点検等を通じ劣化箇所を、早期に発見し、補修等の適切な対応を行うとともに、施設の健全度や重要度を考慮した計画的な維持管理により、施設の長寿命化を図ります。※計画書3(2)参照

重点的取組：長寿命化に資する早めの修繕につなげる []

(オ) 繁忙期における駐車場や周辺道路、プールでの安全対策

大型イベント実施時やプール営業期間等の繁忙期には、駐車場入口付近と周辺道路に警備員を配置し、安全で円滑な駐車場利用と周辺道路の渋滞対策を行います。プールの繁忙期(お盆期間等)には、置き引きなどの防犯対策のため警備の強化を行います。

※計画書3(3)イ参照

(2) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

【辻堂海浜公園】

【実施方針】 海浜部の厳しい環境の中、安全・安心の確保、施設の長寿命化の実現

海浜部に位置し、塩害や風害等による施設劣化の進行が早いという厳しい環境の中、多様な施設を有する本公園では、日々の巡視や点検等を通じて劣化箇所等を早期に発見し、補修等の適切な対応に繋げることで、安全確保及び施設の長寿命化を実現します。

大規模な修繕が必要な場合、速やかに県へ報告します。

- ▶**交通公園** 自転車等の乗り物を貸出しているほか、遊具、小田急車両等多様な施設があります。

【維持管理のポイント】コース、乗り物の安全管理及び保守点検の他、遊具等施設の安全管理及び保守点検を行います。

- ▶**多目的グラウンド** 人工芝特有のゴムチップの片寄りや流出、クッション性の低下による怪我が懸念されます。

【維持管理のポイント】定期的なブラッシング作業やゴムチップ流出防止ストレーナーの設置等による人工芝の適切な維持管理を行います。

(3) 清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針

【辻堂海浜公園】

【実施方針】 誰もが安心して、安全快適に利用していただける公園づくり

親切・丁寧な受付業務、きめ細かな清掃管理、公園の利用状況に応じた警備の実施などにより誰もが安心して、安全快適に公園を利用していただける環境を整えます。

ア 清潔感ある公園づくり

- ▶**こまめな清掃** 日常清掃、定期清掃の適切な実施やゴミ袋を携帯した職員によるこまめなゴミ拾いにより美しい公園をつくります。

- ▶**トイレ清掃** 公園設備の中でも特に老朽化が激しい施設であり、毎日の清掃とともに、

ハード面の課題をソフト面で支えます。

- ▶**感染症拡大防止対策** グループ代表が策定した「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」に基づき、感染症拡大のおそれが生じた場合には、防止対策として、園内の必要な箇所に、液体石鹸や消毒液を備えるなど、お客様の衛生管理と安全確保を図ります。また、交通公園・交通展示館では、始業前の清掃時に、自転車やスカイサイクル等のハンドル等の消毒を行います。※計画書9(2)ア参照



高圧洗浄機による
トイレ清掃状況

- ▶**利活用を高める水辺清掃** 水深の浅いサザン池では、カヌー体験会を開催するなど多様な利用を推進しています。これらの活用に合わせて、池の落ち葉等のごみの除去や水質の管理、護岸の点検などを行い、快適な水辺空間を保ちます。

イ 安全で快適な公園づくり(受付対応、警備)

- ▶**受付対応** 誰もが安心安全に公園を利用していただけるよう、職員全員が窓口・電話・メール等でのホスピタリティ溢れるお客様対応をします。本公園では、多くの来園者が訪れ、落とし物の問い合わせも多数ありますが、拾得物、遺失物両方を管理事務所と交通展示館でデータを共有し、遺失者へのきめ細かな対応を行います。

- ▶**施設の予約案内** 本公園の多目的グラウンドが、令和2年度よりネットによる予約(e-kanagawa 施設予約システムによる予約)に移行したことから、ネットの操作に不慣れな利用者に丁寧なサポートを行い、安心して利用いただける環境を整えます。

▶**警備**

通常警備	日中：公園職員による巡回・声掛けにより、利用マナーの周知等を図ります。年末年始については、警備員が巡回警備を行います。 夜間(年末年始)：交通展示館については、機械警備を行います。
繁忙期の駐車場の安全確保と周辺道路の渋滞対策	繁忙期には、駐車場入口付近と周辺道路に警備員を配置し、安全で円滑な駐車場利用と周辺道路の渋滞対策を行います。また、混雑緩和対策として、「混雑予想カレンダー」を掲載するとともに、SNS等を活用して、駐車場の利用状況の情報を発信します。
プールにおける警備	プール営業期間中の特に混雑する土日やお盆時期には、置き引きや盗撮、痴漢等の

員、看護師の配置	犯罪防止策を強化するため、 また、施設内の救護室に看護師免許保有者を配置し必要な医療的ケアを行います。
----------	--------------------------------------------------------

(4) 樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針

【辻堂海浜公園】

【実施方針】美しい景観と快適な利用環境、生物多様性や周辺の住環境等にも配慮

辻堂海浜公園は広々とした海辺の開放的な公園であり、周辺には住宅が隣接しています。公園の特色を活かした美しい景観と快適な利用環境をつくるとともに、周辺の住環境にも配慮した植物管理を行います。

ア 美しく快適な空間をつくる花と芝生の管理

サカタのタネグループの高い技術力を活かし、本公園の大きな魅力のひとつである芝生広場と花の庭等の花修景の魅力を引き立て、利用者に喜んでいただける美しく快適な空間を提供します。

(ア) 明るく開放的な公園の魅力を引き立てる芝生広場の維持管理【重点】【拡充】

- ・芝生広場の美観維持のため、きめ細かな芝刈や除草を実施
- ・「利用と保全」のバランスに配慮した計画的な張り替えと養生を行うとともに、サカタのタネのオリジナル工法であるフラワーオーバーシード工法を用いて、芝生養生中に新たな花の見どころを演出
- ・芝生に を、イベント参加者、NPO 法人等の協力も得ながら人力で丁寧に駆除し、快適な利用空間を確保

(イ) 年間を通じた花いっぱいの公園づくり【重点】【拡充】

花工房での花プログラムの展開と花の庭の魅力向上

花工房では、新たにサカタのタネの技術等を活かしたフラワークラフトや「たねダンゴ」など魅力ある花のプログラムを展開します。また、来園者の作品展示やたねダンゴの花壇での活用などにより、来園者と一緒に花の見どころをつくるとともに、作品の持ち帰りによる、地域緑化にも貢献します。

花工房の周りには、多くの花壇が集まる「花の庭」があります。来園者の作った「たねダンゴ」などを用いた協働の花壇作りをするとともに、サカタのタネが開発した育成品種や新品種を積極的に導入し、話題性のある、多様な花を楽しめる庭とします。

- ・地産地消の観点からできるだけ県内の園芸農家が生産した花苗を使用
- ・植物管理の技術を学ぶ専門学校での学習・実習の場として公園を利用していただくなど、地域の団体等とともに園内各所に花修景を創出
- ・冬季の閑散期対策として、水仙ガーデンを継続するとともに、サカタのタネの技術等を活かし、新たにサザン池に花のプランターを設置し、冬季の公園に彩りを演出

イ 長期的な視点に立った縁周マツ林の計画的な維持管理【重点】【拡充】

園内のマツやヤシは、植樹から長期間が経過し、高木化が進んでいることから、美観の維持や倒木による事故防止等に配慮しつつ、長期的な視点にたった計画的な剪定を行います。

特に外周のマツ林については、防砂・防風という重要な機能がある一方、高木化に伴い、近隣住宅の日照や眺望の阻害、公園外への落葉、倒木による事故等のおそれなどの課題もあり、これらの課題に対応するため、これまで計画的な剪定による樹高抑制を図ってきました。



マツの剪定

これまでの管理経験を踏まえ、地域の植生や気候風土を良く知る [redacted] とともに、県藤沢土木事務所と相談しながら、樹高抑制だけでなく、[redacted] も含めたマツ林の健全な管理・育成の観点から、※「マツの維持管理計画」を策定し、マツ林の計画的な維持管理を行います。

※令和5年度 実施

ウ 環境に配慮した維持管理

持続可能な公園及び地域の発展に向け、環境に配慮した維持管理を行います。

(ア) 生物多様性の保全等環境に配慮した維持管理

- ・保護団体との協働による、[redacted] の保全や海浜植物のハマボウフウの育成
- ・[redacted] の人力による駆除
- ・園内発生材の松葉を地域の有機農家に堆肥、マルチング材として活用してもらい、地域循環型社会の形成に貢献

(イ) 近隣の住環境に配慮した維持管理【重点】

[redacted]

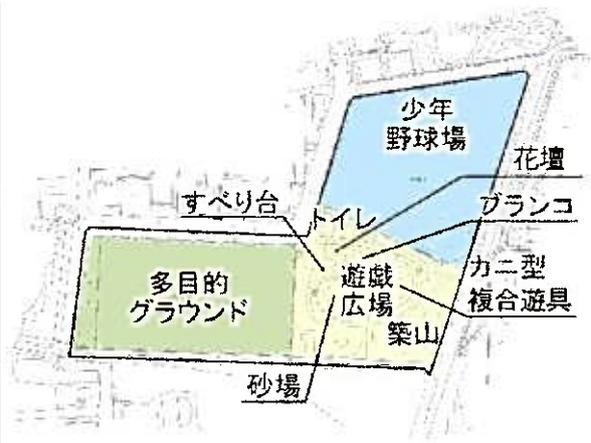
[redacted]

[redacted]

(1) 公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

【湘南汐見台公園】

遊戯広場ゾーン	入口に倉庫、花壇、トイレがあり、またブランコや滑り台等遊具が点在している。未就学児と保護者の利用が多いほか、高齢者向けの屋外健康遊具も設置されている。
多目的ゾーン	広場として主に近隣の子もたちがボールあそび等をしているオープンな空間。ただし事前予約により、有料で専用利用ができる。
野球場ゾーン	少年野球と、ソフトボールで使用可能な少年野球場。



ア 湘南汐見台公園の特性と課題

(ア) 特性

公園入口は、四季の花で彩られ、園内にはクロマツやシャリンバイなどの潮風に強い樹木が植栽されています。海辺の公園らしい太陽の光を存分に受けられる空間と明るさが特徴で、未就学児を遊ばせる保護者には、見通しの良さが安心材料になっています。遊戯広場を中心に、西側には多目的グラウンド、東側には少年野球場が設置され、コンパクトながらも多様な施設がある公園です。

(イ) 維持管理上の課題

海辺に立地し、海風を絶えず受ける環境にある本公園には、次のような維持管理上の課題があります。

- ・台風時など塩を含む雨により、花や木が傷みやすい
- ・塩害や風害等による施設劣化等を踏まえた施設の安全管理と長寿命化に資する維持管理が必要

イ 湘南汐見台公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方及び重点的取組

(ア) 地域の方々に親しまれるみどりと花の空間づくり

塩害に強い草花の植栽やこまめな樹木剪定により、親しみあるみどりと花の空間をつくります。※計画書3(4)参照

重点的取組：近隣の学校などと連携して、花壇を「みんなの花壇」として管理

※令和5年度 茅ヶ崎市立 汐見台小学校と調整の上、実施

(イ) 運動施設の快適な利用環境づくり

少年野球場や多目的グラウンドのきめ細かな管理により、快適な利用環境をつくりまします。※計画書3(2)参照

重点的取組：サカタのタネの技術指導と生育管理による野球場芝生の良好なコンディションづくり

(ウ) 海浜部の厳しい環境の中、安全・安心の確保、施設の長寿命化の実現

日々の巡視や点検等を通じ劣化箇所を、早期に発見し、補修等の適切な対応を行うとともに、施設の健全度や重要度を考慮した計画的な維持管理により、施設の長寿命化を図ります。※計画書3(2)参照

重点的取組：長寿命化に資する早めの修繕につなげる

(2) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針**【湘南汐見台公園】****【実施方針】 運動施設のきめ細かな管理と施設の安全・安心かつ長寿命化の実現**

辻堂海浜公園同様に塩害や風害等による施設劣化の進行が早いという厳しい環境です。こうした環境を踏まえ、遊具や運動施設等、多様な施設について、きめ細かな管理により、安心・安全を確保します。また、県の長寿命化計画を踏まえ、遊具等の各施設について、特に計画上「部分的に劣化が進行して定期的な経過観察が必要」とされた施設は [] を実施します。**【重点】 【拡充】** ※詳細は計画書3 辻堂海浜公園 (2) イ参照

▶少年野球場

- ・野球場外野の芝生について、新たにスポーツ施設の芝生管理に実績のあるサカタのタネの技術指導と、生育管理を行い、快適に利用頂けるコンディションを整備**【重点】**
- ・野球場内野のクレイ(土)について、掻き起し・転圧等の整備を行い、降雨による水の透水性を維持し、良好なグラウンドコンディションを提供
- ・少年野球場の定期的な穴等不良箇所の確認をする安全点検ときめ細かい整備で、快適な利用環境を提供
- ・強風時に防球ネットが破損しないよう天気予報を注視しながらネットの上げ下ろし等に速やかに対応
- ・海浜部に位置することから免れない塩害の影響を抑えるため、特に少年野球場のネットの上げ下ろし部分に、 []
- ・防球ネットと支柱の防護クッションの擦り切れによる破れやほつれ等をこまめに点検し、早急に補修



外野芝生の専門家による指導

▶多目的グラウンド グラウンドの定期的な穴等不良箇所の確認をする安全点検に加え、グラウンド全体の不陸整正を実施。さらに、グラウンド利用者に利用後のグラウンド整備協力と呼び掛け、快適な利用環境を提供

▶遊戯広場 遊戯広場には、すべり台等の子供向け遊具から、高齢者向けの屋外健康遊具まで様々な遊具が設置されています。塩害や風害等を受ける厳しい立地環境を踏まえ、日常点検や定期点検に加え、 [] を実施し、事故の防止と施設の長寿命化を図ります。

(3) 清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針**【湘南汐見台公園】****【実施方針】 誰もが安心して、安全快適に利用していただける公園づくり**

管理員が常駐していないため、毎日の巡視の中で、清掃や利用案内などにきめ細かく対応するとともに、掲示物による適切な情報提供や管理事務所の電話番号の周知等により、来園者に安心して利用いただける環境を整えます。

ア 清潔感ある公園づくり

▶こまめな清掃 日常清掃、定期清掃の適切な実施やゴミ袋を携帯した職員によるこまめなゴミ拾いによる美しい公園をつくります。

▶感染症拡大防止対策 グループ代表が策定した「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」に基づき、感染症拡大のおそれが生じた場合には、防止対策として、園内の必要な箇所に、液体石鹸や消毒液を備えるなど、お客様の



砂の除去(清掃の様子)

衛生管理と安全確保に努めます。※計画書9(2)ア参照

- ▶ **砂対策** 堆積した飛砂の砂場への移動、掃き戻しを行うことで、園路やトイレの美観と、滑り防止に配慮します。

イ 安全で快適な公園づくり(受付対応、警備)

- ▶ **受付対応** 辻堂海浜公園の管理事務所で受付を行うこととなりますが、現地においても、巡回する職員による声掛けや利用案内、掲示物による利用案内や注意事項の周知に加え、管理事務所窓口の電話番号を周知することにより、問い合わせ等に適切に対応します。
- ▶ **施設の予約案内** 湘南汐見台公園の少年野球場と多目的グラウンドが、令和2年度よりネットによる予約(e-kanagawa 施設予約システムによる予約)に移行したことから、ネットの操作に不慣れな利用者に対する丁寧なサポートを行い、安心して利用いただける環境を整えます。
- ▶ **警備** 日中：公園職員による巡回・声掛けにより、利用マナーの周知等を図ります。

(4) 樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針 【湘南汐見台公園】

【実施方針】 地域の方々に親しまれるみどりと花の空間づくり

公園を利用される方がみどりと花のある風景を楽しめるよう、また、近隣住居や道路等への飛砂対策としても、適正な樹木や芝生管理を行います。さらに景観に彩りを添える花壇を地域の方々の協力を得て管理します。

▶ 花壇

- ・公園の花壇を近隣学校など地域と連携した「みんなの花壇」として管理 **【重点】**

※令和5年度 茅ヶ崎市立 汐見台小学校と調整の上、実施

- ・台風や強風後には、植栽が砂で埋まり、花壇に飛砂が堆積するため、花壇の花の植替えの際に、表層部の砂を下層の土と入れ替え、水持ちと水はけのバランスを保持



みんなの花壇の植付けの様子

▶ 樹木

- ・当公園の樹木は、強風や塩害に晒され、過酷な環境にあるため、樹木に負担をかけないように強剪定は実施しない
- ・生育不良樹木や枯損木の早期発見、除去に努めるとともに、必要に応じて [] による診断を行い、園内の樹木を保全
- ・防犯対策として、低木等の剪定時には見通しの確保に配慮した剪定を実施
- ・多目的グラウンド北側の松がグラウンド利用者と接触しないよう配慮した剪定を実施。南側樹木については、フェンスを飛び出して小学校側に枝が出て、人や車を傷つけないよう注意を払い剪定
- ・多目的グラウンドは茅ヶ崎市の緊急時のヘリポートにも指定されているため、周辺樹木の樹高抑制を図る剪定を実施

▶ 芝生

- ・遊戯広場の草地については、本公園では希少な緑地空間であり、簡易なボール遊びやレジャーシート等の敷設に支障のない刈込レベルの維持と、雑草の除去により、安全で快適な利用空間を提供

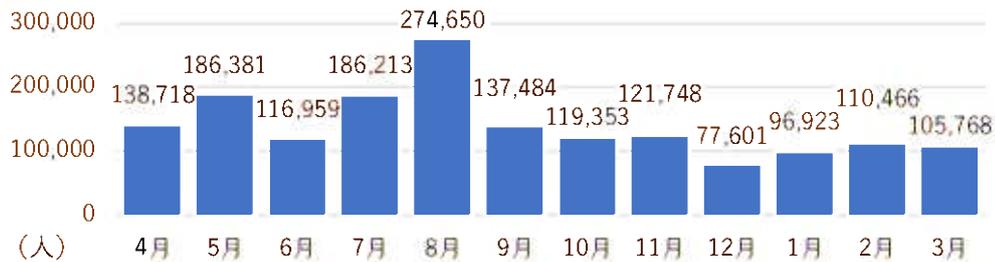
計画書4「利用促進のための取組」

- (1) 公園の特性や利用状況(繁忙期・閑散期等)、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等(有料施設は除く)

【辻堂海浜公園】

ア 実施方針

- ▶**特性**：本公園は、これまで、地域の交流と活動の拠点として、スポーツや文化活動等の場となるとともに、様々な主体との協働による多様なイベント開催や花修景の充実などに取り組んできたことにより、多くの方にご来園いただいています。
- ▶**課題**：プール営業期間の夏と春秋の行楽シーズンに利用が多い一方、冬季は減少しています。このため、繁忙期の快適な利用環境の提供や閑散期の利用促進が課題となっています。



図：月別利用者数の推移(平成29～令和元年度平均)

- ▶**実施方針**：これまで培ってきた地域のネットワークと信頼関係を活かし、年間を通じた公園の魅力向上を図り、今後も多様な人々に愛され、利用される公園を目指します。

イ 具体的な取組内容

(ア) 地域とのパートナーシップによる新たな価値の創造

私たちは、「公園が主催者」として実施するイベントのほか、地域団体等と構成する「実行委員会」で実施するイベント、地域団体等が主体的に企画・立案・開催し、公園がこれを支援する「共同イベント」を多数開催しています。共同イベントの実施にあたっては、主催者に公園の管理運営方針を十分に理解していただいたうえで、
企画立案を行い、公園のノウハウを活用して、イベントを開催していただいています。

いずれの方式であっても、イベント開催にあたっては、主催者、協力者、出演者等となるべく多く打ち合わせの機会を持ち、企画段階から地域の声を採り入れ、イベントをつくりあげます。このきめ細かな準備過程も含め、地域交流が図られるとともに、地域の様々なニーズに沿ったイベントの開催に繋がり、多くの来園者に喜ばれています。

今後も、これまでに培った地域との信頼関係に基づくパートナーシップにより、社会の変化や多様化するニーズに応えられるイベントやサービスを展開し、更なる利用促進と新たな公園価値の創造に取り組めます。

■辻堂海浜公園におけるイベントの区分

区 分		概 要
公園主催		指定管理者単独実施又は、地域団体と共同実施
実行委員会		地域団体等と構成する「実行委員会」で実施
共同イベント	かいひん SUN-DAY	地域団体等が主体的に企画・立案・開催し、公園がこれを支援 ステージ、各種プログラム等、複合的な中～大規模イベント
	かいひん FRIENDS	地域団体等が主体的に企画・立案・開催し、公園がこれを支援 うんどう教室、クラフトプログラム等の、小～中規模イベント

※添付資料「辻堂海浜公園・湘南汐見台公園イベント予定」参照

▶主なイベント・プログラム(実績・継続予定)

主：公園主催
 実：実行委員会方式
 共：共同イベント

- ・ユニバーサルカヌー体験会/主
- ・サンタクロース運動会/共
- ・THE HONKI 運動会/共

- ・つじどう寝たきりゼロ体操(筋力の維持向上を目指す体操)【月曜】/共

- ・公園体操【水曜】/共
 - ・ママヨガ湘南【第2・3・4金曜】/共
 - ・辻堂海浜公園 parkrun【土曜】/共
 - ・大人と子どもの元気アップ運動クラブ(遊びを通じて体力づくりに取り組む運動)【第2土曜】/主
 - ・リフレッシュヨガ、シニアヨガ(オンラインとのデュアル)【第2日曜】/共
 - ・やさしいうんどう教室(健康遊具を活用した教室)【毎週木曜(4~6月は毎月第3日曜)】/共
 - ・ユニバーサルカヌー体験会【5・6・9・10月日曜】(再掲)/主
- ※夏や冬などにお休みとなるプログラムもあります

- ・辻堂海浜公園まつり/主
 (他地域連携イベントと合同開催を検討中)
- ・辻の盆/実
- ・THE SURF FESTIVAL
- ・子ども凧作り教室/共
- ・しめ縄作りワークショップ/共

- ・Tsujiidou Local Market/共
 (地元農家や店舗が集うマルシェ)
- ・湘南バン祭り/共

- ・大人と子どもの元気アップ運動クラブ(再掲)/主
- ・辻堂海浜公園子ども駅伝大会/実
- ・30分で乗れる自転車教室/共
- ・チリリンスクール(交通安全教室)/共

- ・HUG ANIMALS/共
 (犬猫殺処分ゼロを目指したイベント)
- ・わんこと一緒にウォーキング/共
 (犬のしつけ教室)

- ・絆プロジェクト/主
 「仲間づくりと水辺の安全を一緒に学ぼう」
 (ジャンボプールで行う水辺の安全教室)
- ・親子で楽しむ フットゴルフ×防災チャレンジ/主

- ・セミの羽化観察会/主
- ・辻堂フリマビクニック/共
- ・Love Earth Festival /共

※詳細は、添付資料「令和5年度 辻堂海浜公園・湘南汐見台公園 イベント予定」参照

▶周辺公園と連携した地域の魅力発見イベント

【新規】発見！ガッテン！クイズラリーの開催：県立公園と市立公園の連携イベント

辻堂海浜公園と湘南汐見台公園、藤沢市辻堂南部公園の3公園の連携により、3公園をクイズ等を楽しみながら回る「発見!ガッテン!クイズラリー(仮称)」を開催します。



▶サイクリスト等向けサービスの向上

- ・湘南海岸地域に集まる※サイクリストの休憩場所となる場所に自転車ラックを増設 ※令和5年度 準備
- ・2019年に作成した「湘南海ランマップ辻堂海浜公園～江ノ島」に加え、他の県立公園等とも連携して、※サイクリングマップを作成 ※令和5年度 準備
- ・利用者が海岸の状況をリアルタイムで把握できるようにしょうなんの森展望台に設置されたライブカメラの映像を公園HPで公開



湘南海ランマップ

▶防災キャンプの実施

地域の防災力向上のため「親子で楽しむフットゴルフ×防災チャレンジ」という名称でイベントを実施します。

※計画書10(3)イ(ウ)参照

(イ) 子育て支援イベントやサービス

- ・プール営業期間外の施設を有効活用し、※幼児用プール「クジラの海」を親水施設として無料開放(秋に実施予定) ※令和5年度 実施
- ・子どもたちが五感を使って自然を感じる自然体験プログラム(ネイチャーゲーム等)を実施
- ・授乳室や液体ミルク・紙おむつ自販機の設置等、公園で行っている子育て支援サービスを広く周知し、より多くの方に利用していただくため、「かながわ子育て応援パスポート」に登録



クジラの海

※交通公園・交通展示館における子育て支援については、計画書4(2)イ参照

(ウ) 繁忙期・閑散期に応じた利用促進

本公園は、季節が良い春と秋が芝生広場と交通公園の繁忙期で、夏はジャンボプールに利用が集中します。

▶繁忙期の利用促進

- ・春秋や夏のプール期間中など、駐車場が満車となる繁忙期には、小田急グループとの

- ・連携により、積極的に公共交通機関の利用を促す等、渋滞対策を強化
- ・室内施設である交通展示館の魅力向上等、プール以外の利用のPRによる、園内施設の利用の平準化 ※交通展示館の魅力向上については、計画書4(2)イ参照

▶閑散期の利用促進

閑散期となる冬季の利用促進として、水仙ガーデンを継続するとともに、サザン池での花筏など、新たな冬の花の見どころをつくります。

また、これまでも「辻堂フリマピクニック(12月~3月)」、「サンタクロース運動会(12月)」「子ども駅伝大会(2月)」など、寒い冬も公園を訪れたいくなるようなイベントを積極的に開催することにより、年間を通じて楽しめる公園として定着してきました。

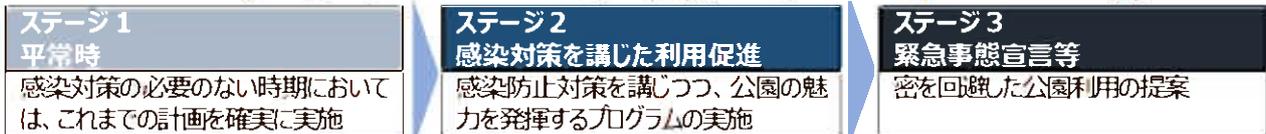
今後も、この季節ならではの公園の楽しみ方を見つけていただけるような取組により、更なる公園の魅力向上と利用の促進を図ります。

- ・冬季の運動プログラムや室内(交通展示館等)でのイベントの拡充
※年間イベントスケジュールは、計画書4(1)イ(オ)参照
- ・冬季の花の見どころづくりの拡充(サザン池での花筏等)
※計画書3(4)ア(イ)参照

(エ) 新しい生活様式に対応した利用促進

公園は、コロナ禍においても、人々が屋外の新鮮な空気の中で、花や緑に癒されながら散歩や運動を行い、心身の健康を維持する場として、社会的に重要な機能を有する場所となっています。

本公園においても、感染防止対策を徹底しながら、ニーズに沿ったサービスの提供等を行うことにより、社会インフラとしての公園機能を最大限発揮していきます。



▶ステージ2における対応案

- ・国や県の指針に従い、施設利用や公園イベント開催にあたっての留意点などを利用者やイベント共催者に周知
- ・リアルとオンラインの2通りでのイベント実施や、困われたプールエリアの活用など、工夫をこらしたイベント開催により、密の回避や利用者の健康状態の把握等を実施

【イベント開催時におけるコロナ感染予防対策】

イベントを開催するにあたっては、県の対処方針に則って開催の可否を判断するとともに、公園が策定した「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(イベント編)」に沿った必要に応じた対策を講じながら開催します。

- ・参加者の検温や体調確認、手洗い又は消毒等
- ・イベント参加者に対しマスク着用(運動中等は除く)、咳エチケット等の指導等
- ・参加人数を減らして密を防ぎ、貸出資材及び器物等の随時消毒等
- ・イベント参加者名簿の作成等(連絡先の把握)

▶ステージ3における対応案

- ・リアルで人が集まることができない時も、公園イベントを日課としてきた方々の心身に寄り添うため、可能なものについてはオンライン配信でイベントを開催
- ・イベントに頼らない密を回避した公園利用の提案(ランニングコースの紹介等)
- ・園内放送や園内掲示による密の回避やマナーの呼びかけなど、皆が気持ちよく公園を利用できる環境の整備

※新型コロナウイルス等の感染症に対する対応の詳細については、計画書9(2)ア参照

(オ) 新規も含めたイベント開催予定一覧

年間の主なイベントスケジュールの予定を以下に示します。閑散期となる冬でも楽しめる公園として、年間を通じた公園の利用の促進を図ります。

■ 主なイベント・プログラムの予定一覧

主なイベント・プログラム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ユニバーサルカヌー体験会												
サンタクロス運動会												
THE HONKI 運動会												
つじどう寝たきりゼロ体験 やさしいらんど教室												
発見! ガッテン! クイズラリー												
子育て世代の健康プログラム												
ジャンボプールで HONKI カヌー カヌースクール												
日課のできる健康プログラム												
辻堂海浜公園まつり	(他地域協働イベントと合同開催を検討中)											
辻の盆												
子ども風作り教室												
Tsujido Local Market												
湘南ハル祭り												
中央ホールでの企画展示												
クジラの海ジャブジャブ遊び												
ママとパパの子育て相談												
ボードゲームで遊ぶ												
絵本の読み聞かせ会												
自転車交通安全競技会												
30分で乗れる自転車教室												
チリリンスクール(交通安全教室)												
HUG ANIMALS!												
わんこと一緒にウォーキング												
親子で楽しむアットゴルフ×防災チャレンジ												
セミの羽化観察会												
Love Earth Festival												
自然体験プログラム(ネイチャーゲーム)												
辻堂ファミピクニック												
子ども車掌さん体験会												
南極子ども講話会												

(2) 有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

【辻堂海浜公園】

ア プール

(ア) 実施方針

ジャンボプールは、湘南地域において希少な屋外の大型レジャープールであり、周辺地域も含めた親子連れ、若者を中心とした利用者が多く訪れる施設です。

一方で、水難事故の危険性を伴う施設であるたほか、真夏の熱中症や混雑にまぎれた置き引き、盗難などの犯罪、感染症等、様々なりスクから利用者を守るための多様な対策が必要です。また、園内の大きな面積を占める一方で、利用が夏に偏ります。

これらの施設の特長や課題を踏まえ、多くの利用者の期待に応え、満足していただくことを目指し、安全管理の徹底、利用の快適性の確保に重点的に取り組むとともに、施設の有効活用に取り組めます。

イ 交通公園・交通展示館

(ア) 実施方針

▶施設の特性及び課題

交通公園は、子ども達が自転車の乗り方や交通ルールを遊びながら学べる施設であり、プールと同様に近隣に類似施設がないことから、親子連れを中心に多くの利用者が訪れる場です。現在も混雑する施設である一方、老朽化による広場の様々な遊具や変形自転車等の撤去により、魅力が低下しています。

交通展示館は過去から未来まで様々な交通に関する展示や体験ができる屋内型の有料施設ですが、人気施設であったスーパーライダーが老朽化のため撤去されたほか、館内の展示物も古くなっており、ハード面での魅力が低下しています。

▶特性及び課題を踏まえた実施方針

いずれの施設も遊具類のハードの魅力の維持が難しい状況にありますが、親子連れを中心とした人気のエリアであることから、交通公園・交通展示館というエリアを一体的に子ども達が楽しめる場とするよう、ハード面での課題をソフト面で補う工夫等により、魅力向上や居心地の良さを高める工夫を強化します。

▶利用促進のための主な取組

●**交通展示館・交通公園のエリアとして魅力向上**：ソフト面での魅力を高める工夫や子育て支援機能の強化等によりエリア全体を盛り上げ、利用を促進します。

具体には次頁①②③

(イ) 実施内容

①施設の魅力アップ

▶交通事業者や車メーカーによる交通をテーマにしたイベントの開催【新規】

当グループの構成企業である小田急や、地元自動車メーカー等の協力を得て、交通公園や交通展示館で交通をテーマとしたイベントや企画展等を開催します。

- ・小田急によるイベントや企画展(運転士・車掌のお仕事紹介／電車の仕組みを知ろう／乗車マナーや安全運行への取組紹介／交通安全教室)
- ・地元自動車メーカー()との連携イベント(ペーパートラックづくり)／南極子ども講話会(南極観測隊のお話し)



乗務員体験イベント



ペーパートラック

▶その他のプログラム充実【拡充】※交通公園での実施を予定

- ・自転車に“乗れる子”と“乗れない子”に応じたきめ細かな自転車交通安全教室(チリリンスクール)プログラムの実施
- ・※子ども達が主体的に交通安全に取り組むきっかけづくりを目的とした、交通安全競技会の開催 ※令和5年度 調整・準備



交通公園

②施設利用機会の拡大【新規】

- ・※交通展示館リピーター向け回数券の販売 ※令和5年度 調整・準備
- ・様々な世代に交通展示館の魅力を発信するため、こどもの日の他、イベント開催日等に合わせた無料入館日の拡充
- ・スカイサイクル混雑状況の発信：交通公園で人気を誇るスカイサイクルは、春秋の

繁忙期に親子連れの行列ができることから、SNS でスカイサイクルの混雑状況を発信し、レジャー計画に活用していただき、満足度の向上を図る

③交通展示館・交通公園を子育て支援の拠点に!!【拡充】

【交通展示館】

子どもの遊び場：グループ代表の自主財源を活用し、未就学児が親子でくつろげる場所として平成 27 年 5 月に整備した子どもの遊び場のサービスを拡充します。

季節に合わせたおもちゃの入れ替え
絵本の読み聞かせ会の開催



子どもの遊び場

ボードゲームイベントの開催：参加者の心を開き、遊びながら学べるボードゲーム(例：SDGs ボードゲーム、交通安全すごろく、将棋、囲碁、オセロ等)を常時用意するとともに、※ボードゲームイベントを開催します。※令和 5 年度 準備・調整

ママとパパの子育て相談の開催：地元企業等と連携し、子育てお悩み相談などの子育て支援プログラムを開催します。

【交通公園】

ママヨガ湘南の開催：ママ達のコミュニティづくりとして、託児付きの古典ヨガプログラムを毎月 3 回程度開催します。ママの心身が健やかに保たれることを通じて子育てを応援し、子どもたちの健やかな成長に繋がります。

バッテリーカーの設置：自転車にまだ乗れない小さな子ども達にも交通公園を楽しんでいただけるよう、子ども達に人気のバトカー等のバッテリーカーで遊べるスペースを設置します。

ウ 多目的グラウンド

(ア) 実施方針

多目的グラウンドが人工芝にリニューアルされたことにより、新規で登録する団体が増え、土日祝日はほぼ稼働しています。利用を希望する団体間の円滑な利用の調整と、平日を中心とした利用の促進を図ります。

(イ) 実施内容

▶**スポーツの裾野拡大(運動施設の利用促進)**

利用者の少ない平日の午前中を中心に、※子育て中のママや、スポーツ初心者等を対象として、フットサル教室等の健康プログラムを開催します。幅広い世代における未病改善対策を推進し、スポーツの裾野を広げるとともに、ゆるやかな地域コミュニティの醸成を図ります。 ※令和 5 年度 準備・調整

土日祝日については特に、利用希望者が多い施設であることから、利用調整会議や有料施設選考会で大会等の事前調整機会を設け、各競技団体の利用ニーズの対応や円滑な大会等の運営を支援していきます。

エ 有料駐車場

本公園の駐車場は、現在も、特に夏の繁忙期やイベント時を中心に多くの方にご利用いただいています。令和 6 年度には横浜湘南道路の藤沢 IC～栄 JCT 間の開通が予定されており、これまで以上に遠方からの利用者増が見込まれます。こうした状況を踏まえ、より多くのお客様に駐車場を快適に利用い

▶**実施概要**

期間	通年
時間	5 時～21 時
台数	東駐車場：499 台 西駐車場：301 台

ただけるよう、利用環境の整備を図るとともに、閑散期の魅力向上により年間を通じた駐車場の利用促進を図ります。

▶ 具体的内容

【新規】 キャッシュレス化など多機能な駐車場機器の導入による利便性の向上

- ・電子マネーや交通系ICカードなどでの決済や高額紙幣での支払い可能な精算機を設置
- ・職員不在時でも精算機付属のインターフォンにより利用者が、コンタクトセンターにアクセスでき、リモートで減免手続きや緊急時の対応を実施

【拡充】 閑散期の利用促進の強化

- ・閑散期である冬の案内(交通展示館等)でのイベントの拡充
※計画書4(1)イ(ウ)参照
- ・花筏などの冬季の花の見どころの拡充※計画書3(4)ア(イ)参照

オ 自動販売機

▶ 実施概要

本公園は交通公園や運動施設、広大な芝生広場等の多様な施設を有し、家族連れを中心に、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の方に利用されています。こうした状況を踏まえ、子育て世代の利用者やスポーツに興じる利用者など多様な方を対象に飲食等の提供をしていくことが必要です。設置にあたっては、利用の多いエリアを中心に、防犯上の配慮や直射日光を極力避けるなどの配慮もします。

営業期間	通年
設置台数	32台(園内21台・プール11台)
販売品目等	清涼飲料水27台/アイス5台 液体ミルク及び紙おむつ(飲料併売)2台

こうした状況を踏まえ、子育て世代の利用者やスポーツに興じる利用者など多様な方を対象に飲食等の提供をしていくことが必要です。設置にあたっては、利用の多いエリアを中心に、防犯上の配慮や直射日光を極力避けるなどの配慮もします。

▶ 具体的内容(子育て支援等の取組)

子育て支援: 家族連れ、子育て世代の利用者が多いため、子育て支援として「液体ミルク・紙おむつ」を導入 **【新規】**

運動施設利用者: エネルギー補充や熱中症対策となる飲料を加え販売品目を充実

各種機能: 各種機能(電子マネー対応等)を有した自動販売機を設置

リサイクル: ゴミ箱はきめ細かな分別が可能なりサイクル対応のものとし、取組について看板等でPR(県の「プラごみゼロ宣言」に賛同した取組)

(3) 多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

【辻堂海浜公園】

ア WEBによる幅広い広報・PR

現在も、HP、ブログ、ツイッター、フェイスブックを駆使し、きめ細かな更新を心がけ、フェイスブックのフォロワーを年々増やしています(2021年2月20日現在フォロワー数5,591人、2020年4月2日から336人増)。今後、資源保護やゴミ削減の観点からも、SNS等のWEBでの情報発信を更に強化します。

▶ WEB戦略

【HP】継続的な掲載が可能な媒体であり、施設情報やイベント年間予定などの基本情報を掲載

【SNS(ブログ含む)】

・即時性と拡散性を活かし、開催が近づいたイベントの詳細情報、公園からのお知らせ(施設の工事による休止情報や緊急事態宣言に伴うイベントの中止等のお知らせ)などを掲載

・#を有効に活用し拡散を図るとともに、#の横の繋がりを活かし公園のニーズの把握
※駐車場の満空情報はHP、SNSともに活用し、なるべく多くの媒体で発信



- ▶強化ポイント【拡充】
- ・HP の多言語化(現在の英語に加え、中国語、韓国語を追加)
 - ・動画配信、ライブ配信の強化

イ 地域向けの広報

(ア) 紙媒体による広報

WEB による情報が届きにくい方々に対しても情報を届けるため、紙媒体による広報も継続します。

- ・地元団地の協力を得て、団地掲示板への、イベントポスター、チラシ、年間イベント予定表等の掲示や配架
- ・[redacted]の協力を得た地域回覧
- ・独自の県立公園情報誌「かながわパークナビ」(年2回発行)
(県立公園のほか、藤沢市の図書館や公民館、観光協会、県内道の駅などに配布)
- ・[redacted]を通じて、広報ふじさわ、カラフルふじさわ等の、自治体広報紙、自治体フェイスブックによるイベント紹介
- ・新聞や地域情報紙によるイベントや公園紹介

(イ) メディアによる広報

- ・[redacted]をはじめとした、地元テレビ局へのイベント等情報の投げ込み
- ・[redacted]をはじめとした、コミュニティFM局と連携したイベント紹介

ウ 広域向けの広報

(ア) 情報誌と連携した広報

イベント等の告示内容に合わせて、ターゲットに沿った各種外部サイトを活用した

告知を行います。

- ・小さな子どものいる家族(いこーよ、るるぶ Kids、あそびい湘南、日経 DUAL 他)
- ・幅広い年齢層(湘南よみうり、とことこ湘南、レアリア、ウォーカープラス、イベントバンク他)
- ・シニア層(タウンニュース、神奈川新聞等)

(イ) 交通機関と連携した広報

- ・鉄道駅やバスの車内へのイベントポスター等の掲示

小田急グループによる PR 【新規】

通勤・通学、ショッピングなど、日々の暮らしを支える生活路線と、箱根や江ノ島をはじめとする行楽地を結ぶ観光路線の2つの顔を持つ小田急グループが、沿線に集まる多様なターゲットに向けて、多彩なプロモーション媒体を提供します。

- ・鉄道車内のモニター、ポスター、ステッカー、駅のポスター等
- ・イベントについて、ホームページや SNS での発信

エ 公園利用者数の目標値

本公園の利用者数は、夏のプール開場期間の天候に大きく左右されるため、目標設定が難しいところ

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(千人)	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760

があります。こうした中、閑散期の花の見どころづくりやイベント開催、様々な手法を用いた PR などにより、年間を通じた利用促進を図り、平成 27 度～令和元年度の中で、夏の天候の影響により、最も利用者数が多かった 1,810 千人(平成 28 年度)と、最も利用者数が少なかった 1,710 千人(平成 27 年度)の平均値の 1,760 千人を最低限の目標として設定し、夏の天候に大きく左右されない多様な魅力を持つ公園を目指します。

また、交通公園・交通展示館の施設の魅力アップや子育て支援の拡充により、交通展示館と交通公園のスカイサイクルにおいて、平成 29～令和元年度の利用者数平均から今後 5 年間で 5% 増となる交通展示館 41.5 千人、スカイサイクル 124.9 千人を目標として利用促進を図ります。

	平成 29～令和元年度平均	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交通展示館	39.5	39.9	40.3	40.7	41.1	41.5
スカイサイクル	118.9	120.1	121.3	122.5	123.7	124.9

- (1) 公園の特性や利用状況(繁忙期・閑散期等)、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等(有料施設は除く)

【湘南汐見台公園】

ア 実施方針

本公園は、遊戯広場の他、運動施設を備えているため、散策、遊び、運動など、幼児から高齢者まで、幅広い年代に日常的に利用されています。

近隣住民の生活に密着した本公園では、年間を通して公園全体としては利用者数の大きな変動はありませんが、気軽に毎日のように訪れていただける「地域に愛される快適な公園」を目指し、適切な維持管理を図るとともに、利用者ニーズに沿ったイベントの開催やサービスの提供、辻堂海浜公園と連携した広報・PRを行います。



イ 具体的な取組内容

(ア) 県民の健康増進と日常的な利用促進のための継続イベント

- ・「やさしいうんどう教室(公園主催)・毎月第3日曜日(8月休)」、「汐見台からだ元気体操(共同イベント)・毎月第2、第4金曜日」の継続

(イ) 周辺公園と連携した地域の魅力発見イベント【新規】

- ・本公園と辻堂海浜公園、そして両公園の間にある藤沢市辻堂南部公園の3公園を、クイズ等を楽しみながら巡る※「発見!ガッテン!クイズラリー(仮称)」の開催(再掲)
※令和5年度 実施

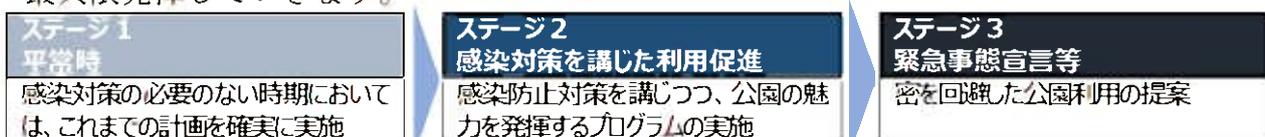
(ウ) 繁忙期・閑散期に応じた利用促進

近隣住民の生活に密着した本公園では、前述のとおり、年間を通して公園全体としては利用者数の大きな変動はありません。今後も次のような取組を行うことにより、利用促進を図ります。

- ・花や緑で寛げる空間づくり
- ・誰もが気軽に参加できるイベントやプログラムの開催
- ・辻堂海浜公園と連携した広報・PR

(エ) 新しい生活様式に対応した利用促進

本公園においても、感染防止対策を徹底しながら、社会インフラとしての公園機能を最大限発揮していきます。



- ・イベント開催時には、辻堂海浜公園同様の感染予防対策を実施
- ・日常利用においても、園内掲示による密の回避やマナーの呼びかけなど、皆が気持ちよく公園を利用できる環境の整備

※新型コロナウイルス等の感染症に対する対応の詳細については、計画書9(2)ア参照

(2) 有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

【湘南汐見台公園】

ア 少年野球場・多目的グラウンド

(ア) 実施方針

小さい公園ではありますが、有料運動施設として少年野球場と、予約が入っている場合のみ有料となる多目的グラウンドがあります。

運動施設の土日の利用率は8~9割を超えている一方、平日はまだ利用が少ない状況であり、平日の利用促進が課題となっています。

また、小さなお子様の運動機会の提供や、体力の落ちてくる高齢者のスポーツ離れを極力抑えるなど、スポーツ活動の裾野拡大にも取り組みます。

(イ) 実施内容

▶ 利用しやすい料金設定の検討

- 少年野球場と多目的グラウンドの平日の利用促進を図るため、※新たな平日料金の設定について県と協議のうえ検討 ※計画書6(1)イ参照

※令和5年度 調整・準備

▶ スポーツの裾野拡大

- 窓口に来られる利用者とのコミュニケーションをはかり、施設の使い勝手や、備品等についてのニーズの汲み取りと反映により、施設の使いやすさを向上

高齢の方が「運動の際に用具を持ってるのが大変!」との声を受け、グラウンドゴルフの用具セットを購入のうえ管理倉庫内に設置。自由に使用して頂くことにより、高齢の方々が荷物の重さを気にせず、気軽に運動に集まれるようになりました。

- 少年野球場において、XXXXXXXXXXと連携し、野球チームに所属していない子どもを対象とした野球教室を開催し、野球人口の裾野を広げ、野球をする・見るファンを増やすことに貢献

【新規】※計画書5(1)ア参照

- 多くのアクセスがある辻堂海浜公園ホームページの中の「多目的グラウンド(利用希望者が多く抽選となることが多い施設)」の施設利用案内ページで、湘南汐見台公園多目的グラウンドのPRを行い、利用を促進
- 本公園には駐車場がないため、路上駐車を防ぐためにも、公共交通機関の利用を促すほか、「ウォーミングアップ程度の時間(5分程度)と距離(800M)」で行ける辻堂海浜公園西駐車場の利用を周知

イ 自動販売機

遊戯広場に加え、少年野球場、多目的グラウンドがあり、地域住民の散策や子どもたちの遊びやスポーツに利用される公園です。こうしたことから、運動中等の水分補給のニーズに応えるため、清涼飲料水の自販機を設置するとともに、子どもたちに人気のアイスクリーム自動販売機を設置します。

▶ 実施概要

営業期間	通年
設置台数	3台(公園入口)
販売品目等	清涼飲料水2台/アイス1台

▶ 具体的内容

運動施設利用者：エネルギー補充や熱中症対策となる飲料を加え販売品目を充実
リサイクル：ゴミ箱はきめ細かな分別が可能なりサイクル対応のものとし、取組について看板等でPR(県の「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同した取組)

(3) 多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

【湘南汐見台公園】

ア WEB による広報・PR

湘南汐見台公園のホームページにより公園の広報・PRを行うほか、知名度があり、ホームページが検索される回数も多い辻堂海浜公園のホームページや SNS との連携により、情報発信力の強化を図ります。

▶辻堂海浜公園のHPやSNSとの連携

- ・辻堂海浜公園のホームページの目立つ場所に本公園のバナーを設置
- ・辻堂海浜公園ホームページの運動施設のページに、湘南汐見台公園の有料運動施設についても記載
- ・辻堂海浜公園の SNS でも湘南汐見台公園のイベント情報等を発信

イ 近隣地域包括支援センター等と連携した、広報・PR

- ・ [] の協力により、特に高齢者を対象としたイベント・プログラムのチラシの配架や配布を通じて、地域に情報を提供
- ・ [] の協力により、公園の防災訓練の参加呼びかけチラシ配布等を実施

ウ 公園利用者数の目標値

上記の取組による公園の魅力アップや広報・PRにより、湘南汐見台公園では平成 29～令和元年度の利用者数平均 101 千人から今後 5 年間で 3% 増となる 104 千人を目指します。(千人)

平成 29～令和元年度平均	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
101	101.6	102.2	102.8	103.4	104

※コロナ禍の中、身近な公園の需要が大きく増した令和元年度と同程度まで、利用者数を伸ばすことを目指しています。

計画書5「自主事業の内容等」

(1) 公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

【辻堂海浜公園】

利用者サービス及び公園の価値向上を図ることを主な目的に自主事業を実施します。事業の実施にあたっては、料金設定等も含め、民間も含めた同様の施設、近隣施設などの相場を考慮した上で、公の施設として相応の料金を設定し、県藤沢土木事務所の許可等を得て実施します。

収益については、緑の普及や公園の魅力向上等の公益事業の財源とします。

ア 軽飲食・売店・キッチンカー

レクリエーションやプール遊泳の際の飲食サービスを充実するため、園内各所でカフェや売店、キッチンカーを営業します。

内容	提供品目	備考	営業期間
プール管理棟内軽飲食店 「スマイルカフェ波波」	麺類、カレー、軽食、スイーツ類、飲料、玩具等	オープンテラスを設置、屋内外で食事を楽しめる環境を提供	年未年始・定休日を除く 通年営業
交通公園前売店 サイクルセンター内売店	軽食、各種飲料、菓子、玩具等	テイクアウトを前提として運営し、販売品目の充実を図る	
交通公園でのキッチンカー 【新規】	軽食、各種飲料、菓子等		土日祝、春・秋等の繁忙期
プール売店	麺類、軽食、飲料、アイス、水着、玩具等		プール期間中
プール内 仮設売店及びキッチンカー	麺類、軽食、飲料、かき氷等季節もの、玩具等		

(ア) 実施体制

各店舗の運営は、それぞれの目的にふさわしい専門業者へ業務委託します。グループ代表が指導監督し、利用者へのサービス向上に努めます。

▶ 指導・監督事項

- ・店舗への食品衛生責任者の配置や所管保健所の営業許可等、食品衛生法の遵守
- ・消防署への届出(防火対象物使用開始届)
- ・店舗の清掃や接客態度

- ・イベント時や繁忙時には、キッチンカーによる出店を実施
- ・「県立都市公園等における催事等の出店規約」の定めによる反社会的勢力の参入防止

▶ 業務委託内容

- ・商品の仕入れ、接客、販売等、店舗の運営全般

(イ) 実施内容

▶ 軽食等を販売する売店とキッチンカーの導入

- ・利用者サービスの向上を図るため、園内各所の軽飲食店や売店において、ニーズに沿った品目を販売
- ・※土日祝日、繁忙期等に、交通公園周辺又は芝生広場等に、可動性の高いキッチンカーを設置することにより、季節等に応じたバラティ豊かな飲食等を提供することを県藤沢土木事務所と協議しながら検討【新規】 ※令和5年度 実施
- ・キッチンカーは地元商工会や地元企業を優先的に活用する等、地元飲食店を支援



▶キャッシュレス対応及び環境への配慮

- ・※売店における電子マネー又はクレジットカード決済導入を検討

※令和5年度 実施

イ 温水シャワー・コインロッカー

夏季のプール利用者、園内及び海岸利用者のサービス向上を目的として、温水シャワーとコインロッカーを今後も継続して運営します。

▶プール管理棟更衣室温水シャワー(プール期間中)

営業時間	9:00~18:00	営業期間	プール開場期間中
設置台数	15台	設置場所	プール管理棟更衣室
料金設定	使用料 1回(3分間)：200円		

▶屋外温水シャワー

営業時間	9:00~17:00	営業期間	通年
設置台数	2台	設置場所	東駐車場横
料金設定	使用料 1回(3分間)：100円		

▶プール管理棟更衣室ロッカー(プール期間中)

営業時間	9:00~18:00	営業期間	プール開場期間中
設置台数	2,955個	設置場所	プール管理棟更衣室
料金設定	使用料 1回大型200円、小型100円		

▶プール管理棟ロッカー(プール閉場中)

営業時間	9:00~17:00	営業期間	年末年始を除く通年
設置台数	25個	設置場所	プール管理棟
料金設定	使用料 1回大型200円、小型100円		

(ア) 実施体制

- ・シャワー：日常的な運営は直営で行い、ガスの開通や機器の点検、各種定期点検等については専門業者に委託
- ・ロッカー：日常的な運営は直営で行い、プール営業前に専門業者に点検修理を委託

(イ) 実施内容

▶日常点検・清掃

- ・プール期間中の更衣室温水シャワー及びロッカー：プール期間中来場者に気持ち良くご利用いただけるよう毎日点検と清掃を実施
- ・屋外温水シャワー：園内のトイレ清掃とあわせて毎日清掃を実施
- ・管理棟ロッカー(プール閉場中)：利用者に快適に利用いただけるよう、利用状況に応じて、適切な日常点検や清掃を実施

ウ ランステーション【新規】

湘南地域は、湘南国際マラソン、湘南藤沢市民マラソンが開催されるなど、ランナーに注目されている地域です。これまで本公園でも、海ランマップを独自に作成し、ランナーのスタートポイントとして本公園をご利用頂けるようPRをしてきました。今後は、さらに本公園の屋外温水シャワーやプール棟のロッカー、スマイルカフェ波波波をランステーションとして活用していただけるよう、PR及びランナーへのサービスを強化します。

(ア) 実施体制：直営で運営します。(ただし、スマイルカフェ波波波での物販は委託)

(イ) 実施内容

▶ランステーションとしてのPR

プール閉場中、プール管理棟のコインロッカーが利用できることや、年間を通じて利用可能な温水シャワーを広くPRします。

▶ランナーに向けた飲食物の販売

軽飲食店「スマイルカフェ波波波」がランナーの寛ぎの場として、より活用いただけるよう、※ランナーに向けて、ビタミン等の補給ができるスムージーや筋力アップや維持に役立つプロテイン等、手軽にエネルギー補充ができる商品の販売を検討します。

※令和5年度 実施

エ パークワーケーション向けサービス【新規】

コロナ禍によるテレワークの普及等により、働く場所を固定しない自由な働き方をする人が増えています。そこで本公園の芝生広場等の自然の中で、五感を働かせながら、仕事や、勉強等ができる場、普段とは異なる発想、成果を上げられる場、また小さい子どもを遊ばせながら仕事ができる場として活用頂けるよう、パークワーケーショングッズの貸出を行います。

(ア) 実施体制：直営で運営します。

(イ) 実施内容

▶パークワーケーショングッズの貸出

・ミニテント、ミニ机、クッションのセットなど、ワーケーションに活用頂ける備品を公園管理事務所で貸出（有料）

オ 物販

▶交通系グッズ販売

※交通展示館受付で交通系グッズ(雑貨(プラレール、クリアファイル等)、ステーションナリー(ボールペン、ノート等))を販売

※令和5年度 実施



プラレール

▶公園カレンダー販売

公園管理事務所、交通展示館受付での、花とみどりのフォトコンテスト入賞作品集である公園カレンダーを販売（1部500円（税込））

【湘南汐見台公園】

利用者サービス及び公園の価値向上を図ることを主な目的に自主事業を実施します。料金設定については、民間も含めた同様の施設、近隣施設などの相場を考慮した上で、公の施設として相応の料金を設定し、県藤沢土木事務所の許可を得て実施します。収益については、緑の普及や公園の魅力向上等の公益事業の財源とします。

ア スポーツ教室

(ア) 実施体制

スポーツ教室の開催は、該当するスポーツの専門家、専門チーム等と共催し、それぞれの得意分野を発揮できる役割分担のもと利用者へのサービス向上を図ります。



湘南汐見台公園野球教室
イメージ

計画書6「利用料金の設定・減免の考え方」

(1) 利用料金の設定(有料施設がある場合のみ)

ア 有料施設(条例別表第5の有料公園施設)

(ア) 利用料金制度の趣旨・内容を踏まえた施設運営における利用料金の考え方

利用料金制度は、指定管理者に条例の範囲内で料金設定の裁量を与え、利用者増・利用料金収入増を図り、維持管理経費への充当や利用者サービス向上につなげる制度であり、本公園では、有料施設の利用料金収入、駐車場収入及び自動販売機収入により、全ての指定管理業務を実施しています。

この制度の趣旨を踏まえ、有料施設については、条例の上限内で周辺類似施設との料金バランスや利用者層、利用時間帯等にも配慮した上で料金を設定し、利用動向に応じた効率的な運営やサービス向上により、利用者増と利用料金収入増に努めます。

(イ) 利用料金を徴収する施設及びその料金設定(時間、期間)の考え方

【辻堂海浜公園】 辻堂海浜公園のプールは、夕方以降の時間帯の割引料金や利用者層に配慮した料金を設定するなど、利用者ニーズを踏まえた、きめ細かな料金設定を行い、サービスの向上と利用促進を図ります。さらに、6回分の料金で7回入場できる回数券による割引を行うとともに、コンビニでのプール券の販売も行い、利用者へのサービスと利便性の向上を図ります。上記以外の辻堂海浜公園の交通展示館、スカイサイクル、多目的グラウンドは、県条例の利用料金上限額と同額とします。

施設名	県条例の上限金額		指定管理者設定利用料金			
	区分	料金	区分	料金		
プール	大人(中学生以上)	850円	大人(高校生以上)	850円		
			大人(午後割)※15:30以降 中学生	520円		
	小人(小学生以下)	210円	1歳以上小学生以下	210円		
交通 展示館	個人	20歳以上65歳未満 (学生及び高校生を除く)	個人	20歳以上65歳未満 (学生及び高校生を除く)	310円	
		20歳未満(高校生を除く)及び学生		210円	20歳未満(高校生を除く)及び学生	210円
		65歳以上及び高校生		100円	65歳以上及び高校生	100円
	20人以上の 団体	20歳以上65歳未満 (学生及び高校生を除く)	20人以上の 団体	20歳以上65歳未満 (学生及び高校生を除く)	260円	
		20歳未満(高校生を除く)及び学生		160円	20歳未満(高校生を除く)及び学生	160円
		65歳以上及び高校生		100円	65歳以上及び高校生	100円
スカイ サイクル	大人(中学生以上)	210円	大人(中学生以上)	210円		
	小人(小学生以下)	100円	小人(小学生以下)	100円		
多目的 グラウンド	全面：1時間	3,200円	全面：1時間	3,200円		
	半面：1時間	1,600円	半面：1時間	1,600円		

※交通展示館については県条例により中学生以下は無料

【湘南汐見台公園】 ※湘南汐見台公園の少年野球場及び多目的グラウンドは、平日の利用料金を土日祝日の約半額とし、平日の利用促進を図ります。

※令和5年度 調整・準備

施設名	県条例の上限金額		指定管理者設定利用料金	
	区分	料金	区分	料金
少年 野球場	1時間	470円	平日：1時間	230円
			土日祝日：1時間	470円
多目的 グラウンド	1時間	310円	平日：1時間	150円
			土日祝日：1時間	310円

イ 駐車場

料金設定については、民間も含めた同様の施設、近隣施設などの料金も考慮した上で、公の施設として相応の料金を設定し、県藤沢土木事務所の許可を得て実施します。

【辻堂海浜公園】

料金設定は普通車、大型車に区分し、時間制料金とします。また、ジャンボプール営業期間中以外は、普通車に限り1日最大料金を設け、時間を気にせず公園の魅力を楽しめるサービスを提供します。※駐車料金、減免対象の他、駐車場管理の基準については、「辻堂海浜公園駐車場管理基準」を作成し、同基準に基づき管理します。

料金	最初の1時間以内	大型車：1,050円 普通車：430円
	以降30分毎加算	大型車：530円 普通車：220円 普通車上限：1,250円(プール期間適用外)
実施体制	駐車場は機械化し、出入庫管理や精算等は委託/委託事業者の指導監督及び場内清掃や繁忙期の誘導等の現場対応を直営で実施	
業務委託内容	売上金収納、釣銭補充、機械点検・修繕、職員不在時の機械を通した減免対応等	
指導監督方法	日々の売上報告、機械の点検状況等について監督し、必要に応じて指導	

ウ 自動販売機

【辻堂海浜公園】

自動販売機については、専門業者へ設置管理及びフルオペレータを委託し、販売品目や防犯対策、省エネ等について適切に指導します。

販売価格	飲料 110円～220円程度(缶、ペットボトルなど) アイス 140円～200円程度 【辻堂海浜公園のみ】液体ミルク 200円～220円程度(125ml)、300円程度(240ml) 【辻堂海浜公園のみ】紙おむつ 200円～240円程度(2枚セット)
実施体制	専門業者へ設置管理及びフルオペレータを委託
業務委託内容	商品補充、品質管理、容器回収、売上金収納管理、釣銭補充、機器修繕、事件や事故発生時(機器破損等)の対応
指導監督方法	販売品目、防犯対策、省エネ等について監督し必要に応じて指導/月次売上報告、機器の点検状況等について監督し、必要に応じて指導
事故防止対策	現金盗難防止のための各種ロック(バーロックやアームロック)を設置/高頻度の現金回収の周知/地元警察との連携(情報共有、迅速な通報(被害届)、重点パトロールの依頼等)/転倒防止対策

【湘南汐見台公園】 辻堂海浜公園と同じ。

(2) 減免の考え方(有料施設がある場合のみ)

ア 有料施設

料金の減免については、施設特性、利用特性に応じた独自の減免規程を設け、県都市公園条例第36条に基づき、県の承認を得て行います。

減免については、事業の公益性の高さや行政目的を考慮し、減免の対象を決定しますが、一方で一般の利用者に対して不公平にならないように配慮します。

減免対象	・全額免除の対象 (1)国又は地方公共団体が体育・文化行事等を行うために使用するとき (2)義務教育諸学校、幼稚園及び保育園が児童又は生徒を対象とした体育行事を行うため、入場料を徴しないでその施設を利用するとき (3)社会福祉事業を営む団体等がその施設の厚生活動の一環として体育行事を行うため、入場料を徴しないでその施設を利用するとき (4)心身障害(児)者が有料の公園施設を利用するとき
	・5割免除の対象 (1)義務教育諸学校、幼稚園及び保育園が児童及び生徒を対象とした体育行事を行うため、入場料を徴してその施設を利用するとき (2)社会福祉事業を営む団体等がその施設の厚生活動の一環として体育行事を行うため、入場料を徴してその施設を利用するとき

イ 駐車場

【辻堂海浜公園】

ユニバーサルな対応を推進する観点から、以下のように駐車場料金を減免します。

減免対象	<ul style="list-style-type: none"> ・全額免除の対象 (1)社会福祉事業を営む団体等が事業のために公園を利用する場合 (2)義務教育諸学校、高等学校、幼稚園及び保育所の児童又は生徒が、学校の教科として公園を利用する場合 (3)地域的な市民の組織が公共的目的で社会活動、体育活動を公園で行うため利用する場合 (4)国、県、市町村が行政目的のために主催する行事又は事業に参加する団体が利用する場合 (5)身体障がい(児)者、知的障がい(児)者、精神障がい者が公園施設を利用する場合 (6)公共的団体が公共の用に供するために公園を利用する場合 ・5割免除の対象 (1)電気自動車で駐車場を利用する場合で、神奈川県産業労働局産業部エネルギー課が発行する『神奈川県電気自動車認定カード』を提示した場合。ただし、神奈川県が『E V イニシアティブかながわ』を推進する期間に限る
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ウ 自動販売機

減免はありません。ただし、大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を滞留者や避難者に対し無償で提供します。

計画書 7 「利用者対応・サービス向上の取組」【両公園共通】

(1) 接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

ア 基本的な接客や利用者との対話の考え方

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用していただけるよう、スタッフ全員が以下に掲げるおもてなし五箇条を理解・実践し、利用者との双方向コミュニケーションを重視したホスピタリティ溢れる接客をします。グループ代表が公園の管理運営で培った接客ノウハウに加え、グループ構成各社が様々な顧客対応で培ったノウハウも共有しながら、接客対応向上に努めます。

公園利用者がこの公園を利用して「本当に良かった」と思える接客を目指します。

辻堂海浜公園の管理事務所等の窓口においては、湘南汐見台公園の問い合わせも含め対応しています。プールや交通公園、グラウンドや駐車場など、多様な施設を有しており、日々多くの方にご来園いただいているため、年間を通じて各施設の混雑状況や遺失物の問合せが多数あります。各施設や遺失物の情報をスタッフ間で正確に共有し、問い合わせに対し、迅速的確に対応していきます。



おもてなし五箇条

【笑 顔】常に明るく笑顔で対応します。

公園スタッフの
ユニフォーム

【挨拶】お客様に積極的に挨拶をします。

【身だしなみ】ユニフォームを着用し、名札を見やすい位置につけ、お客様に声をかけていただきやすいよう、身だしなみを清潔に保ちます。

【誠 実】問合わせや苦情には、相手の気持ちに寄り添い、誠意をもって対応します。

【カイゼン】お客様との対話を通じて利用者ニーズを把握し、サービス向上につなげます。

イ 接客や利用者との対話の具体的な取組

▶公園ポケットガイドの作成【新規】

園内を巡視する際は、公園ポケットガイド(公園の基本情報、利用ルール、施設の利用案内、花情報等)とゴミ袋、ミニ救急セット(絆創膏、消毒薬等)等を携行し、ポケットガイドの記載内容を踏まえ、共通の認識で利用者の対応を行います。

▶窓口での対応

各種問合せは勿論、本公園で多い運動施設を利用される方の受付について、適切な料金徴収や笑顔の対応に努めます。また利用者登録時に必要となる身分証明書や各種書類等をもれなく手続きができるようにし、丁寧な利用説明を行います。

▶電話やメールでの対応

団体利用や遺失物に関する問合せが多いため、共有サーバ内にファイルを置き、公園管理事務所、交通展示館等、園内のどの端末からでも情報を共有できるシステムを構築し、利用者からの問い合わせに対して迅速・的確に回答しています。

▶情報の共有による利用者サービスの向上

日々の朝礼や情報伝達ツール(事務所共有サーバ内の業務連絡データや連絡ノート)、所内会議(月 1 回)を活用して、日々の連絡事項、イベントや見どころ、維持管理作業計画等の公園に関する様々な最新情報に加え、利用者からの要望やご意見についてスタッフ全員で共有するとともに、より良い改善策を話し合い、サービスの更なる向上につなげていきます。遺失物について、管理台帳によりスタッフ間で情報を共有し、紛失者から遺失物の問合せがあった際にはスムーズに回答できるよう台帳を管理するなど、施設占有者のしおりを踏まえ、藤沢警察署とも調整しながら、適切に管理しています。

▶ユニバーサルなサービスの提供

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用していただけるよう、ユニバーサルなサービスを提供します。※計画書7(3)参照

ウ 公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

すべての利用者が公平・公正に気持ちよく公園を利用していただけるよう、条例や規則に違反している場合や危険な行為、他の利用者の迷惑や危険となる行為はもとより、犬のノーリードやドローンの使用等も禁止しています。加えて辻堂海浜公園の芝生広場では、来園者の安全と芝生の維持管理の両面から、スパイクシューズを使用した個人又は団体によるスポーツ利用を禁止しています。

また、利用者相互の安全確保として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためのルールを策定しました。※計画書9(2)参照

▶利用ルールの策定

条例や規則等に規定された利用ルール以外に、利用者間の調整等のために策定が必要なルールについては、利用者や利用団体等から多様な意見を聴取し、県藤沢土木事務所とも協議したうえで、公平・公正な利用ルールを策定します。

■利用ルールの主な項目

項目	主な指導内容
利用マナーの向上（禁止行為）	ポイ捨て・火遊び・バイクの乗り入れ・破壊行為・立入禁止区域への侵入・犬のノーリード・ドローンの使用などの禁止（辻堂海浜公園芝生広場での）サッカー、野球、スパイクシューズの使用 ローラースケートやスケートボード類の使用の禁止
施設の適正な利用方法	遊具、運動施設等
受動喫煙に関するルール	健康増進法及び神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に基づいた屋外での配慮及び特定の施設における禁煙
園内の自然環境の保全	動植物採取の禁止、動物へのエサやり禁止等
新型コロナウイルス感染症防止対策	マスク着用、消毒の徹底、ソーシャルディスタンスの確保等

▶利用ルールの周知等

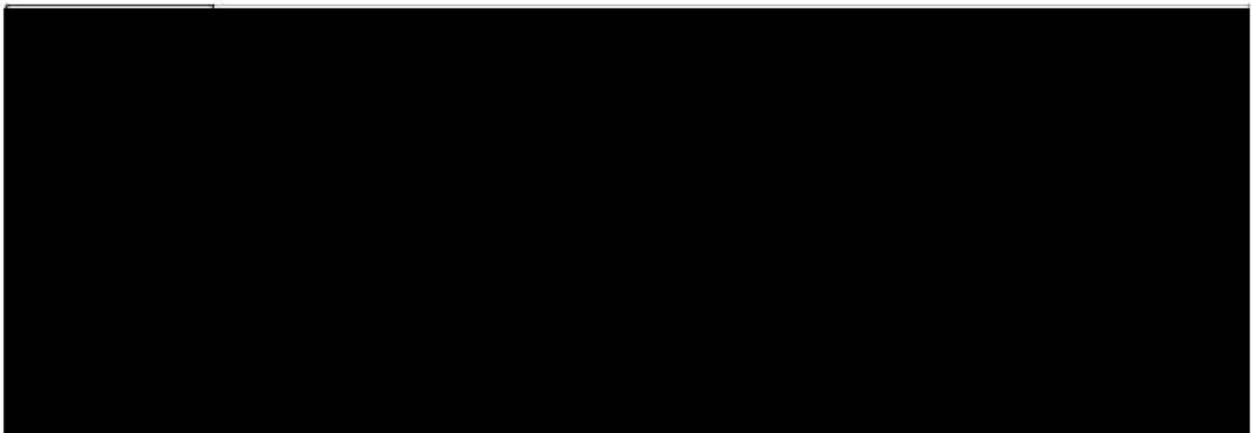
これらの利用ルールはピクトグラムを用いるなどの工夫をしながら、園内看板、ホームページ、パンフレット等で広く周知します。対面でルールを説明する際は、複数での対応を基本とし、相手の立場、気持ちに配慮して対応します。

エ マニュアルの整備や研修によるスキルの向上

▶接客マニュアルの整備

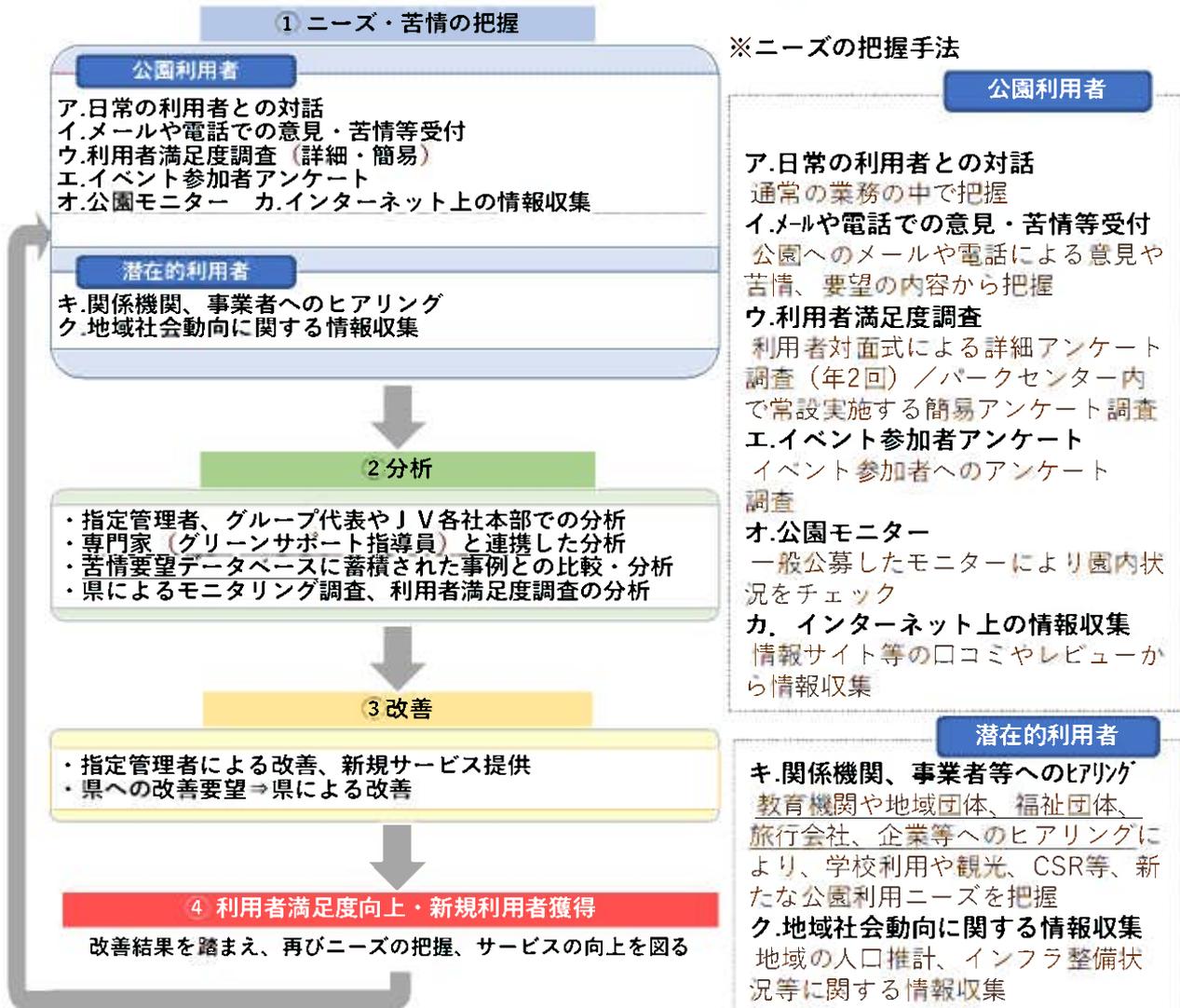
言葉づかいから身だしなみ、電話対応、クレーム対応まで、接客対応に必要な内容が網羅された接客マニュアルをグループ代表本部で整備しています。

▶研修の実施



(2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

公園を利用されている利用者のみならず、これから公園を利用する可能性のある潜在的利用者を含め、「①ニーズや苦情を的確に把握」「②分析」のうえ、「③運営を改善」することで、「④利用者満足度の向上、新規利用者の獲得」を図ります。



(3) 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

外国の方への多言語での対応に努めるほか、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、障害者差別解消法に基づく障がい者への合理的配慮、高齢者への配慮、子育て世代が安全・快適に利用できる環境を整え、ユニバーサルな対応を推進します。バリアフリー対応の状況やユニバーサルな対応の内容はホームページやパンフレット、園内看板等で情報提供します。また、公園利用者や外部の専門家との対話や意見聴取の機会を積極的に設け、常にサービスの改善に努めます。

ア 外国人利用者への対応

外国人住民も含め、多くの方に利用されています。次の取組により、外国人にとってわかりやすく、快適・安全な利用環境を提供するとともに、XXXXXXXXXXと連携した外国人モニターのチェックにより、利用環境の向上に努めます。



【利用案内】ピクトグラムによる案内を設置／ホームページの4か国語対応を実施／翻訳機器の導入／コミュニケーションボード、筆談器の設置／
 を参考に「やさしい日本語」を用いた各種案内の導入
 【安全確保】作業時の制札や立入禁止区域等の「やさしい日本語」表記

イ 障がい者への対応

合理的配慮により、障がいのある方(身体、知的、精神、心身の機能障害等)とその家族、支援者、介助者等が利用しやすいサービスを提供し、心のバリアフリーを念頭に置いた利用者対応に努めます。

- 物理的環境への配慮
 管理事務所での車いすの貸出／プール内でのバリアフリー休憩所の提供／コミュニケーションボード、筆談器の設置／障がい者向けサービスの周知
- 意思疎通の配慮
 【視 覚】点字パンフレットを作成／神奈川県「色使いのガイドライン」に則ったを園内掲示物や配布物の作成
 【聴 覚】職員による対応／筆談器の設置／コミュニケーションボードの設置／電話以外の問い合わせツールの用意(ホームページ、メール、FAX)
 【その他】「ほじょ犬マーク」の表示／知的障害者等との会話は、ゆっくり、丁寧に対応／障がい者の支援者、介助者等も含めた丁寧な対応

ウ 高齢者への対応

高齢者の方にも利用しやすい環境を整えます。

車いすの貸出／職員による対応／管理事務所でのルーベの貸出

エ 子育て世代への対応

親も子も楽しめる公園として、子育て支援策を充実します。

交通展示館とプール棟に、授乳スペース・おむつ交換台の設置／子ども用便座の設置／手洗いに踏み台を設置／紙おむつ・液体ミルク自販機の設置

(4) 神奈川県手話言語条例への対応

神奈川県手話言語条例の制定を受け、グループ代表本部において職員を各公園に配置するほか、コミュニケーションボード、筆談器の活用や大きな声で対応する用意ができていることを示す「耳マーク」を管理事務所に掲示します。手話を使いやすい環境をつくるため、
 ほか、利用者への手話の普及啓発に取り組みます。

	職員による対応
手話の使用環境、聴覚障がい者の利用環境向上	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションツール(コミュニケーションボードや筆談器)を設置 ・電話以外の問い合わせツールの用意(メール、FAX)
手話の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・公園まつり等のイベントにおける、手話の普及啓発を目的にした簡単な手話を学ぶことのできる手話ブースの設置等

計画内容実現に向けたバックアップ体制

▶本部のバックアップ体制

グループ代表本部では、接遇対応や手話の普及等を推進する担当部署を設けており、各種研修やクレーム対応のバックアップ体制を整えています。

▶公益事業としての予算の充当

ピクトグラム¹の設置や点字パンフレット²、4か国語対応のホームページ導入等にあたり、指定管理料のほか、グループ代表の公益事業の独自財源「SDGs推進事業積立資産」を充当して予算を確保します。

計画書 8「日常の事故防止、緊急時の対応」【両公園共通】

(1) 指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

辻堂海浜公園は、多彩な機能を持つ複合施設として、多面的な安全管理への配慮が必要です。施設の老朽化が進んでいるため、日常の事故防止においては、想定されるリスクを事前に管理し、リスクの発生による損失を回避し、不利益を最小限におさえる「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク抽出、分析・対策立案、実行、再評価により事故の未然防止を図ります。

湘南汐見台公園でも施設の老朽化や塩害による施設の傷みが見られるので、巡回の際に必ず遊具や各施設を点検し「事故の芽」を取り除きます。

辻堂海浜公園では敷地面積が広く死角になりやすいエリアもあること、湘南汐見台公園では管理スタッフが常駐しないことなどを考慮し、巡視、点検にあたっては、特に注意の必要な箇所に重点を置き、確実な事故防止体制をつくっていきます。

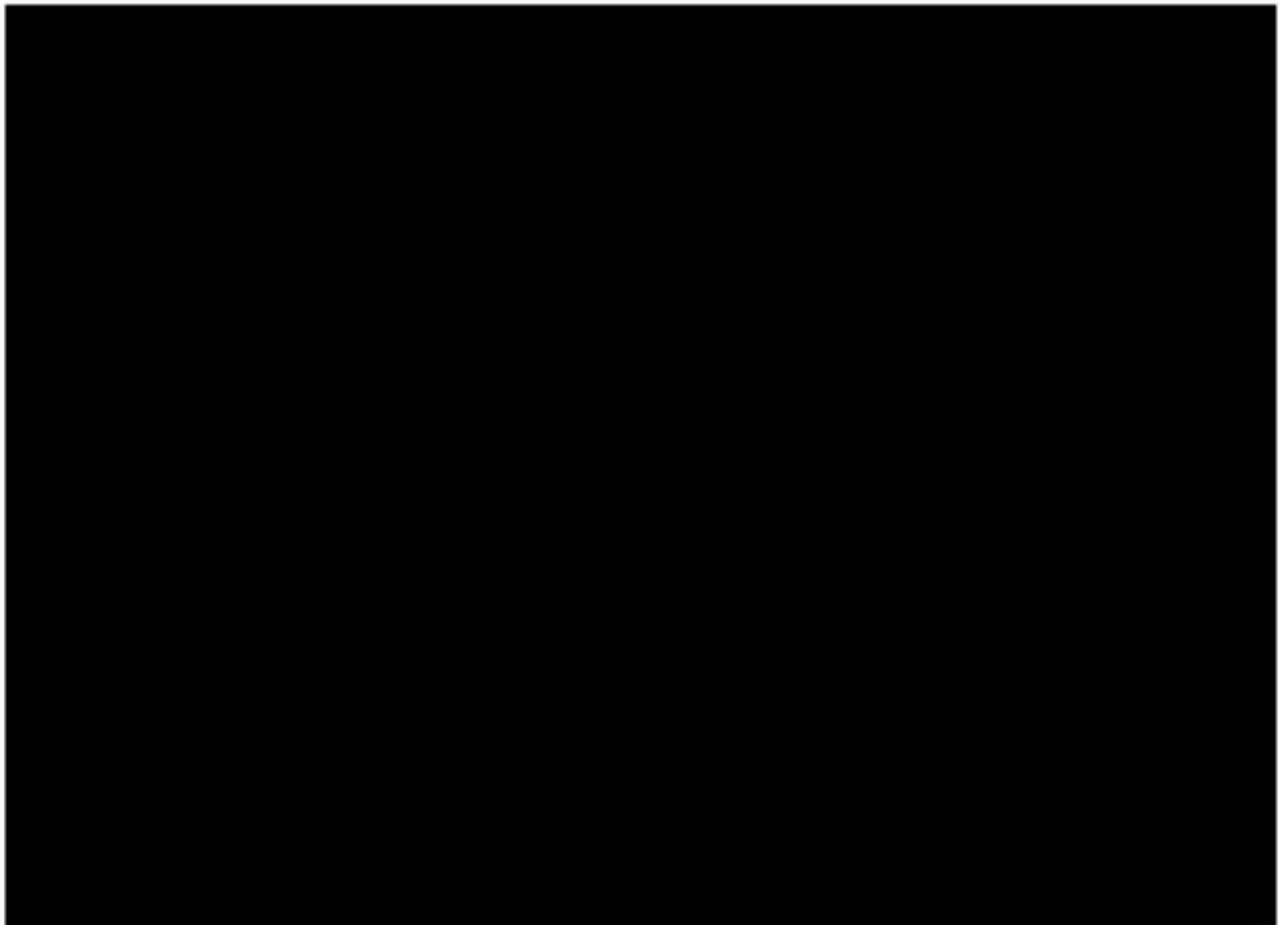
▶ リスクマネジメントの考え方

リスク抽出	リスク分析・対策	業務への反映と研修
業務上のリスク洗い出し 利用者・職員の視点の採用 過去の事故、ヒヤリハット履歴確認	緊急度に応じたリスク分析 急を要す事案への即時対応 長期的な対応への暫定措置、県協議	対応結果のハザードマップへの反映 事故不祥事防止会議、ミーティング リスクマネジメント研修による意識向上
特性	主なリスクとその対応	
芝生広場周辺園路における死角への対応 (辻堂海浜公園)	公園の中心には芝生広場があるが、その周辺園路沿いに低木が植栽されており、死角になる場所がある →(対応)見通しを意識した刈込の実施※計画書 8(1)ウ(ア)参照	
高木管理での対応 (辻堂海浜公園)	園路沿いや公園外周部には防砂や景観を目的にクロマツ林があるが、マツの成長が早く枯れ枝も多く発生し、落枝による事故も懸念される →(対応)樹林地の点検等※計画書 8(2)参照	
施設の老朽化への対応 (辻堂海浜公園)	開園後 50 年が経過しており、園内施設(トイレ、遊具、交通展示館、プール等)の老朽化が著しい →(対応)こまめな保守等※計画書 3(2)、計画書 8(1)イ(ア)参照	
管理スタッフ不在の対応 (湘南汐見台公園)	管理スタッフが常駐していないため、事故や犯罪等が発生した場合の通報が遅れる →(対応)事故発生時に備えた連絡体制の構築及び電動アシスト自転車の導入※計画書 8(3)ア参照	

ア 事故防止の体制

園長を危機管理責任者とした園内体制及びグループ代表本部の支援体制を確立するとともに、関係機関や地域と連携した体制強化、情報共有、巡視の徹底等により事故の未然防止を図ります。

事故不祥事防止会議 グループ代表本部及び各園長等で構成し、これまでの公園管理ノウハウと事故やヒヤリハット事例をもとに事故情報の共有と再発防止策を検討・実施しています(月1回)



イ 具体的な事故防止の取組

(ア) 施設別の安全対策

日頃の巡視点検を安全管理の基本ととらえ、点検と連動した速やかな安全対策を行います。※計画書 3(2)参照

“慣れ”と“見落とし”を防ぐ工夫 「慣れ」を減少させ、施設の異常や不具合を早期発見するため、園内各エリアをランダムに日々異なるスタッフにより巡視を行います。また、巡回時の見落としを防ぐために、1日おきに普段のコースを逆に回る「逆パトロール」を実施します。また、毎週1回は巡視テーマ(舗装、構造物など)を決めた巡回を行います。

「全園一斉施設点検パトロール」 グループ代表の公園管理運営士資格を有する職員による施設点検を行い(年1回)、その結果を公園職員と共有し、改善策を共に考え、実行します。

▶遊具

- ・遊具は、毎日の巡視に合わせた安全点検と月1回の打診等を行う日常点検に加え、専門の業者による年1回の定期点検を実施し、点検や修繕の記録は履歴書を作成し更新
- ・異常時は利用を中止し、専門業者に精密点検や修理を依頼
- ・必要に応じて絵や図を取り入れた解説板を設置し、利用者に安全な使用方法を周知
- ・ 職員が参加し、技術向上を図る



遊具の使用方法解説板

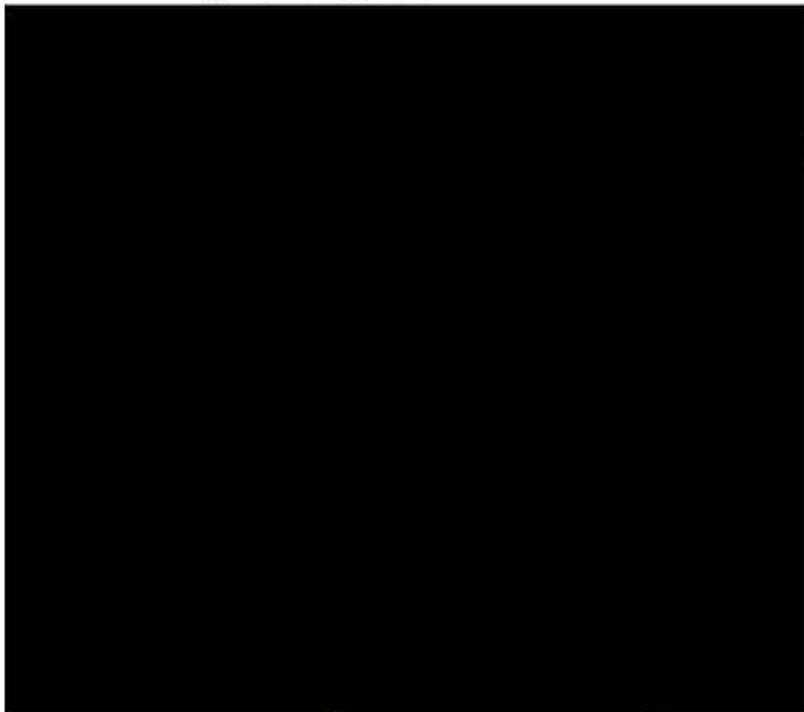
▶ジャンボプール

【施設の安全管理】

- ・開場前の清掃段階で、破損個所の補修修繕や吸込み箇所ボルト固定等の安全確認を実施
- ・開場期間中には、毎日、吸い込み部の異常の有無や水質のチェック、滑走によるウォーターライダーの安全確認など、施設設備点検を実施
- ・閉場後は、次年度に向け、プール施設設備全体を点検し、安全確保に必要な改善事項を県藤沢土木事務所に報告

【プール監視の徹底】

- ・CPTR(C：コントロール、P：パトロール、T：タワー、R：レスト)の確実な実行による利用者の安全確保



C リーダー	責任者、副責任者等と連絡を密にし、班員の健康、お客様の動向及び危険の予知、ローテーションの把握等全体の管理を行う。(経験者を配置)
C ガ	班員と連絡を密にし、直接班員と接し、異常の有無を確認し、トイレ、更衣室等を含めた全体の点検、巡回、清掃、フォローを行う。(経験者を配置)
P パトロール	機動力を利用し、手足、目の役目を果たす。
T タワー	高い所から監視し、目の役割を果たす。
R レスト	待機(緊急時のお客様の避難誘導、現場整理及び救急隊の現場への誘導等を行う。)

※プールの特性を踏まえてエリアをわけ、人員配置を行う。

- ・監視の重点項目は独自のマニュアル及びエリア毎の詳細な実施計画を策定
- ・職員教育の徹底
- ・水面、水中を中心とした場内全域の監視と、監視台を用いた高い位置からの監視や複数体制による死角の排除
- ・プール監視スタッフのローテーション()による新鮮な目線で異常を早期発見
- ・プール営業期間中の によるケガや急病への対応
- ・ プール監視責任者の配置
- ・ の監視員の配置
- ・監視員の体調管理の徹底と、集中力を維持するための無理の無いローテーション
- ・毎日の訓練 による技術向上を促進

▶その他施設等の安全管理の具体策

施設	具体策
樹林地 植栽樹木	・園路沿いや広場周辺を重点的にパトロールし、枯損木や枯枝の除去等を実施 ・台風等シーズン前の定期点検による災害予防 ・台風等の後には点検・巡視を実施し、安全を確保 ・危険な生物(チャドクガ等)の目撃情報の収集と早期発見、駆除
運動施設	・ファウルボール等の注意事項について、HP 等で利用者に喚起。また設備や備品のメンテナンスを徹底
園路・階段 ベンチ	●●●●●●●●●●の点検、補修 ●●●●●●●●●●などを重点的に点検
池	・サザン池は定期的に清掃を実施し底部の石や異物等を除去 ・自然池についても、護岸、水底面の危険物等の点検と危険物の除去等の対応
交通公園	・自転車等の乗り物の点検やコースの安全確認 ・スカイサイクルの試乗による安全確認

(イ) 日常作業の安全確保

▶来園者に対する安全確保

作業時間の配慮	●●●●●●●●●●	
作業エリアの確保	・明るい時間帯での作業エリアの安全確認、安全性の高い刈払機の使用徹底、小石の飛散等が起きる可能性のある機械作業にあたっては、来園者が作業エリアに立ち入らないように立入禁止措置	
来園者への周知	・作業場所、作業内容等を看板等で来園者に事前周知	
農薬使用の軽減と 適正使用	・農薬の使用は、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」、「病虫害雑草防除基準」に基づき安全管理のもとで実施	
データベース化	・類似事故防止のため事故情報データベース化による施設間の情報共有	

▶作業員の安全確保

作業前：道具・体調のチェック、計画の作成・共有

- ・毎朝のスタッフミーティングでは、作業計画・手順・必要な装備等の確認、危険予知活動(KYK)、KYミーティングを実施
- ・毎日の朝礼で「安全確認指差呼称」を唱和
- ・毎日「無災害記録表」を更新し、無災害意識向上を図る
- ・チェーンソー、刈払機、ロータリーモア等の作業道具のこまめな点検、清掃、メンテナンス
- ・体調や作業内容、適切な服装や保護具の確認、視覚環境の確認(明るく見通しがきくか)
- ・熱中症防止のため、熱中症指数計の携行や暑さ指数(WBGT)を加味した作業計画の作成(作業環境が悪い場合の事前中止や延期を含む)、水分補給、空調作業服導入の促進

作業中：確実な保護具着用、周辺安全確認

- ・労働安全衛生法に基づく適切な保護具(保護メガネ、安全靴、プロテクター)の着用
- ・作業内容に応じた監視役の配置や適切な休憩
- ・ハチ対策(トラップ設置、ポイズンリムーバー、駆除スプレーの携帯、ハチのA

レルギー検査の受診等)の実施

作業後：ふりかえり、次回への反映

- ・ヒヤリハットの確認と次回作業への反映、適切な現場の片付け、後処理

▶ルールの徹底のための抜き打ち検査

日々の安全確認に加え、安全管理が適切に履行されているかを確認するため、年2回グループ代表の本部職員等が抜き打ちで検査を行います。

ウ 防犯対策

(ア) 園内での具体的な防犯対策

死角となる箇所での犯罪防止、施設へのいたずら防止等のため、毎日のパトロールを基本に、園内掲示や放送、警察との連携により防犯対策を講じます。

▶パトロールの充実強化

日常パトロールや園内利用者からの情報により、園内の樹林地や生垣の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角の減少

▶犯罪の起こりにくい維持管理

- ・ゴミや不法投棄、放置自転車やバイク、落書き、破壊行為などを早期発見・早期処理し、犯罪を呼び込まない雰囲気づくり
- ・事件事故の発生時に備え、警察、消防車両が園内に侵入できる範囲を把握し、日頃から障害物や支障枝等を取り除き進入路を確保
- ・園路や広場、トイレ等の施設周辺の中低木は特に死角となる場所ができないよう刈込により見通しを保つ

▶プールの防犯対策

- ・**回**、又は必要に応じてプールスタッフがプール内を巡回
- ・土日祝日等の繁忙期には**を配置して**、置き引き、痴漢、盗撮等の防犯に努め、犯罪の抑止効果を高める
- ・プール期間中の盗難事件防止のため、利用者への貴重品ロッカー使用の案内、盗難に対する危機管理意識の向上を入場口での掲示や園内放送で呼びかけ
- ・県と協議の上、※貴重品ロッカーの増設を検討

※令和5年度 実施

- ・シャワー更衣室では、緊急時及び防犯のために非常ベルを設置

(イ) 地域と一体となった防犯対策

▶公園の活性化による防犯

来園者への積極的な声掛けなどで、顔の見える関係を築くとともに、ボランティア等で公園の管理運営に参加いただくなど、地域に開かれた公園として地域の皆さまに見守ってもらえる公園づくりを進め、犯罪を防止します。

▶地域の関係機関(市町村、自治会、警察、消防、学校等)との連携

犯罪や事故情報に関する情報の共有やイベント等の開催情報の共有を図り、地元の警察や消防、学校、自治会と顔の見える関係を構築します。

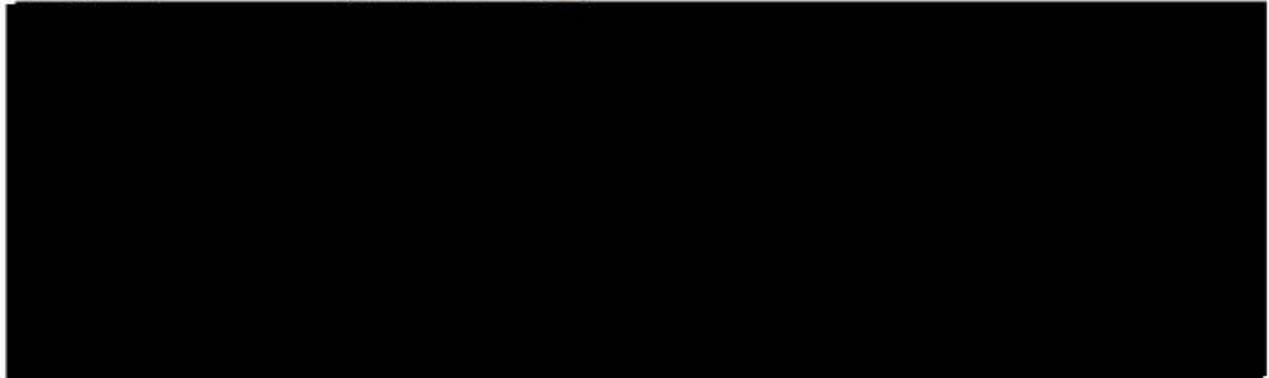
子ども 110 番の家 子どもや女性、地域住民が何らかの犯罪被害に遭いそうになって助けを求めてきた場合などに、その人を保護するとともに、警察署、近隣小中学校、家族等へ連絡する等の措置を行う「子ども 110 番の家」に登録し、地域防犯の一翼を担います。

エ 防火対策

- ・消防法に基づく「消防計画」を建物施設の災害対応マニュアルとして活用
- ・建物施設が改変された場合等には必要に応じて計画の見直しの実施
- ・たばこの投げ捨て禁止や喫煙マナーの周知等、火気禁止のルール徹底
- ・定期的な消防設備の点検、日頃から電気製品及び周辺環境の整備(漏電防止の徹底)を行うとともに、必要に応じて消防署の指導を受けるほか、消防署の指導のもと消防訓練を実施
- ・不審者情報があった場合は必要に応じて巡視強化、警察への巡視要請

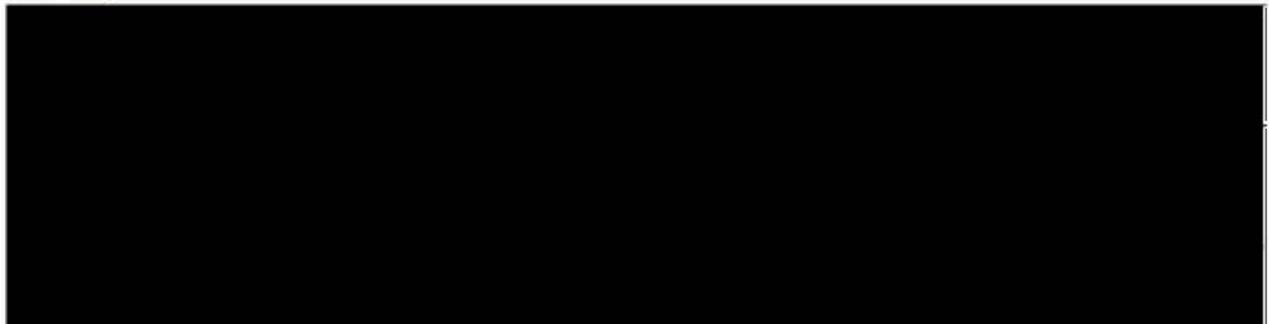
オ 安全管理のマニュアル等の整備

職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制を構築するため、次のようなマニュアルを整備しています。



カ 安全管理を確実に実行するための研修等

労働災害防止、安全と健康の確保のため、労働安全衛生法に基づき、安全衛生推進者を配置するとともに、OJT から外部研修まで、職員の意識や技能向上のための研修を行います。



(2) 樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

両公園は開園から 50 年近くが経ち、植栽されたクロマツの高木化が進んでいます。こうした状況を踏まえ、日常の巡視において、園路沿いでは枯れ枝落下による来園者への危険防止や公園外周部では、周辺道路への落葉や近隣住居の日照や景観確保に配慮して、必要に応じて、伐採や樹高抑制を中心とした剪定を行っています。またマツが急速に枯

れ始めることがあれば、[]によりマツノザイセンチュウの罹患を診断し、倒木による事故を防止しています。

今後も、日々の巡視や状況に応じた安全対策を徹底するとともに、台風シーズンの前には、集中的な点検を行い、災害の未然防止に努めます。

▶ 日常の点検と対応

- ・園路沿いや外周部のクロマツ等について、枝折れや倒木の危険性があるかチェック
- ・危険な生物(アシナガバチの巣等)の目撃情報の収集、早期発見・早期対処
- ・防犯上の観点から、見通し確保のための樹木の刈込や間伐

▶ 集中的な点検と対応

- ・近年巨大化する台風等での倒木に備え、特に園路周辺と外周部のクロマツを重点に間伐や枝落としを実施

【重点】 長期的な視点に立った縁周松林の計画的な維持管理

[] 県藤沢土木事務所と相談しながら、マツ林の健全な管理・育成の観点から、「マツの維持管理計画」を策定し、マツ林の計画的な維持管理を行います。(再掲)※計画書3(4)イ参照

(3) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針(対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む)

事故・不祥事等の発生時には、人命を最優先として「クライシスマネジメント」の考え方を取り入れ、被害の最小化、二次被害防止、速やかな報告・情報共有、復旧等事後対応、再発防止対策まで確実な業務フローにより対応します。

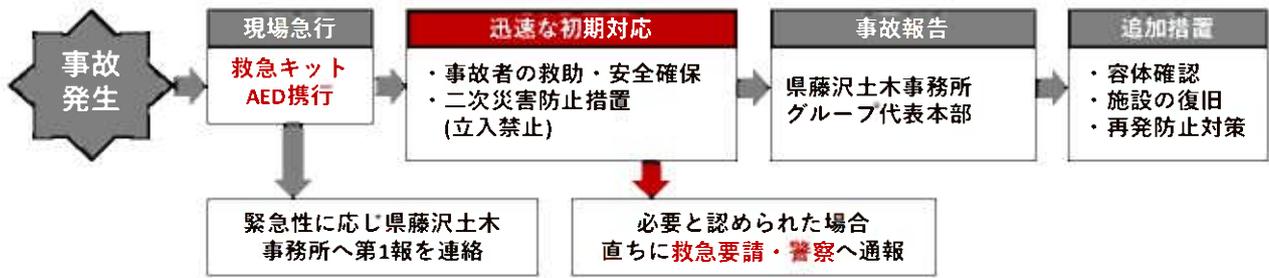


ア 事故発生時の具体的対応(利用者の安全確保)

- ・迅速な初期対応により人命を最優先とした対策を実施
- ・事故を認知した時点で、職員が救急キット等を携帯して現場へ急行し、傷病者の応急措置を行うとともに、必要に応じて、救急車等の緊急車両の要請と車両進入路を確保
- ・二次災害防止のため、事故現場の立入禁止措置等を実施
- ・応急措置後、速やかに県藤沢土木事務所及びグループ代表本部に報告し対応について協議
- ・夜間等、職員不在時は委託警備員と連携し、緊急連絡網により情報伝達し、状況に応じて緊急参集

湘南汐見台公園 湘南汐見台公園には、管理事務所がないため、緊急時に辻堂海浜公園から即座に向かい対応できるよう、次のような連絡体制等をつくり備えています。

- ・公園入口にある管理倉庫前に、公園管理事務所の電話番号を表示
- ・運動施設利用団体等に、事前に緊急時の連絡方法等を文書等で周知



イ 事故後の対応(情報連絡・事後対応)

- ・事故・不祥事等が発生した場合は、速やかな県への第1報、その後の状況に応じ「事故・不祥事に関する報告書」により、随時、適切に報告
- ・公園スタッフによる「再発防止会議」を設置し、事故原因の究明、再発防止対策の検討を行い、県藤沢土木事務所及びグループ代表本部に報告するとともに、公園の全職員に周知
- ・重要な事故等については、事故不祥事防止会議に加え、グループ代表本部に「事故対策委員会」を設置し、対応方策、原因究明、再発防止対策、職員への啓発等について協議(必要に応じグループ構成企業と情報共有)

ウ 安全管理の妨げとなりうる事案への対応

犯罪予告、不審物や不審者等、公園の安全な利用の妨げとなりうる事案については、内容に応じ関係機関とも連携し、夜間等職員不在時も含め迅速な対応を図ります。

犯罪予告	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに県藤沢土木事務所へ報告後、警察等へ通報、相談 ・巡回の強化、利用者の避難誘導、施設の保全、記者発表やマスコミ対応について、県藤沢土木事務所と調整を図りながら対応
脅迫や不当な要求	<ul style="list-style-type: none"> ・複数名で対応し、記録・警察等への通報など役割分担しながら毅然とした態度で対応 ・状況に応じて、グループ代表の顧問弁護士や警察へ相談
不審物や不審者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに県藤沢土木事務所へ報告後、巡回の強化 ・不審者を確認した際は速やかに県に追加報告と相談後、警察へ通報 ・不審物の場合は、現場の安全確保を優先し、県への報告と相談後、警察や消防へ通報 ・不審者と思しき方への対応は人権に配慮し慎重に対応

本公園での具体的な対応例 本公園では、過去に置き引き事件が多発したことがあり、県藤沢土木事務所及び警察と相談のうえ、犯行場所に簡易な監視カメラを設置して、犯行状況を録画しています。これを証拠として警察へ映像を提供することで、事件解決に導きました。今後も警察と連携して防犯に努めます。

▶ 安全管理上の配慮が必要な事項

想定するケース	対象者	対応内容
歩行が困難	高齢者、車椅子使用者、義足・人工関節使用者、視覚障害者、内部障害者、妊婦等	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出用車いすの提供 ・避難時の職員同行
情報伝達が困難	聴覚障害、言語障害 高齢者、子ども、外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・筆談器、コミュニケーションボードの活用 ・注意喚起のチラシにはピクトグラムを掲載 ・自動翻訳機、「やさしい日本語」の活用
いつもと違う状況への不安、混乱	知的障害、精神障害、発達障害	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた声で、ゆっくりとした会話

エ 外国人、障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応

▶多言語や「やさしい日本語」の活用

来園前に注意を呼び掛けるSNSや現地の立入規制看板等に、多言語表記や「やさしい日本語」を活用し、事故防止につながる情報アクセシビリティの向上を図ります。また、

“救護所”を伝える「やさしい日本語」と多言語表示の例

を活用し、「やさしい日本語」を含め、多言語の標示を行います。

▶避難の補助、救護スペースの確保等

車椅子に加え、車椅子牽引補助装置を導入し、歩行が困難な利用者の避難、移動を支援します。また、管理事務所の会議室を救護スペースとして確保し、簡易ベッド等を常備します。

オ 不祥事事案(個人情報流出、瑕疵に伴う利用者の受傷等)を認知した際の対応

■ ①不祥事防止策の徹底→②発生時の迅速かつ誠実な対応→③再発防止策

①組織として、日頃から研修などを通じて職員への不祥事防止の意識醸成を行うとともに、法令やグループ代表の「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」など各種規程やガイドラインに基づき適切に業務を遂行することを徹底

②不祥事が発生した場合は、すぐに被害の拡大防止と状況の把握を行うとともに、組織として責任と誠意を持って、役割分担しながら、被害を受けた方への連絡と謝罪、県への報告と早急な対応策の実施、警察やマスコミ対応などを行う。また、被害者の損害についても誠意を持って対応

③その後は再発防止に向けて、原因の究明や対策の検討等、組織として業務への反映や改善

元の日本語	やさしい日本語
こちらにおかけください	ここに 座って ください
直ちに避難してください	今すぐ 逃げて ください
倒木による危険個所があり立入禁止	木が倒れています。危ないので 入ることは できません。



計画書 9 「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」【両公園共通】

(1) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「安全管理マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

全職員が冷静に急病人に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図ります。

ア 急病人が生じた場合の具体的対応

▶ 対応の流れ



▶ 主な傷病人対応の具体例

傷病の事象	対応
転倒	打撲・擦傷等症状の確認と応急処置
蜂刺され	ポイズンリムーバーでの毒抜き、抗ヒスタミン軟膏による応急処置
熱中症	熱中症応急セット(保冷剤、経口保水液等)を持参 屋内、日影への誘導・搬送
運動施設での急病やケガ	救急セット(絆創膏、消毒液等)とAEDを現場に持参し救急措置
施設異常を伴う場合	異常個所の確認と立入禁止措置等

▶ 近隣医療機関の情報把握と提供

近隣の病院等の連絡先、診療科、休診日や休日診療の有無等を把握し、救急要請が必要ない場合においても、速やかな情報提供ができるように体制を整えます。

イ 救命に関する職員研修と備え

パート職員を含め、全職員がAEDや応急手当に関する知識や技術を取得し、緊急時に適切に行動できるように以下の講習会等も受講します。

(ア)

職員は

しています。

【新規】 幼児安全法支援員の資格取得

園長、副園長等が、子どもに起こりやすい事故の予防と手当について、乳幼児の一次救命処置(心肺蘇生、AEDを用いた電気ショック(除細動)、気道異物除去)、子どもの病気と看病のしかたについて学びます(幼児安全法支援員の資格取得)。

(イ) 防災訓練等におけるAED取扱い訓練の実施

毎年実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練等を行い、パート職員を含めた全職員がAEDを操作できるようにしています。

(ウ) AEDの確実な配備

管理事務所、交通展示館、湘南汐見台公園に各1台ずつ計3台AEDを設置します。

また、救急セットを常備して必要に応じて応急処置を行います。

(エ) プール営業期間中の救護室の設置

プール営業期間中は施設内の救護室に「看護師」免許保有者を配置します。

(2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

ア 新型コロナウイルス感染症まん延防止のための取組

これまでのコロナ対応では、園内施設の利用制限やイベント中止など、社会情勢に応じて公園の利用形態も刻一刻と変化していきました。また、外出自粛により公園に人が集中することで近隣住民から意見が寄せられることも多くありました。

コロナウイルス感染症の蔓延防止(発生させない、拡大させない)は勿論のこと、公園が市民の身体的・精神的な健康維持活動のための場を提供する重要な役割を担っているということにも十分留意し、取組を進めています。

具体的には、「施設の管理・運営における対策徹底による利用者の感染防止」はもとより、「利用者や周辺住民の理解促進」「職員の感染防止」を感染防止対策の柱として、感染防止の徹底を図りつつ健康増進と憩いの場としての公園の管理運営を行っています。

これらの取組は、国や県の取組方針を遵守した上で、グループ代表が策定した「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」により、迅速・的確に実施していきます。



(ア) 日常利用における感染防止対策

利用者に協力を促す事項	維持管理の対策
<ul style="list-style-type: none"> ・体調が悪い時には利用を控える ・時間、場所を選びゆずりあう ・人と人との間をあける ・小まめな手洗い ・咳エチケット 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具、ベンチ等、利用者の接触部の清掃徹底 ・管理事務所等受付にシートで飛沫防止対策 ・車椅子等貸出物品の返却後は速やかに消毒 ・神奈川県「感染防止対策取組書」の掲示

公園をご利用の皆様へ

利用者向け
注意喚起看板

(イ) 感染防止を徹底するための各施設の管理

▶ 各施設共通の対応

利用者に協力を促す事項	発熱等の症状がある場合は利用を控える／利用前の手洗い消毒／人との距離を2m(最低1m)確保／大きな会話、密接した会話を避ける
維持管理の対応	窓口に飛沫防止のシート設置／人の手が触れる部分の必要に応じた消毒／24時間常時換気／施設入口には手指消毒液を設置／全トイレに液体石鹸を設置

▶ 管理事務所

維持管理の対応	サーモグラフィーカメラを使用した非接触検温システム
---------	---------------------------

▶ 交通公園

維持管理の対応	スカイサイクルの順番待ちの行列にソーシャルディスタンスのマーキング／わっくわっく号の入口から出口までを一方通行として動線を整理／各所に手指消毒液設置／貸出用自転車のハンドル等の消毒
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------

▶ 交通展示館

維持管理の対応	サーモグラフィーカメラを使用した非接触検温システム／入口、出口を一方通行として動線を整理
---------	----------------------------------------------

▶運動施設

利用者に協力を促す事項	手指消毒液の貸出
-------------	----------

▶ジャンボプール(県と協議しながら検討中)

利用者に協力を促す事項 (案)	自宅での水着着用
維持管理の対応 (案)	サモグライマーを使用した非接触検温システム/シャワーや更衣室ロッカーの毎日の清掃

▶売店・レストラン・キッチンカー

委託事業者に「外食業のための事業継続のためのガイドライン」等の関係ガイドラインの徹底を指示し運営します。

維持管理の対応	手指消毒液設置/什器備品の消毒の徹底/会計窓口シート設置、コイントレーの使用/密を回避したテーブル配置/発熱等の症状がある際の利用自粛/キャッシュレス決済推進
---------	---------------------------------------------------------------------------------

▶屋外温水シャワー・プール閉場時のプール管理棟ロッカー

維持管理の対応	利用者の接触部を中心とした清掃の徹底
---------	--------------------

(ウ) イベント時の対応

▶イベント共通の対応案

イベント参加者への検温、風邪等の体調確認、小まめな手洗い消毒の呼びかけ/受付場所や待機場所での密を避ける立ち位置表示

※参加者が5,000人を超えるイベントについては、神奈川県「新型コロナウイルス感染症コールセンター」に事前相談を行ったうえで実施します。

※イベント参加者数については、国又は神奈川県からの指示に従って制限を設けます。

▶屋外体験イベント案(例：ユニバーサルカヌー等)

説明や案内等を行う際は、密集・密接を防ぐ/通常時より少ない定員で実施/備品の消毒等

▶屋内体験イベント案(例：凧作り教室等)

常時換気/参加人数制限を設け密集を避ける/共用物品の消毒

▶大規模イベント(辻の盆等)

※社会情勢を踏まえ開催を検討していきます。

※指定管理者以外が主催するイベントについては、主催者が感染拡大防止対策を徹底し、確実に履行できることが明らかな場合に限り開催を認めることとします。

(エ) 職員の感染防止対策

(体制)安全衛生責任者(衛生責任者)を感染症予防の責任者とし、職場でのルールの周知を図る/職員の感染が疑われる場合は保健所に協力し情報提供を行う

(対策)身体的距離の確保、マスク着用、手洗いの徹底/執務室の常時換気/電話、パソコン、工具等の消毒や手洗い/手指消毒の徹底

(健康状態の確認)出勤前の体温確認/朝のミーティングでの体調確認/37.5℃以上の発熱がある場合は医療機関、保健所等を受診/体調不良時は年休等を取得し自宅療養

(働き方)1日の出勤は業務上最低人数としジョブローテーションを工夫/ユニフォームの小まめな洗濯/長時間労働を避ける/時差出勤、テレワークの導入

(休憩スペース等の利用)対面での食事、会話を控える/常時換気/共用物品の消毒

(オ) 利用者の感染が判明した場合の対応

- ・利用者から感染の報告があった場合は、速やかに県藤沢土木事務所、県都市公園課、グループ代表本部に報告
- ・各施設の感染対策を確認し、利用者が接触した可能性がある場所の消毒等の実施

- ・保健所等が行う感染経路確認等に情報提供を行い調査に協力

(カ) コロナ禍における災害時対応

大規模災害発生時には、公園の施設に帰宅困難者等の滞留、管理事務所での受け入れが想定されます。県又は市の要請に応じて避難者の受け入れを行う際は、新型コロナウイルス感染症防止に配慮した対応をとります。

▶ 駐車場を活用した災害時対応

災害時には多くの帰宅困難者等の受け入れが必要となります。そのため、自家用車で避難してきた利用者に対しては、県藤沢土木事務所や市とも調整し、駐車場を一時的に無料開放し、必要に応じて、情報提供や注意喚起を行います。

- ・災害情報等については、管理事務所のラジオを稼働させることで必要な情報をいつでも入手できる環境を整備
- ・急を要する災害情報については、園内放送を活用し、車内滞留者に情報を提供
- ・車内に長時間いる避難者に対しては、エコノミー症候群や一酸化中毒等による人体被害の可能性を園内放送で呼び掛け、注意喚起
- ・数量を確認したうえで、不公平にならないよう災害用備蓄品を支給

【受入時】

- ・避難施設の窓口に受付を設け、非接触型体温計を用いた体温計測、体調管理シートによる体調の把握と、手指用消毒液の設置
- ・受付対応する職員は、マスク、手袋等を着用の上、濃厚接触を避けるため15分以内で交代

【専用スペースを設けた受入れ】

- ・管理事務所等内一室を体調不良者専用スペースと定め、感染拡大を防止
- ＜想定専用スペース＞
管理事務所内会議室、交通展示館内救護室

【物品の備蓄】

- ・非接触型体温計
- ・マスク
- ・消毒液
- ・消毒用手袋
- ・間仕切り用簡易テント

イ その他の感染症等の対策

発生が懸念される多様な感染症についても、衛生管理、植栽管理等を徹底し、被害の防止に努めます。また、利用者に対し感染症に対する意識向上の啓発を行うとともに、症状や被害が確認された場合には、関係機関への連絡など迅速に対応します。

▶ 想定する感染症等

ノロウイルス 売店、イベント時の 食品出店	調理者の健康管理の徹底、調理者の調理前後／トイレ等時の手洗いの徹底、調理場所・器具の消毒(次亜塩素酸ナトリウム)や熱湯消毒／嘔吐等処理の備えとして、処理セット(手袋、ビニール、消毒液等)を常備
蚊媒介感染症(ジカ熱、デング熱)	不要な水たまりをなくす(バケツ、植木鉢、竹の切り株等の水除去)／注意看板の設置(蚊への対策について注意喚起)／虫よけスプレーの貸し出し
鳥インフルエンザ	通常時 ：不審死した野鳥を見つけた場合、マスク、使い捨て手袋を装着して、鳥を素手で触らずに密閉し、段ボール箱などに入れ倉庫等に保管後、 に報告 県内で発生した場合等 ：不審死した野鳥を見つけた場合、来園者が触れないよう、半径10m以上について立ち入り制限処理を行った後、 に報告

計画書 10 「災害への対応(事前、発生時)」【両公園共通】

(1) 異常気象(大雨、台風、熱中症アラート等)への対応方針(事前、初動、発生時、応急復旧時)

異常気象に対しては、公園利用者や関係者(公園内事業者やボランティア活動者等)、周辺住民、公園職員の人命を最優先に判断し行動することを対応方針とします。

大雨や洪水、台風などの風水害に対しては、県や藤沢市、茅ヶ崎市の地域防災計画とともに、グループ代表が作成した

に基づき、事前の備え、初動から発生時、解除後の応急復旧・報告の各段階をタイムラインに沿って、迅速かつ適切に対応します。

ゲリラ豪雨や雷など、リスク出現から被害発生までのリードタイムが極めて短いリスクについては、情報収集後、速やかに避難誘導等を行います。

熱中症警戒アラートや高温注意報が発表された場合は、公園利用者に園内放送等で注意喚起を促すとともに、作業員の熱中症対策を特に入念に実施します。

日頃から災害への備えを整備。

ア 台風の接近、大雨洪水に関する対応

▶的確な情報収集

テレビや関係機関からの情報、気象庁の「高解像度降水ナウキャスト」、藤沢市のメールマガジン「ふじさわ防災ナビ～防災・気象情報」、茅ヶ崎市の「ちがさきメール配信サービス」等を活用しリアルタイムな情報を収集。

▶タイムラインに沿った具体的な対応(台風の例)

▶体制の整備

- ・非常事態が予想される場合や県から指示があった場合には、職員の安全を確保したうえで夜間待機。また、翌日早朝等にパトロールを行い、速やかに県に報告する。
- ・早朝等勤務時間外に発令された場合には、職員の安全確保、交通機関の状況を考慮しながら必要に応じて園長が総括責任者として職員を招集
- ※異常気象等の災害発生時の体制は、計画書 8 (1) ア参照

イ ゲリラ豪雨や雷雨等への対応

▶情報収集 アと同様。

▶利用者への注意喚起等

- ・大雨や雷注意報が発表された場合には、園内放送による注意喚起を実施
- ・雷雲の接近が迫っている時、プールや交通公園、多目的グラウンド、少年野球場など屋外施設の利用中止を呼びかけ、建物内等の安全な場所へ一時避難を促す

ウ 熱中症警戒アラートへの対応

▶情報収集

環境省及び気象庁が発表する熱中症警戒アラートの情報収集を官庁 HP や自治体メールマガジン等で確認。アラートの発表がない場合でも、毎朝暑さ指数(WBGT)を確認し職員で共有

▶事前準備

- ・事前に危険性を確認した場合は氷を多めに準備し、熱中症応急セットを配備

▶運動施設利用者への注意喚起等

- ・運動施設利用受付時に注意喚起、休憩や水分補給の呼びかけ
- ・スポーツ大会主催者には、事前打ち合わせの際、熱中症アラートの情報収集や参加者への注意喚起を促す

▶プール利用者等園内利用者への注意喚起

- ・プール利用者には、アラート発表時は場内放送で注意喚起を促し、プール場入口やプール場内に注意事項などを場内掲示して熱中症対策のための体調確認を促す
- ・園内利用者にも、園内放送等で注意喚起を行い、体調確認を促す

※職員の熱中症対策は計画書 8 (1) イ (イ) 参照

WBGT	熱中症予防運動指数	公園での対応
33℃以上 熱中症警戒アラート発表		利用中止の検討を呼びかけ
31℃以上危険	運動は原則中止	
28～31℃ 嚴重警戒	激しい運動は中止	10～20 分おきの休憩をとり水分・塩分補給を促す 体力に自信のない方の運動軽減や中止を呼びかけ

WBGT	熱中症予防運動指数	公園での対応
25～28℃ 警戒	積極的に休憩	水分・塩分補給に加え、激しい運動の場合は 30 分おきに休憩をとるよう促す
21～25℃ 注意	積極的に水分補給	運動の合間に水分・塩分補給を促す

※**運動施設利用制限の対象外**：県施設予約システムでは、直前キャンセル等を 2 回行うと、一定期間新規の利用申込みができなくなります(=ペナルティ)。本公園では、県と協議の上、熱中症予防を理由としたキャンセルの場合はペナルティの対象外となる運用を行います。

エ その他気象災害への対応

▶ 竜巻注意報や光化学オキシダント緊急措置情報等

- ・ 竜巻注意情報及び光化学オキシダント緊急措置情報が発表された時などは、園内放送により利用者に注意喚起を促す
- ・ 当公園は夏期にジャンボプールの営業があるため、特にプール営業期間中の気象情報収集については、発雷探知警報器の活用もしながら注意を払う

(2) 公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

ア 藤沢市又は茅ヶ崎市で震度 4 が発生時

▶ 配備体制

地震発生後 30 分以内(勤務時間外に発生した場合は、報道による情報収集。被害発生の恐れがある場合は参集し現地確認。夜間の参集がなかった場合でも翌朝 8:30 までに県藤沢土木事務所やグループ代表本部に報告できるよう参集に努める)パトロール班を編成

▶ 初動体制

- ・ 園内パトロール、利用者の安全確認、機能点検の実施
- ・ 負傷者がいる場合は、応急措置及び救急車の手配
- ・ 危険箇所等は立入禁止措置、園内放送等で利用者へ注意喚起、周辺交通情報等の確認が取れた場合は帰宅を促す
- ・ パトロール結果を随時県藤沢土木事務所に報告
(勤務時間外であっても、被害があった場合は、県土木へ速やかに報告。)
- ・ パトロール結果に基づき異常が確認された際は随時県藤沢土木事務所に報告
- ・ 周辺住民等の避難がある場合は、会議室、駐車場などで受入れ藤沢市危機管理課及び茅ヶ崎市防災対策課と連携して避難所への誘導や緊急物資の配布などを実施

イ 藤沢市又は茅ヶ崎市で震度 5 弱以上もしくは県内で震度 5 強以上、大規模災害発生の場合

▶ 配備体制(勤務時間内に発生した場合)

- ・ 原則として当日勤務している全職員が配備体制(総括責任者、次席責任者、パトロール係、支援係、連絡係)に基づき対応
- ・ [REDACTED]
- ・ 組織的に対応
- ・ 30 分を目途に初動体制を県土木へ報告。(津波警報以上が出た場合は高台避難誘導後に初動体制を確保)

係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
パトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	施設の点検、救援活動、物資の管理など



▶ 勤務時間以外の参集体制

- ・ 園長は本公園に参集
- ・ [REDACTED]
- ・ 緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるように、職員は [REDACTED]
- ・ 職員は参集し次第、県藤沢土木事務所

津波警報発表時	自宅等の安全な場所で待機し、解除後に速やかに参集
津波注意報発表時 津波なし	安全を確認しながら参集

とグループ代表本部に報告

- ・震災発生後、30分以内を目標に参集できたスタッフが初動対応を行い、
 (津波警報以上が出た場合は自宅等の安全な場所で待機し、
 解除後にすばやく参集して体制を構築)
- ・第一次応急体制の確立後、1時間以内を目途に要点検箇所^①の巡視を行い、被災状況等を把握し、県土木へ報告する
 県内震度6弱以上の場合、第2次体制として配備人数を増やすとともに、
 対応

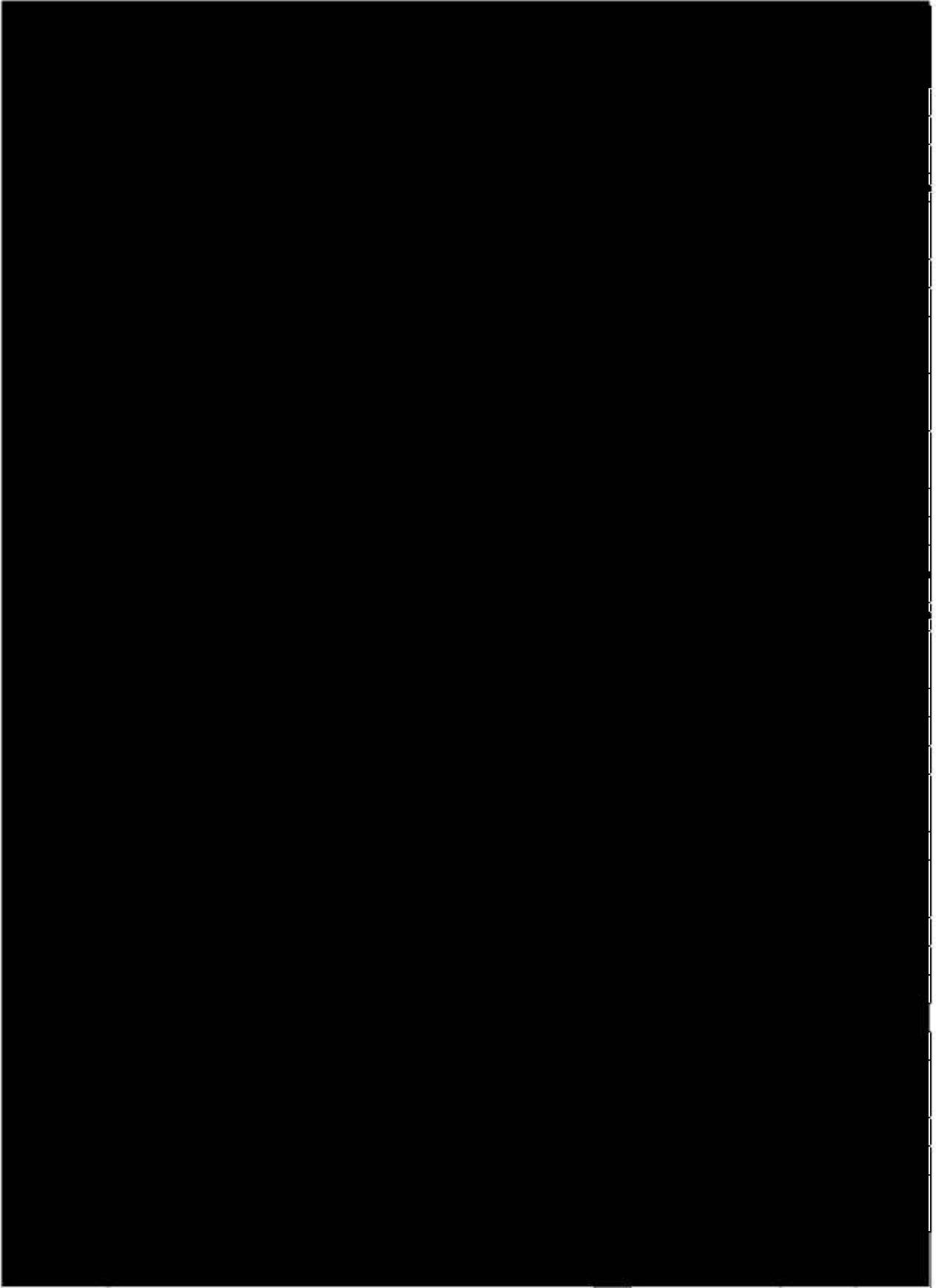
ウ 初動時～緊急時～復旧・復興時の対応

大規模地震発生時には、県が示す「辻堂海浜公園・湘南汐見台公園の震災時対応の考え方」及びグループ代表の^②のタイムライン(防災行動計画)に沿って迅速かつ確実な対応を行います。

湘南汐見台公園は広域避難場所に指定されており、茅ヶ崎市や周辺施設の管理者との連携のもと広域避難場所として機能が発揮できるよう取り組みます。また、東日本大震災や熊本地震等では、公園を避難所や仮設庁舎、仮設住宅、資材置き場等として活用された事例があるため、湘南汐見台公園のみならず、辻堂海浜公園についても状況に応じた柔軟な対応をとります。

▶タイムライン(防災行動計画)





▶タイムラインに合わせた対応の重点

初動時 発災から3時間後まで (管理事務所体制確立)	・急を要する連絡調整に当たっては、 [] 確実性を向上	[] 迅速な各公園 の状況把握が可能
初動時 発災から3時間後まで (園内パトロール、避難誘導)	・人命優先・被害拡大防止を第一に、 [] 迅速な園内の 状況把握	
緊急時 発災から3日間 (応急対策業務)	・トイレ、執務場所、滞留者の受入場所等の電気、水道等ライフラインの復旧にあたっては地元企業との連携により迅速に対応 ・日頃から藤沢市危機管理課、茅ヶ崎市防災対策課や [] と築いたネットワークを活かし滞留者支援	
復旧・復興時 発災から4日以降	・避難者受入れ、ボランティア活動拠点など、多岐にわたり想定される公園の活用状況に合わせ、藤沢市、茅ヶ崎市等と連携して柔軟に対応 ・復興時には、近隣住民の憩いの場となるよう特に衛生面に配慮し避難スペース等の清掃管理を徹底	

(3) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方(地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等)

ア 災害に備えた事前対策

(ア) 基本的な考え方

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

▶災害情報の受発信

地震警報受信機能付きラジオやテレビに加え、新たに防災行政無線同報系戸別受信機、スマートフォン等向けアプリケーション、携帯電話への藤沢市の「ふじさわ防災ナビ」や茅ヶ崎市の防災情報サイト等を活用し、災害の情報収集を絶えず行います。

▶災害対策マップの活用と更新

津波発生時の避難ビルを示した「津波避難マップ」など、災害対策マップを作成し、緊急時に来園者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう掲示板などに明示します。マップは公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

(イ) 震災時利活用施設等の維持管理

▶辻堂海浜公園において、想定される活用施設

施設	想定される利活用	管理方法
管理事務所、交通展示館	情報センター、救急措置	建築物点検、太陽光発電設備点検／自家発電機点検
多目的グラウンド	ヘリポート	日常清掃、周辺樹木の樹高抑制等
芝生広場	復旧・復興活動の支援	緊急車両の進入路の支障物の撤去／周辺園路の維持管理
駐車場	復旧・復興活動支援	活動場所の確保／危険物の撤去
園内トイレ	トイレ	日常清掃等
プール、サザン池、井戸	消火・生活用水	ポンプ点検／浄化装置点検※
園内放送、照明	情報伝達、照明	定期点検

※本公園には水の浄化装置があり、災害時にはプールの水等を浄化し生活用水等に役立てます。

▶湘南汐見台公園において、想定される活用施設

施設	想定される利活用	管理方法
多目的グラウンド	ヘリポート	日常清掃、周辺樹木の樹高抑制等
園内トイレ	トイレ	日常清掃等
多目的グラウンド 少年野球場	広域避難	周辺園路の維持管理 協定に基づく市への野球場の鍵の貸し出し等

【両公園共通】

▶施設の日常点検

- ・震災時に利活用が想定される施設の点検周期、方法を定めたチェックリストを作成しパトロールを実施
- ・原則月1回、震災時のパトロールコースを異常の有無や動作等確認しながら巡回

▶備品類の日常点検

- ・毎年1回以上、発動発電機や懐中電灯、トランシーバー、水の浄化装置、非常用電源装置等の動作確認や、燃料の残量確認、必要な部品交換や更新を計画的に実施
- ・常備しておくべき資機材及び救急医薬品は、数量と保管場所を示したリストを作成し、管理事務所、交通展示館に掲示し職員間で共有
- ・通常業務用のカラーコーンや工具類は、使用後に必ず保管場所に戻し、非常時に確実に使用できるように準備

(ウ) 防災訓練・職員教育

大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種防災訓練を実施します。

▶シェイクアウトプラスワン

「かながわシェイクアウト(いっせい防災行動訓練)」への事前登録を行い、県の一斉実施日に合わせて地震発生時の安全確保行動を行います。またシェイクアウト訓練に加え、以下の訓練を行います。

- ・ []、緊急連絡網の再確認
- ・ 公園での避難経路の確認

▶ [] 災害時に適切に対応できるよう訓練

▶連絡体制確認

- ・ [] や再構築の実施

▶職員の意識向上の取組

- ・ [] や地元消防と連携した消防訓練では、過去に起きた東日本大震災の各公園の体験や被災地での復興支援に当たった職員の体験を盛り込み、職員各自が災害対応についての理解促進を図る
- ・ 緊急時には震災対応に専念できるよう、 [] 職員への意識付けを実施
- ・ 常に防災関連情報の収集を心がけ、救命に関する講習を受講することで職員の意識向上を図る ※計画書9(1)イ参照

▶その他の訓練

- ・ [] を使用した救出訓練の実施
- ・ 「絆プロジェクト」プログラムでプール営業時を想定した津波避難訓練を実施

イ 辻堂海浜公園、湘南汐見台公園の特性、立地状況等に応じた課題と対応

(ア) 特性・課題

両公園ともハザードマップにおいて、津波浸水被害及び液状化の危険度の高いエリアに指定されており、津波災害が予想される大規模地震が発生した場合は、園内にいる利用者を素早く避難させる必要があります。

(イ) 対応

▶津波注意報・警報、大津波警報発表時の対応

- ・ 津波警報発表時には、辻堂海浜公園の園内放送等で直ちに来園者へ避難を呼びかけ、安全な高い場所（津波避難ビル等）へ避難誘導
- ・ 湘南汐見台公園については、近くに防災無線があるため、日頃から、利用者に対し、地震の際の即座の対応を求めるとともに、防災無線についての注意を喚起

▶津波への備え

- ・ 素早く避難できない方のために、辻堂海浜公園にライフジャケットを備える
- ・ 藤沢市及び茅ヶ崎市が指定した津波避難ビルを示した「津波避難マップ」を園内各所に掲示し、利用者に津波発生時の避難先を周知し、随時市の避難指定ビル指定状況を把握し、内容を見直し
- ・ 公園利用者も参加する津波避難訓練を毎年1回実施(両公園)し、津波発生時の避難経路の確認

(ウ) 地域との連携

【辻堂海浜公園】

▶藤沢市との連携

- ・ 震災時に津波浸水被害の恐れがあるため、藤沢市防災当局との連携を密にして公園利用者を含めた「津波避難訓練」を毎年実施
- ・ 本公園は、砂質地盤上にあり、藤沢市のハザードマップでは「液状化の危険度の高い」地域にあることから、日頃から市との緊密な連携を図り、震災時には市と被害状況などの情報伝達等を密にとる

▶自主防災組織・自主防災リーダーとの連携

- ・ [] を通じた隣接の自主防災組織(自治会等)や地域の自主防災リーダーとの情報交換を密にして、災害時に活用できる備品を地区の防災訓練時に貸出をする等連携をとっている

▶利用団体等との協力体制

- ・ 運動施設、イベント、学校行事等による多数の来園があるため、イベントの主催者や利用団体代表者等に対し、津波発生時の緊急避難先や緊急時の避難ルート等を案内し、有事の安全確保に備える

【湘南汐見台公園】

▶茅ヶ崎市との連携

- ・ 広域避難場所に指定されており、茅ヶ崎市と神奈川県藤沢土木事務所とグループ代表の三者により [] を締結。同協定に基づき、通常時から、市には、災害発生時に備え、少年野球場の鍵の貸し出しなどをしており、災害時に協力しながら円滑に避難者対応を行えるよう、日頃から、情報交換を行う等、連携を密にする

- ・本公園主催で公園利用者を含めた「津波避難訓練」を毎年実施
- ・湘南汐見台公園は、砂質地盤上にあり、茅ヶ崎市ハザードマップでは「液状化の可能性が高い」地域にあることから、日頃から市との緊密な連携を図り、震災時には市と被害状況などの情報伝達等を密にとる

▶ **自主防災組織・自主防災リーダーとの連携**

- ・隣接の自主防災組織(自治会等)と情報交換を密にするとともに、地域の方や利用者に津波避難訓練にも参加して頂き相互に連携した活動を実施

▶ **利用団体との協力**

- ・近隣の親子の利用だけでなく、運動施設の利用者も多いことから、団体利用者等に対し予め、津波発生時の緊急避難先、緊急時の避難ルート等を周知し、公園利用者の安全確保を図る

▶ **湘南汐見台公園が広域避難場所であることの住民への周知**

- ・湘南汐見台公園が広域避難場所であることを住民へ周知するとともに、周辺の指定避難場所についても、ホームページに掲載し地域に周知を図る



広域避難場所周知看板

【両公園共通】

■ 地域との連携した共同での訓練

消防署と連携した救急救命訓練の実施	地元消防署の協力により、全職員を対象に消火訓練や避難訓練や AED を使用した心肺蘇生法の訓練を年 1 回実施
市の防災訓練に合わせた訓練の実施	大震災発生等を想定した市の津波避難訓練に合わせて、公園でも訓練を実施。公園利用者や各イベント主催者、地域住民等にも参加を促す
シェイクアウトへの参加	神奈川県が企画するシェイクアウトへの参加
情報伝達訓練への参加	県が主催する情報伝達訓練への参加

▶ **と連携**

本公園では、

応急復旧処理等

を迅速に行います。

▶ **利用者・近隣住民への働きかけ**

- ・辻堂海浜公園で開催される、防災をテーマとしたイベント等を通じて、防災についての普及啓発を行い、また公園の災害時対応についての情報の周知を図る
- ・公園での避難訓練は、公園利用者に参加していただく形で実施し、避難経路を確認するとともに、訓練の最後のふりかえりでは公園周辺の防災情報に触れて、情報の共有を図る

防災キャンプ（再掲）（イベント名称：親子で楽しむフットゴルフ×防災チャレンジ）

地域の防災力向上のため標記イベントを地域の親子、家族等を主対象として開催。将来を担う子供たちに日頃から防災意識を持ってもらうこと等を狙い、レクリエーション要素（フットゴルフ、防災クイズ、SOS 表現コンテスト等）を入れた楽しみながら体験的に防災が学べる内容で実施します。



(エ) 災害対応物品の備蓄

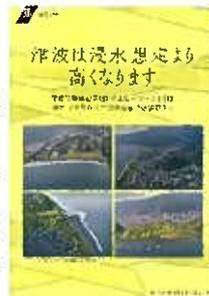
導入品目	内容
災害用備蓄品 (食料、水)	避難してきた近隣住民や帰宅困難者が避難場所(防災拠点)に避難するまでの水と食料を備蓄
災害用トイレ	一般のトイレを利用して断水時にも使用できる災害用トイレキットを配備
	大規模災害時、救急や消防をはじめとする関係機関と確実に連絡が取れるよう、衛星電話などの通信機器を設置
トランシーバー	非常時の国内通信用として配備
ヘルメット・上履き	東日本大震災時の経験から、移動の際のケガ防止のため、ヘルメット及び上履きを用意
ライフジャケット	津波警報等発表時に避難困難者に対して、ライフジャケットを提供

(オ) 災害発生時の協力等について

県藤沢土木事務所や藤沢市及び茅ヶ崎市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、県による「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、強固な防災体制を構築します。

▶ 災害復旧への協力

- ・ 事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づいて対応し、県による被害箇所の本格復旧の際にも積極的に協力。また、災害復旧活動の拠点として県や市からの要請があった場合、テントやチェーンソー等の必要な機器や物品の提供や、救援活動支援等を実施



災害時ヘリポート周知看板

▶ 避難場所となった際の協力

- ・ 湘南汐見台公園の多目的グラウンドは、茅ヶ崎市指定の緊急時のヘリポートとして指定されており、必要に応じて県や市に協力
- ・ 広域避難場所となっている湘南汐見台公園の多目的グラウンドは、茅ヶ崎市と県、指定管理者の3者で締結した「大規模火災発生時等における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書」と、避難者受入マニュアルに基づき、県、茅ヶ崎市及び隣接避難施設管理者と連携しながら避難者の受入を実施
- ・ 災害時に辻堂海浜公園に近隣住民が避難して来た場合、交通展示館や芝生広場、駐車場が一時避難場所になった場合、藤沢市と協力し、安全・安心な避難場所を提供
- ・ 両公園において備蓄している非常食を始めとした災害用備蓄品を避難した利用者へ提供

▶ 避難所(帰宅困難者滞留)となった場合のコロナウイルス感染症対策

※計画書9(2)ア(カ)方針参照

(カ) 津波災害警戒区域の指定対応について

▶ 津波災害警戒区域の指定に備えて

神奈川県では、津波被害に対応するため、令和元年12月に県下の小田原海岸から湯河原海岸までを「津波災害警戒区域」として指定しました。今後も津波浸水想定区域のある県海岸に随時拡大指定をしていく方針であり、今後、神奈川県が藤沢市を指定し、市による警戒避難体制の整備やハザードマップの作成等がされた際には、本公園として体制の整備や訓練の実施などを行います。

ウ 災害発生時の対応及び業務継続計画(BCP)について

グループ代表では、大規模災害発生や新型インフルエンザ等の感染症の蔓延に備え、事業継続計画書(BCP)を策定しており、優先的に継続する重要な業務の設定、危機管理体制の整備、グループ代表本部に代わる災害対策本部の代替拠点等を設定し、都市公園指定管理業務を含む法人としての事業継続を図ります。

▶災害時の事業継続に特に必要となる人的バックアップについて

を活かし、本公園の園長・副園長不在時にも、
参集できる体制を取っています。日々の業務での連携に加え、
を確実なものとしています。

計画書 11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1) 多様な主体(地域人材、自治会、関係機関)との連携、協力体制の構築等の取組内容

私たちはこれまで、イベントや維持管理、防災など、様々な分野で多くの地域団体やボランティア、NPO 法人、自治体、関係機関、地域企業と積極的な連携を図るとともに、新たな連携先の開拓にも熱心に取り組んできました。今後も地域とのパートナーシップによる魅力ある公園づくりを進めるとともに、公園が地域の団体や人々にとって、交流の拠点となるような管理運営を行います。

【辻堂海浜公園】

ア 公園運営協議会の継続

「誰もが主役となって、笑顔と幸せになれる公園づくり」を目指し、平成 21 年に公園利用団体や、地域団体、関係機関等の協力を得て、公園運営協議会を発足しました。公園が事務局となり、公園の管理運営を中心に、地域の課題も含め、意見交換をしています。この会議により、地域の方々との顔の見える関係が築かれ、様々な分野で協力し合うことができます。今後もこの貴重な運営協議会を継続し、公園利用者や地域の声を反映した公園の管理運営を行います。



公園運営協議会の様子

■ 公園運営協議会メンバー

利用団体： [REDACTED]

協力団体： [REDACTED]

公園管理運営経験者： [REDACTED]

オブザーバー： 県藤沢土木事務所

イ 地域との共創によるイベント開催

(ア) 実行委員会方式によるイベント開催

イベントの企画段階から地域の方々と協力することで、地域ニーズに沿ったイベント開催が可能になることに加え、地域の方々同士の交流促進にもつながっています。今後も実行委員会方式によるイベント開催を推進し、地域の主体性を尊重した公園運営を行います。

■ 主なイベントと連携先

辻の盆： 辻の盆実行委員会： [REDACTED]

(イ) 共同イベントの開催

地域の方が主催となる共同イベント開催においては、本公園でイベントを開催する意義を主催者とともに考え企画内容に反映させることに加え、公園の持つイベントノウハウを活用した公園にふさわしい魅力ある企画を推進します。

■主なイベントと連携先

HUG ANIMALS：HUG ANIMALS 実行委員会／県内を中心とした犬・猫の保護団体等
カーニバル湘南：サーフライダーファウンデーションジャパン
SHONAN FOOD TRUCK FESTIVAL：湘南フードトラックフェスティバル実行委員会

▶その他小規模イベント・プログラム

テーマ	連携先	イベント
運動		つじどう寝たきりゼロ体操
健康づくり		リフレッシュヨガ・シニアヨガ他
「安全」を学ぶ		チリンスクール(交通安全教室)
クラフト		お花で遊ぼう・楽しもう
		楽しく作ろう ワークショップワゴン 子ども凧作り教室

(ウ) 公園主催イベントの開催

公園主催イベントにおいても、多様なノウハウを持つ地域の団体等と連携することで、公園の魅力を最大限発揮するとともに、地域の活性化に貢献します。

■主なイベントと連携先

辻堂海浜公園まつり：地域の 50 以上の各種団体と運営や出演の連携
辻堂フリマピクニック：Tsujiido Local Market 実行委員会(地元商店の若手で構成)
大人と子どもの元気アップ運動クラブ：
やさしいうんどう教室：
【新規】ママとパパの子育て相談：

ウ 広報における連携

近隣の教育施設や商店街、自治体(藤沢市、茅ヶ崎市)から、公共交通機関や観光等情報誌まで幅広く連携することで、広域的な広報を行います。

■主な取組と連携先

自治体広報や回覧版等への掲載：藤沢市、茅ヶ崎市 **チラシ配架**：地元商店街
ポスター掲示：地域の公共交通機関(JR 辻堂駅、小田急藤沢駅等)
情報誌やWEB サイトへの掲載：いこーよ／るるぶ Kids／あそびい湘南／日経 DUAL
 ／湘南よみうり／とことこ湘南／レアリア／ウォーカープラス／イベントバンク等
「親子で楽しむ フットゴルフ×防災チャレンジ」 広報協力依頼：近隣の学校

エ 施設管理における連携

専門的なノウハウを持つ団体等と連携することで、団体の強みを活かしながら適切な施設管理を行います。また、高齢者が活躍する NPO 法人や障がい者就労支援施設と連携することで、高齢者・障がい者の雇用促進に貢献します。

■主な取組と連携先

植物管理、花壇管理：
の駆除、海浜植物の育成：

外来種

近隣の学校 等

園内清掃： [REDACTED]

オ 警察・消防との連携

地元の警察・消防の訓練等の場所として協力します。

■主な取組と連携先

車両訓練(場所：東駐車場)：藤沢警察署

水難救助訓練(場所：ジャンププール)：藤沢市消防本部／藤沢市消防団

カ 企業のCSR活動(社会的責任、社会貢献)や学校等との連携

本公園は、地域の企業や学校等の活動の場として活発に利用されています。私たちはそのような活動を積極的に受け入れることで、企業が社会的責任と社会貢献を果たす場、学校等が安心して利用できる場として、本公園を適切に管理運営します。



無料健康診断

(ア) 地域企業の社会貢献活動の受け入れ

企業のCSR活動が活発化する中、今後も積極的に企業の社会貢献活動への取組を呼びかけるとともに、受け入れの体制づくりを行ってまいります。

▶CSR 活動状況

テーマ	連携・協働先	内容
健康づくり	[REDACTED]	・子ども駅伝大会運営にチーム選手を派遣 ・「辻の盆」で無料健康診断を実施
モノづくり	[REDACTED]	・鋳物づくり／ペーパートラックづくり／南極子ども講話会
交通安全	[REDACTED]	・ママとシニアの電動アシスト自転車安全講習会

(イ) 学校等教育機関との連携

近隣の小中学校、高校をはじめとして、様々な校外活動に協力するとともに、社会貢献活動や日頃の活動の成果を発表する場として公園を活用いただいています。

なお、学校行事での有料施設の利用に関しては減免規程を設け、活動の場として利用しやすい環境を整えます。

※ [REDACTED]

▶教育機関との連携状況

テーマ	連携・協働先	内容
学校行事 支援	・地元小学校 ・幼稚園	・マラソン大会、運動会等会場提供 ・公園の花植えを通じたSDGs授業に協力

テーマ	連携・協働先	内容
イベント	[REDACTED]	・公園まつりへの学生自治会の協力
	[REDACTED]	・イベントステージ出演
[REDACTED]	・関東学院六浦中学・高校	[REDACTED]
維持管理	・日本ガーデンデザイン専門学校	[REDACTED]

	・地元小学校	・花苗の植え付け

【湘南汐見台公園】

私たちは、これまでの管理運営において茅ヶ崎市や地域、学校等との連携を深めてきました。今後更に多様な主体と連携を図り、地域の活性化にも貢献します。

■主な連携実績

テーマ	連携・協働先	内容
イベント関連		・湘南汐見台公園花壇の花植え
		・やさしいうんどう教室や汐見台からだ元気体操等の健康づくりプログラムの告知・チラシ配布
防災		・湘南汐見台公園における防災訓練の広報

■新規連携

学生を対象とした 連携し、小
の振興を図ります。 地域スポーツ

(2) ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

【辻堂海浜公園】

▶辻堂海浜公園におけるボランティア(サポーター)養成モデルの構築と活用

これまで取り組んできた「ユニバーサルカヌー」や「やさしいうんどう教室」では、イベントを通じて参加者がスキルアップしていく中で、仲間との交流を深め、活動意義を理解し、サポーターとしてイベントを支える側に回るという好循環が生まれています。こうした好循環を本公園におけるボランティアとの共創、連携、育成のモデルとして、これからのイベント開催等に活用することで、ボランティア等の育成を図り、今後も地域とのパートナーシップによる公園の管理運営を進めていきます。

モデルケース ユニバーサルカーヌー体験会(平成 19 年度～)

「障がい児が近所の子供たちと一緒に遊べる場が必要だ。」との近隣養護学校校長の話を受け、平成 19 年度から始まった事業。毎年、春と秋の日曜日に実施し(令和 2 年度春は中止)、令和 2 年度までの 14 年間で計 194 回開催。体験者は 4.7 万人を超え、この間、延べ約 3200 人のボランティア(サポーター)を得て運営。当初は、グループ代表と湘南工科大学の当時の教授がともに始めた事業ですが、その後、XXXXXXXXXXなど、様々な団体にご協力いただき、現在は、XXXXXXXXXX等の多くのサポーターの皆様と一緒に事業を開催しています。

利用者として参加していた障がいのある方が、今では当日の受付を担当するサポーターとして活動しているケースや、親子で参加して今では家族ぐるみで運営を支える側となっている等、サポーターの輪が広がっています。



【湘南汐見台公園】

▶湘南ぴんころクラブ やさしいうんどう教室の開催

本公園では、高齢者の健康づくりを目的とした健康遊具を使用した、「やさしいうんどう教室(湘南汐見台公園)」を月 1 回開催してきました。今年度より毎週 1 回、地域の方々の自主的な活動としてうんどう教室が開催できる形に移行。引き続き、本プログラムが地域住民の自主的な活動の形で継続され、皆の健康増進の一助となれるよう支援して参ります。



やさしいうんどう教室

(3) 周辺施設(他の公園、施設等)との交流・連携の内容

【両公園共通】

▶地元の市立公園との連携

【新規】新たに藤沢市辻堂南部公園とも連携し、公園や周辺地域の魅力を再発見していただく※「発見！ガッテン！クイズラリー！(仮称)」 ※令和 5 年度 実施を開催するとともに、※広報等にあたって、地元の藤沢市や茅ヶ崎市の公園との連携を進めていきます。 ※令和 5 年度 藤沢市の SNS カラフルフジサワ、茅ヶ崎市 SNS いとしのちがさき に掲載依頼
※計画書 4 辻堂海浜公園 (1) イ (ア) 参照

▶「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

令和 2 年度の「花とみどりのフォトコンテスト(以下、「フォトコンテスト」という。)は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりましたが、令和元年度の第 12 回フォトコンテストでは、新たな試みとして、グループ代表が指定管理者として管理している公園のみならず、事前に調整のうえで、他の指定管理者が管理している公園も撮影対象地を含め、フォトコンテストを開催しました。入賞作品をまとめたカレンダーも、各公園で販売するとともに、書店でも販売するなど、県立都市公園及び自然公園の魅力を各公園の指定管理者が一体となって、幅広く周知しました。今後もフ

フォトコンテストを継続し、更なる魅力発信を行います。

(4) 地域企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容【両公園共通】

地域の企業等は、その地域に精通していることで、迅速で周辺環境を理解した、きめ細かい対応が期待できます。

私たちは、業務委託を行う場合には、今後も地域企業等への発注を優先的に行っていくとともに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、地元造園業組合、シルバー人材センターや社会福祉法人、NPO 法人等の地元非営利団体とも継続的に業務委託することにより地域と連携し魅力ある公園づくりを行います。

■ 主な委託内容と地域企業

林床の除草、花壇の花植え：

地域の企業等は、その地域に精通していることで、迅速で周辺環境を理解した、きめ細かい対応が期待できます。私たちは、業務委託を行う場合には、今後も地域企業等への発注を優先的に行います。

■ 主な委託内容と地域企業

少年野球場施設補修等：地元スポーツ用品店

計画書 12 「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況
【両公園共通】

ア 人員配置の考え方

現地公園には、公園管理運営方針を理解し、土木事務所・地元自治体・関係団体・利用者等に対し施設管理者としての的確に対応できる人材を現地責任者として配置し、その下に園長の代行者である副園長をはじめ業務に応じた公園管理実務経験者など、必要十分な人員を配置します。また、地域団体や協力団体などとのパートナーシップのもと、直営管理を基本とし安全・安心で快適な管理運営を行います。

グループ代表本部は、公園管理運営に係る企画・統括部門及び現地業務支援部門を担い、多様化する公園管理業務を踏まえ、事故防止・安全対策、コンプライアンス、SDGs や「ともに生きる社会かながわ憲章」など県施策への対応、広域的な広報や交通対策、企業・団体等とのアライアンスなどに取り組み、現地公園とグループ代表が一体となって公園管理運営の品質向上に取り組みます。また、外部指導員（グリーンサポート）制度や他公園職員・グループ代表職員による業務点検等により、さらなる安全・品質確保に努めます。

現地公園（公園管理事務所）の業務分担	グループ代表本部の業務分担
<ul style="list-style-type: none"> ・県藤沢土木事務所との連絡調整（年度協定、定期業務報告、モニタリング受検、許認可申請等） ・維持管理、安全管理 ・緊急時、災害時等の現地対応 ・利用案内、苦情・要望等対応 ・利用促進事業や地域連携事業の企画・実施 ・地域メディア等への広報、HP、SNS 等での情報発信 ・利用料金收受、駐車場運営 ・自主事業の運営 ・地元自治体、地域団体（商工、観光、福祉等）、 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法、都市公園条例、指定管理者制度等に係る県（本庁）との対応窓口、基本協定 等 ・事業運営方針策定、諸規程整備 ・コンプライアンス、労働環境改善、事故不祥事防止、個人情報保護、情報公開、ハラスメント防止対策 ・職員採用、人材育成、研修の企画・実施 ・予算策定、予算執行、決算、監査 ・BCP、緊急時対応、緊急参集訓練の企画・実施 ・広域的な広報、ガーデンツーリズム企画・調整 ・事業企画（公益・収益）、他企業・団体との連携促進、交通・観光事業者との包括的な連携 ・情報セキュリティ対策

イ 現地職員の配置計画(現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員等の役割分担)

(ア) 現地責任者の責務、役割及び経歴

園長は、県立都市公園園長経験者を常勤で配置し、公園の総括責任者として公園管理運営及び地域との連携・協働に取り組みます。



※災害等の非常時、新たな課題への対応、許認可に係る調整事項が生じた場合は、グループ代表本部及び公園が連携して、県と協議・調整のうえ、課題解決にあたります。

(イ) 主要職員の役割分担

管理運営業務に応じ(本公園の特性に応じ)以下のとおり [] を配置し、管理運営スタッフと一体となり多岐に亘る業務を遂行します。



ウ 特に都市公園管理運営の専門知識(関係資格の保有等)や経験を有している者の配置状況

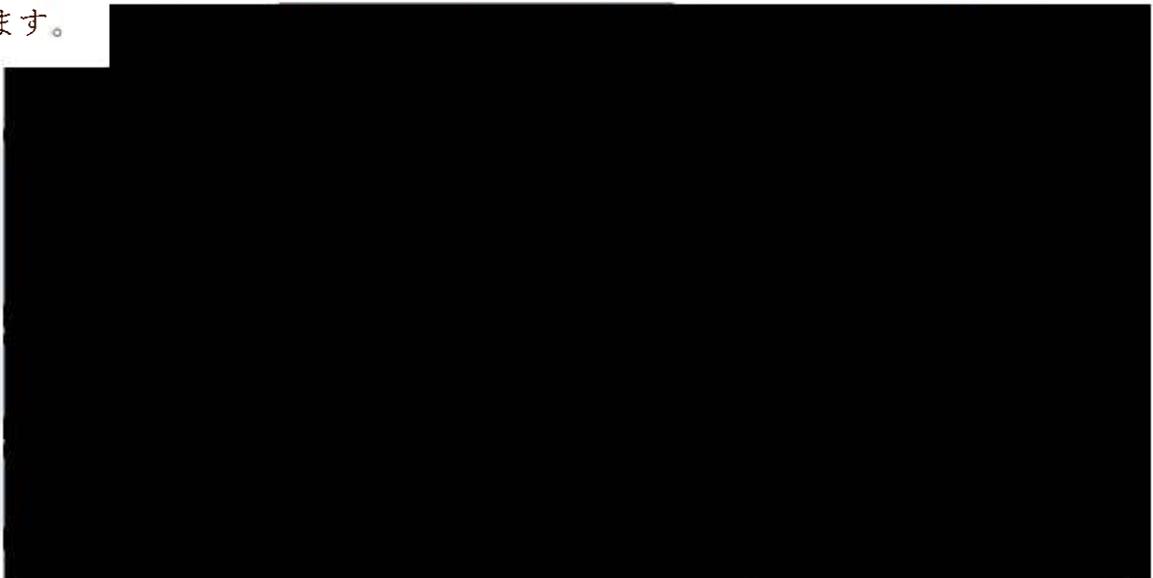
本公園の管理運営方針である「人々が集い、創造の活力に満ちる、ハートフルパーク」の実現に取り組むため、 [] をはじめ、以下のとおり有資格者を配置します。また、必要に応じ [] 指導を行います。



エ 県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み

(ア) 連絡体制

本公園において、県、県藤沢土木事務所、グループ代表本部、オーチュー本社、サカタのタネ本社、サカタのタネ GS 本社、小田急本社等との連絡体制を以下のとおり構築し効果的、効率的な管理運営を行います。夜間・休日等の緊急時には、緊急時連絡フロー図や緊急時対策連絡網などにより、24時間365日対応可能な連絡体制を整備しています。



(イ) 情報共有の考え方と仕組み

関係機関との情報共有には、状況に応じて、対面、書面、電話・メール・Web会議等を活用します。特に県藤沢土木事務所や警察署・消防署とは、日常から対面による「顔の見える関係」を構築し、緊急時等に備えています。

▶ 県、県藤沢土木事務所

- ・ 確実な連絡体制の整備や、普段から担当者間の報告・連絡・相談が円滑に行える環境整備に務めている
- ・ 月例報告等の提出時を定期的な情報共有の場として臨んでいる
- ・ 制度面や他公園にも関連する事項については、指定管理者本部が県庁所管課とも調整

▶ 警察署、消防署

- ・ 通報、相談等は速やかに正確な情報をもとに実施
- ・ 防災訓練の調整等を通じて、普段から連絡・連携

▶ 地域団体等：自治会、市民団体、ボランティア、学校、企業等

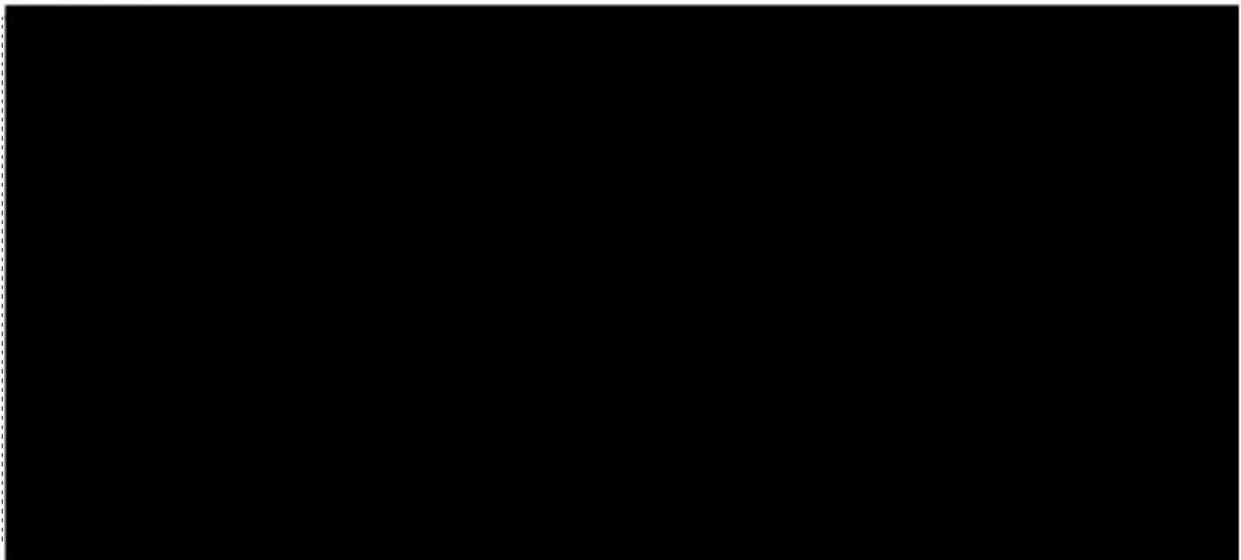
- ・ イベント等の調整時や定例的な会合等の場で必要な情報共有
- ・ 広報誌、ホームページ、SNS、掲示板等を活用した情報発信

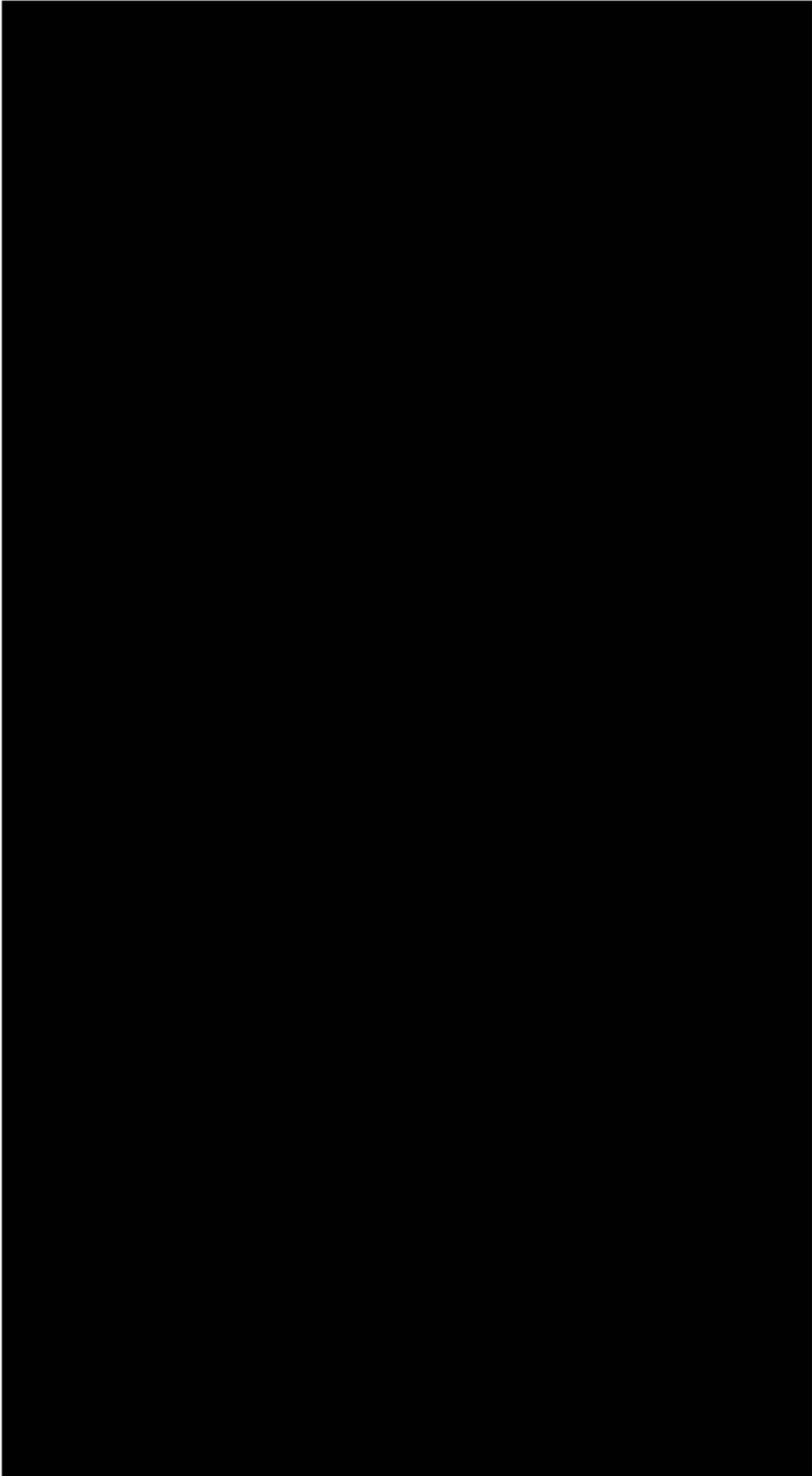
▶ 指定管理者内での取組

- ・ 現地とグループ代表の確実な連絡体制による情報共有(事件・事故等は全て速やかに理事長に報告するとともに全公園へ周知)
- ・ 原則毎月開催の全公園の責任者が参加する会議において情報共有、意見交換
- ・ 現地職員間では朝礼や月例会議での直接伝達や共有サーバの「業務連絡」を活用した情報共有

<別表> 現地の職員配置計画

■ 現地の組織図





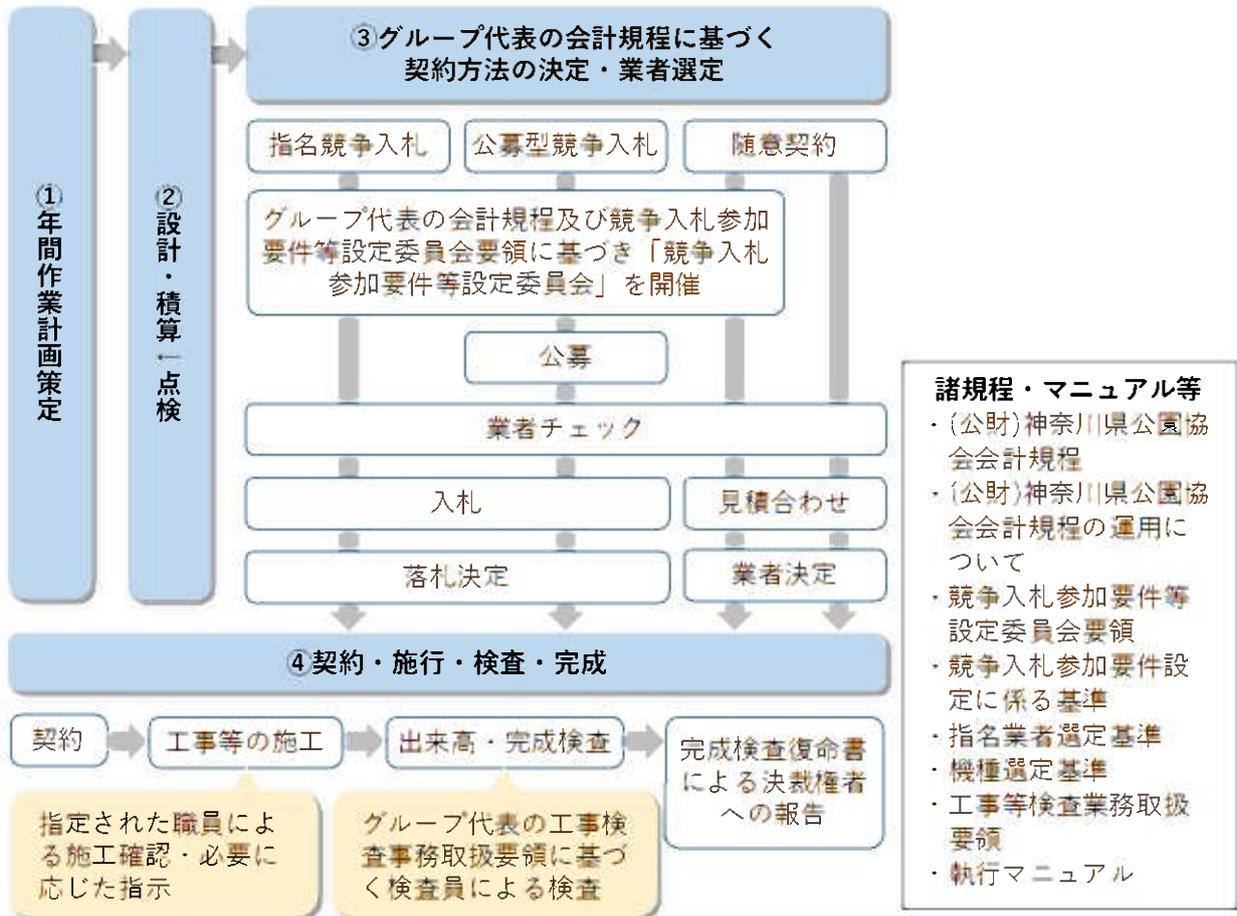
(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導體制の状況【両公園共通】

ア 委託業務の管理の考え方

グループ代表では、委託業務を効率的・効果的に実施するため、年間発注計画による計画的な発注、品質確保や透明性に配慮した業者選定、適切な進行管理に努めるとともに、諸規程やマニュアル等に基づき、監督職員による指示及び履行確認、検査員による出来高・完成検査を行います。

監督職員は、法令遵守、品質確保、安全管理体制、連絡体制、工期遵守、利用者対応等の視点から指導監督を行います。

また、高齢者就労団体等への委託では、高齢作業員の健康・安全対策を重視するほか、障がい者就労施設への委託では、丁寧な作業指導により安全で確実な業務管理を行います。



イ 指導監督の内容

委託業務の各段階で、以下の項目について点検、指導、監督を行います。

- ・業務計画書等に基づき、業務実施体制、工程管理、作業方法、安全管理体制を確認
- ・社会保険の納付、最低賃金の履行確認及び業務上知りえた内容の守秘義務契約確認
- ・業務実施時は、作業内容等の日報による確認や現地履行確認による指導監督
- ・園内通行証の発行、徐行運転の履行、バリケード等安全対策の徹底
- ・業務記録及び作業写真等は、グループ代表文書管理規程に基づき管理し必要に応じ県へ提示
- ・監督職員以外の検査員による履行確認、完成検査により、品質、出来栄を確認

ウ 本公園で重視する視点

種別	業務内容	指導監督項目	点検方法
・植物管理 ・施設管理 ・清掃管理	・剪定、枯れ枝処理 ・設備、遊具の点検等 ・廃棄物処理、搬出	・周知看板等利用者への安全確保 ・適切な手法、点検漏れ防止 ・マニフェストによる確実な処理	・巡視、作業日報等 ・業務報告書、現地確認 ・作業日報、書類確認

(3) 指定管理期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々の OJT や研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況【両公園共通】

グループ代表では、人材育成、就労意欲向上、計画的な職員採用、労働環境の確保に
着実かつ相互に連携させて取り組むことで指定管理者として安定的な管理運営を行う
体制を構築しています。

ア 人材育成の考え方

様々な施設や自然環境、機能を有する県立都市公園の管理運営には、自然生態、植
物管理、施設管理、安全管理、地域防災、利用促進、地域協働など、それぞれの専門知
識や経験だけではなく、これらを総合的に活用して多様なニーズに合致したサービス
を提供することが求められます。

グループ代表は、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管
理運営を目指し、職責・職員毎にテーマを設定し、3つの手法により人材育成・能力
開発を行うとともに、職員のやる気と潜在能力を引き出す仕組みを構築しています。

■職員ごとの育成テーマ設定

全職員共通	都市公園の情報、安全管理、接遇の向上、手話の取得、コンプライアンス、個人情報保護、救命救急、防犯・防災、労働安全衛生
現地責任者	マネジメント力の向上、利用促進力の向上、職員指導力の向上、労働安全衛生法規
内勤スタッフ	適正な受付・実務の能力、HP・SNS等の情報発信力向上
外勤スタッフ	安全管理、労働安全法規、機械操作能力向上、施設ごとの維持管理力

■人材育成手法・内容

OJT (職場指導)	<ul style="list-style-type: none"> ・豊富な公園管理経験を有する職員等社内リソースを活用した公園特性・管理力・利用者対応等の細部の知識や技術を養成 ・グループ構成企業の先進的な管理力により植物管理を共同で行い知識・技術の向上 ・新規採用者への適切な職場指導 ・毎朝、朝礼時における作業内容、KYT、留意事項等について確認・周知
OFF-JT (研修)	(主にグループ代表職員による研修) ・接遇、安全管理、植物管理、利用促進、事務処理等に係る研修 (主に外部講師等による研修) ・ 等
SD (自己啓発)	・ 資格取得の費用補助 ・社外講習会、セミナー等への参加促進、先進事例視察 ・異業種、他組織との交流の場への積極的参加(見本市、展示会への参画、出展)等 「エコプロ」への出展



■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組

グループ代表では、職員の「やる気(向上心)」と「潜在能力」を引き出すため、業務

実績向上に努めた職員を公平・平等に評価する「人事評価制度」や職員の模範となる取組、顕著な実績に対する「職員表彰制度」を導入しています。

これらの制度を適切に運用し、職員の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研鑽に取り組む意欲を高めます。

イ 職員の採用

指定管理業務を着実かつ安定的に遂行するために、業務に応じた職員を計画的かつ、原則として公募により採用するとともに、高齢者、障がい者の就労機会の拡大や意欲・能力を発揮できる環境の整備に努めています。

- ・現地責任者は、公園管理運営方針を理解し、公園利用者・県藤沢土木事務所・地元自治体・関係団体への的確な対応ができる人材を常勤職員として採用
 - ・公園管理主任等の現地スタッフは、公園管理実務経験者等の専門知識・技能・資格を有する即戦力となる人材を非常勤職員として常に確保
 - ・パートタイム職員は、公園への熱意、職務に必要な知識・技能等を有する人材で、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できるだけ地元にお住まいの方を採用
- ※非常勤職員、パートタイム職員等の有期雇用職員には、改正労働契約法に基づき、雇用期間が5年以上となる場合、職員の希望により無期労働契約に転換できる制度を整備・運用しています。

ウ 働きやすい労働環境の確保

■基本的な考え方

グループ代表は、誰もがその能力を十分に発揮し、心身ともに健康でいきいきと働き続けることが重要であると考え、職員が働きやすい労働環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。そのために労働安全衛生法をはじめ、働き方改革関連法等の法令を踏まえ必要な取組を強化するとともに、職場における新型コロナウイルス対策に取り組んでいます。(新型コロナウイルス対策については計画書9(2)参照)

(ア) 労働時間の短縮、ワーク・ライフ・バランスの確保

▶ 時間外労働の上限規制(45時間/月、360時間/年)の徹底

- ・適切な業務分担及び業務の効率化の推進
- ・週1回のノー残業デーの設定及び実施の徹底
- ・36協定の締結、一般事業主行動計画(ノー残業デー)の策定、所管労働局への届出・公表

▶ 年次有給休暇の確実な取得

- ・年間最低5日間の年次有給休暇取得の義務化(10日以上付与職員対象)
- ・本部による取得状況の確認(四半期毎)及び取得促進の徹底
- ・一般事業主行動計画(年次有給休暇の取得目標)の策定、所管労働局への届出・公表

▶ 労働時間の状況把握

- ・総括責任者による残業の事前命令の徹底と、厳格な時間管理
- ・本部による毎月の労働時間チェックと必要に応じた総括責任者への指導

(イ) 職場のハラスメント対策

これまでも職場のハラスメント対策に取り組んできましたが、労働施策総合推進法の改正等を踏まえ、令和2年度から、パワーハラスメント等の防止対策を強化しています。

- ・「職員就業規程」、「コンプライアンスガイドライン」にハラスメントの禁止を明示

- ・「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を制定し、ハラスメント防止に対するグループ代表の取組方針を明確にし、ハラスメント等の撲滅推進を強化
- ・ハラスメント防止に対するトップメッセージを発信し、全職場に掲示し、職員に周知徹底
- ・DVD等を活用し、すべての職場でハラスメント研修を実施
- ・ハラスメントに関する相談・通報窓口をグループ代表本部に設置し、相談・通報への体制を整備

(ウ) チームワークの保持

- ・全職員が管理運営目標を共有し、能力を引き出せる業務分担
- ・日々の朝礼や月例会議等を活用した情報共有
- ・職員相互の協力体制を保持するための組織としての「心理的安全性※」確保
※心理的安全性 職場の上下関係や発言による(悪)影響を恐れずに、自分が良いと思ったこと感じたことを気兼ねなく発言できる環境

(エ) 職員の心身の健康保持増進

▶ 取組体制等

- ・県の「CHO構想推進事業所登録」事業への参加
- ・「マイME-BYOカルテ」の登録、利用
- ・定期健康診断の実施及び診断結果に応じた保健指導の利用促進
- ・健康保険委員(協会けんぽ)の設置による職員への健康に係る広報等の充実



夏季のスポーツドリンクの配布

▶ 職場における対策

- ・執務環境の確認と継続的な改善(空気環境、温熱条件、視環境等)
- ・感染症予防対策の実施(インフルエンザ予防接種費用補助、マスク・アルコールの配備等)
- ・熱中症予防対策の実施(空調ファン付き作業着、スポーツドリンクの配布等)
- ・ハチ刺されによる重症化を防ぐ、ハチアレルギー抗体検査費用の補助
- ・受動喫煙防止対策の徹底

▶ メンタルヘルス対策

- ・専門機関によるストレスチェックの実施(年1回)及びカウンセリング等の体制整備
- ・ハラスメント防止や「心理的安全性」の確保による風通しのよい職場の実現

(オ) 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

新型コロナウイルス感染症については、本県に2回にわたり緊急事態宣言が発令されるなど、厳しい状況が続いています。グループ代表では、様々な対策を講じてきましたが、今後とも状況を見据え必要な対応を図ります。また、職員は常時三密回避、新しい生活様式の励行、毎朝の検温、体調の確認を行っています。

▶ 勤務体制の柔軟な対応

- ・三密回避、BCPの観点から全所属を2班に分け(第1回緊急事態宣言時に実施)、原則各班構成員が接触しない体制構築
- ・保育所や学校休業等により勤務ができない場合、出勤時間や出勤日(休日)を柔軟に変更
- ・出勤に不安を感じる職員に対し、時差出勤、マイカー出勤の承認、年次有給休暇の取得促進

▶ 防護具、衛生物資の確保

- ・マスク、アルコール消毒液等をグループ代表で一括調達し全職員分を確保し、配布

- ・調達が容易な時期における物資の適切な備蓄
- ・職員の安心安全を確保するため、民間PCR検査機関の受検体制を整備

▶ IT化の推進

- ・円滑にテレワークが可能となるようサーバに接続可能なノートPCの配備、貸与

(カ) 男女共同参画への対応

男女平等による職員公募、採用や意欲と能力のある女性職員の積極的登用に努めるとともに、出産、育児や介護を行う職員の仕事と家庭の両立が図られるよう様々な取組を進めています。

- ・女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届出、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に公表
- ・えるぼし認定(女性活躍推進法第9条の認定)の取得に向けた取組
- ・出産、育児や介護に係る休暇、休業取得及び短時間勤務職員の深夜勤務、時間外勤務の制限等を規定

(キ) 高齢者雇用への対応

優秀な高齢者が有するスキルやノウハウを活かせるよう高齢者雇用に取り組んでいます。高年齢の職員が安心安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防の観点から、転倒防止、落下防止、熱中症予防、健康増進等、作業や職場環境の配慮事項を取組方針「エイジフレンドリーな職場環境を目指して」としてとりまとめ職員に周知しています。

(ク) 労働環境確保のその他の取組

- ・最低賃金の履行確保、社会保険への加入、労働契約書の交付等の遵守
- ・無期労働契約制度、福利厚生活動への補助、ボランティア休暇制度の整備
- ・有期雇用職員への公正な待遇の確保(年次有給休暇、予防接種費用補助、福利厚生活動、研修等)
- ・令和2年度に社会保険労務士による「労働条件審査」を受審

(ケ) 労働条件審査

令和2年度に公共サービスの質向上のため、社会保険労務士による「労働条件審査」を受審しました。

審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）

労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）

計画書 13「コンプライアンス、社会貢献」

- (1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)

【両公園共通】

ア 基本的な考え方

グループ代表は、公益財団法人としての社会的信頼性の維持、業務の公正性を確保するため、すべての役職員に法令及び協会の諸規程の遵守を徹底するとともに、常に社会規範や社会的責任を念頭に置いて業務を執行することで、公益目的を達成し、社会に貢献できるよう取り組んでいます。

行政庁等による検査・監査の受検、理事・監事及び評議員による執行状況の監督、「コンプライアンス要綱」に基づくコンプライアンス委員会や内部通報制度による厳重なチェック体制を整備するとともに、「コンプライアンスガイドライン」では具体的な行動指針を示し、役職員一人ひとりの意識向上に努めています。特に、個人情報保護やソーシャルメディア利用、ハラスメント防止対策については個別に規程を定め、役職員への教育・研修や「事故・不祥事防止会議」等を通じて周知徹底を図っています。

イ 諸規程の整備状況

別添のとおり諸規程類(組織、経理、給与、就業、個人情報保護、情報公開、文書管理等の規程及び労働環境確保のための方針等)を整備しています。(指定管理業務においてはグループ代表の個人情報保護規程、情報公開規程、文書管理規程等を遵守)

ウ 施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守

▶法令遵守の徹底に向けた取組

コンプライアンス要綱等に基づくチェック体制の整備や「コンプライアンスガイドライン」の実践、教育・研修による周知徹底を図るとともに、業務執行状況について内部検査指導要領に基づく検査を実施しています。

また、指定管理業務に係る県、外部有識者によるモニタリング、県監査委員による監査を万全な態勢で受検するとともに、公益法人認定法に基づく立入検査、第三セクター等指導調整指針に基づく「自立した第三セクターのチェック」の機会も活用し正確な情報により適正な法人運営に努めます。

▶施設整備の維持管理に関する法規

公園施設の安全確保や利用者が快適に過ごせる場を提供するためには、都市公園関係法令はもとより、設備点検に関する法律や衛生環境の確保に関する法律、消防法など各種法令を熟知しておく必要があります。研修や講習会の受講、資格取得等を通じて各種法令への理解を深めるとともに、法令に基づく点検や業務報告を確実に実施し、安全な公園管理運営を図ります。

都市公園法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	食品衛生法
建築基準法	水質汚濁防止法	国有財産法
消防法	電気事業法	駐車場法
		水道法

▶労働関係法規

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等に基づき、就業に関する規程を整備しており、これらを適切に運用し安全で快適な労働環境を確保します。

工 指定管理業務を行う上での具体的な取組

▶労働条件審査の受審(令和2年度に社会保険労務士による労働条件審査を受審)

- ・審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）
労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）

▶反社会的勢力の排除(「神奈川県暴力団排除条例」の遵守)

- ・グループ代表の「コンプライアンスガイドライン」において、反社会的勢力との一切の関わりを禁止するとともに、本公園に「不当要求防止責任者」を配置
- ・委託業者の選定にあたり「県の競争入札参加資格者名簿」を活用し不良不適格業者を排除

▶守秘義務

- ・指定管理業務を通じて知りえた情報の守秘義務(退職後も含む)について「コンプライアンスガイドライン」に定め、研修等での指導を徹底
- ・業務の一部を第三者に委託する場合は、守秘義務について契約書等に記載し遵守を徹底

▶文書の管理・保存、情報公開、各種報告書等の提出・公開

- ・取得・作成した文書は「県文書管理規程」に基づいて定めた「文書管理規程」により管理・保存
- ・県の指定管理者のモデル規程に即して整備した「情報公開規程」に基づき対応
- ・各種報告書等を適正に作成・提出期限内に提出し、県指定の報告書等はホームページ上で公表

▶管理口座・区分経理

- ・管理口座及び会計処理について、指定管理業務と他の業務を区分して管理

▶保険の付保

- ・施設賠償責任保険・施設災害補償保険(1事故当たり4億円{適用回数は無制限})及びイベント保険等に加入

(2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況【両公園共通】

持続可能な社会を公園から：「2030年までに誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指す」SDGsでは、経済、社会、環境の三側面の調和が重要とされており、この認識も踏まえて環境分野の目標達成に向けて取り組みます。

ア 環境負荷軽減の具体的な取組 4つの環境目標

<p>低炭素社会への貢献</p> <p>再生可能エネルギーの導入促進：再エネ電力の積極的活用、太陽光発電の活用</p> <p>環境負荷軽減の取組：樹林地の適正管理、事務所等の省エネ、EVの活用、アイドリングストップ呼びかけ</p>	<p>生物多様性保全</p> <p>生態系に配慮した管理：草地、樹林地、水辺等環境に応じた管理(刈残し、繁殖期への配慮)</p> <p>希少種保護：モニタリング、採集禁止、生息環境維持</p> <p>外来種防除：ペット等の放野防止、駆除・啓発活動(エサやり時、周囲を汚損しないよう指導)</p>
<p>循環型社会への貢献</p> <p>ゼロエミッション：植物発生材の園内活用、イベント等のプラゴミ抑制、外周道路の清掃活動</p> <p>グリーン購入：管理物品調達におけるグリーン購入促進</p>	<p>普及啓発の促進</p> <p>環境学習イベント：観察会、学校団体受入れ</p> <p>市民団体との連携：活動の場提供と活動支援</p> <p>職員の意識向上：内部研修、「環境マネジメントシステム」によるPDCA</p>

イ 環境目標達成におけるポイント

▶グリーン購入の推進

「神奈川県グリーン購入基本方針」に即し、グループ代表が定めた「神奈川県公園協会グリーン購入に関する方針」に基づきグリーン購入に取り組みます。

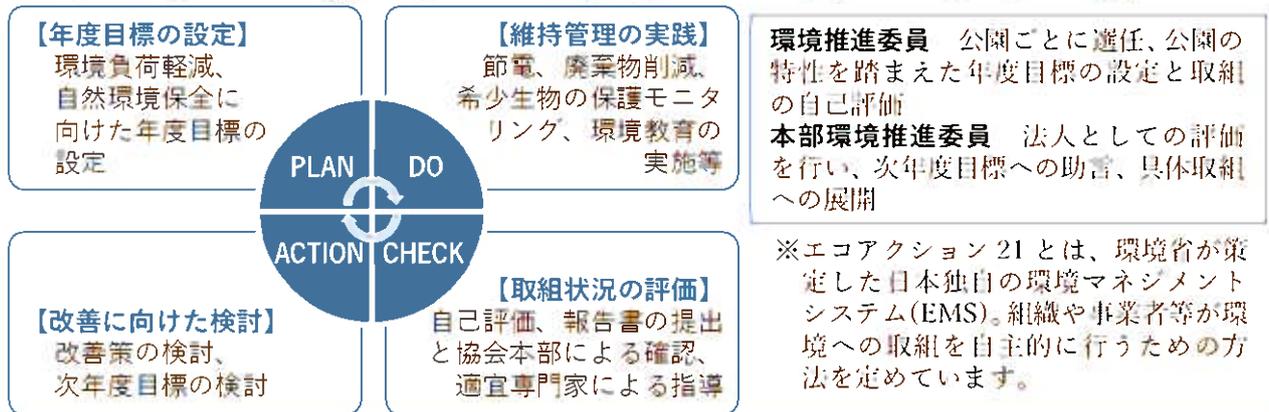
具体的な購入品：トイレットペーパー・コピー用紙・文具等

▶再生可能エネルギーの導入促進

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、エネルギー使用量を測定記録し年1回県に報告
- ・再生可能エネルギーの使用率が高い電力会社の導入を積極的に促進

ウ 環境マネジメントシステムによる実効性の担保

「エコアクション21※」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、行動目標を定め、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と自然環境保全の普及啓発を図っています。取組はPDCA サイクルにより継続的に向上を図ります。



エ 本公園での具体的な取組

▶環境負荷軽減の取組

- ・太陽電池パネルの活用(管理事務所に電力供給)
- ・[Redacted]
- ・夏期のグリーンカーテン

▶自然環境の保全に配慮した管理運営と環境教育の取組

- ・[Redacted]の生育分布調査を行っている市民団体と協力してこの希少種の保護育成を実施
- ・[Redacted]の人力除草を、NPO 法人やイベント参加者の協力を得て実施
- ・環境教育の一環として、園内で多く羽化する「セミの羽化観察会」を市民団体の協力のもと開催

(3) 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績
【両公園共通】

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応





イ 障害者雇用促進の考え方と実績

▶ 障がい者への就労機会提供の取組

グループ代表は、障がい者の就労を支援するため、指定管理業務や公益事業を通じて様々な取組を進めています。

- ・指定管理業務における植物管理の一部を [] に委託
- ・障がい者雇用に繋げるため [] を受入れ
- ・障がい者を雇用する企業が生産した花苗の公園への植栽や地域緑化団体への配布
- ・福祉作業所等が作成した菓子やグッズを販売する場を提供
- ・グループ代表は、障害者雇用率3%以上の要件を満たしているため、「かながわ障害者雇用ハート企業」として県が公表

▶ 障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

グループ代表は、障がい者就労施設、障がい者雇用企業等への積極的な業務発注を推進するため、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、毎年度「実績」を超える「調達目標」を設定し、その達成を図っています。調達方針・実績はグループ代表のホームページで公表しています。また、グループ代表は長年「 [] 」に相模原公園の植物管理業務を委託していることから、令和2年度神奈川県工賃向上支援事業「発注に貢献した企業」として表彰されました。

(近年の発注状況)

年度	調達目標(円)	調達実績(円)	主な調達内容
平成29年度	5,000,000	7,135,366	花壇植栽管理委託、草取り業務委託、苗木購入等
平成30年度	7,200,000	8,352,366	産業廃棄物処理委託、作業用ヘルメット購入等
令和元年度	8,500,000	8,783,936	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和2年度	9,000,000	8,222,302	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等

グループ代表の次期指定管理期間における調達目標：指定管理期間中に10,000千円/年
本公園においても、清掃業務の委託、公園まつり等のイベント開催時の模擬店の出店などにおいて、障がい者就労施設等への社会参画の場を提供しています。

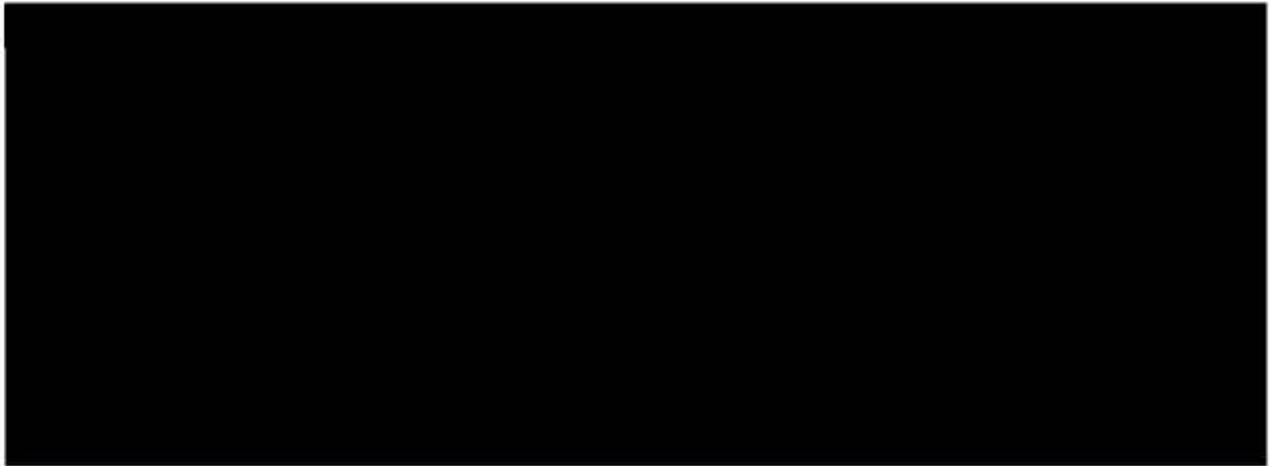
次期指定管理期間における調達目標：指定管理期間中に4,500千円(令和元年度実績848千円に対し5%増)

(4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組【両公園共通】

ア 取組の考え方

障害者差別解消法及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定主旨を踏まえ、合理的配慮の提供や広報啓発・研修等に取り組んでいます。

また、障がいのある方とご家族、介助者等が利用しやすい環境整備を促進するとともに、障がい者と障がい者以外の利用者が交流する機会を提供することで相互理解を促進し、インクルーシブな利用環境の確保に努めます。さらに、各公園における指定管理業務でのイベント等を通じて障がい者支援、障がい者理解の普及啓発に関する取組を進めます。



ウ 合理的配慮の提供の具体的な取組

県等が実施する施設のバリアフリー化等の環境の整備を基礎として、様々な障がいに応じて個別に合理的配慮を提供し、社会的障壁の除去に努めます。

物理的環境への配慮 (障がいに応じた利用への配慮)	意思疎通の配慮 (障がいに応じた意思疎通への配慮)
<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理事務所、交通展示館での車いすの貸出 ・車いす利用者の段差通行のための携帯スロープの配備、設置 ・車いす利用者の目線を意識した展示作成 ・触ったり香りを嗅いだりできる展示作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な声掛けによる利用案内、障がいの状況に応じたゆっくり丁寧な会話 ・ピクトグラムを使用した看板の設置 ・神奈川県ウェアアクセシビリティ方針に準じたホームページの作成・運用 ・県の「色使いのガイドライン」を参考にした掲示物や配布物の作成 ・[REDACTED]職員による窓口対応 ・「耳マーク」の掲示による聴覚障がいの方への筆談などの配慮 ・コミュニケーションボードや筆談器等の設置 ・ホームページ等への「はじよ犬マーク」の表示(補助犬の施設利用の促進) ・障がいのある方の家族、介助者等コミュニケーションを支援する方への丁寧な対応

エ イベント等への参加促進

グループ代表では、障がいのある方を対象としたイベントや障がいの有無に関わらず、ともに楽しめるイベントの開催実績があり、本公園では10年以上前からユニバーサルカヌー体験会を実施しています。また近年、ユニバーサルカヌーに加えてサンタクロース運動会を開催し、障がいの有無、年齢等に関らず、多様な参加者に楽しんで頂いています。

オ 公園利用者等への普及啓発

県との共同による「ともに生きるかながわ憲章」の巡回パネル展の開催や、普及啓発ポスターの掲示を行いました。今後は、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念も併せて障がいのある方への適切な配慮について普及啓発を図ります。

(5) 神奈川県手話言語条例への対応

聴覚障がい者の方の安心安全な公園の利用環境を確保するために、意思疎通、情報取得のための重要な手段である手話を使いやすい環境づくりに努めます。

ア 具体的な取組

▶ 普及体制

グループ代表本部に、

[REDACTED] 職員の指

導を行います。

▶ 職員への教育、研修

[REDACTED]



▶利用環境の向上

- ・職員による窓口案内
- ・筆談器の設置
- ・電話以外の問い合わせツール(ホームページ、メール、FAX)の用意

(6) 社会貢献活動等、CSR の考え方と実績、SDGs(持続可能な開発目標 目標9(イノベーション)、11(都市)、15(陸上資源))への取組【両公園共通】

ア 社会貢献活動等、CSR の考え方

考え方

私たちグループはCSRについて以下のような考え方により実施しており、本公園の管理運営においてもグループが一体となった社会貢献活動等、CSRに取り組めます。

▶公益財団法人神奈川県公園協会

グループ代表では、CSRを「社会貢献活動」はもとより、「公益法人としての設置目的、コンプライアンス強化をベースに、事業運営を通じて地域社会への貢献、環境への配慮を行い、地域の活性化に繋げていくこと」と幅広く捉えています。このことは持続可能な社会を目指すSDGsの理念とも繋がるため、その取組に積極的にコミットしています。この目標を達成するため、公園管理運営事業や公益事業において幅広い活動を行っています。

▶株式会社オーチャー

株式会社オーチャーは、事業活動を行うにあたり、環境マネジメントシステムを継続的に改善、実行することに積極的に取り組むとともに、お客様の声から社会が潜在的に抱えている課題を把握し解決してゆくことをCSRととらえ、より豊かな社会の実現に貢献しています。

▶サタカのタネグループ

サタカのタネグループは、CSRを「社業」や「社会貢献活動」を含め、企業が広く社会で果たすべき責任であると捉え、「種苗を通じた社会貢献」に取り組むとともに、種苗産業は自然環境や地域文化と強く結びついていることから、地域や自然環境への貢献、植物を愛する心を育む次世代への啓発活動等に積極的に取り組んでいます。

▶小田急電鉄株式会社

小田急グループでは、日々の業務を誠実に遂行することで、お客さまの「かけがえない時間」と「ゆたかな暮らし」の実現に貢献し、社会とともに持続的に発展していくことが、グループの果たすべき社会的責任として事業活動を行っています。

イ SDGs(持続可能な開発目標 目標9(イノベーション)、11(都市)、15(陸上資源))への取組

グループ代表では、2017年12月のエコプロ[®]1への出展を契機に、いち早く公園の管理運営とSDGsの親和性に着目し、段階的に様々な取組を進めてきました。

※1 東京ビッグサイトで開催される環境配慮サービス等に関する展示会



グループ代表のSDGs推進モデル「公園の都市インフラ機能」を「パートナーシップ」により強化し課題解決に取り組む

外務省 HP リンクを承認されたジャパンロゴマーク



※2 グループ代表が、公園の管理運営でのSDGs推進に取り組むため、2017年度～2021年度に積み立て、2022年度以降の活動に充てる資金。SDGs推進事業積立資産(積立金46,350千円)は事業展開に、SDGs推進資産取得積立資産(13,300千円)は機器類の購入に充当

強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

災害時の公園のポテンシャルの向上: 大規模災害等を想定した防災機能向上、樹林地の維持管理による災害防止と軽減

再生可能エネルギーの積極的な活用: 再生可能エネルギーを活用した電力確保の促進、発生材の園内活用

包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する

誰もが安全安心に楽しめる公園管理: 障がい者、子育て世代、高齢者、外国人等への対応、地域と連携した事故防止のための取組

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対応、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

生物多様性に配慮した維持管理: 希少動植物の保護、外来種防除、公園の環境特性に合わせた生態系保全

環境教育の推進: 観察会等の開催、市民団体等との連携・活動活性化

▶ 本公園での具体的な取組

健康づくりのユニバーサルな公園

団体や企業、地域の方々と連携して「健康」「交流」をテーマに多様なイベントを開催

「ユニバーサルカヌー体験会」

「やさしいうんどう教室」

「サンタクロース運動会」

「リフレッシュヨガ」

「シニアヨガ」

「つじどう寝たきりゼロ体操」

防災に配慮した公園運営

■ 地域の防災力と公園の防災力は密接に関係することから、「親子で楽しむ フットゴルフ×防災チャレンジ」を開催し、防災について学び、啓発するイベントを実施。当公園は海に隣接することから、イベントで津波についても触れて、防災を身近に感じて、生活に落とし込んでいただけよう工夫している。

計画書 14 「事故・不祥事への対応、個人情報保護」

- (1) 募集開始の日から起算して過去 3 年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況【両公園共通】

ア 募集開始の日から起算して過去 3 年間に重大な事故または不祥事の有無

なし

イ 事故等があった場合の再発防止策構築状況

事故等があった場合は、次のとおり迅速、的確に対応し、再発防止の徹底を図ります。

- ・グループ代表の [] 基づき、本公園に「事故防止対策会議」を設置し、事故原因の究明、事故防止対策の検討を行い、グループ代表本部に報告するとともに全職員に周知
- ・重要な事故等については、グループ代表の [] に基づき、グループ代表本部に「事故対策委員会を設置し、事故等にかかる対応策、原因の究明、再発防止、職員に対する事故等の防止の啓発等について協議
- ・グループ代表の役員、全ての所属長が出席する「事故・不祥事防止会議」において周知・共有
- ・事故・不祥事等が発生した場合は「事故・不祥事等に関する報告書」により、速やかに県に報告(指定期間開始までに連絡網を県に報告)

- (2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況【両公園共通】

ア 個人情報保護のための方針・体制

グループ代表では、公園利用者からの信頼を得るためには、利用者等の個人情報を適切に管理することが必要不可欠であるとの認識のもと、「個人情報保護方針」を公表し、公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程(以下「個人情報保護規程」という。)をはじめ諸規程を整備し、個人情報の適正な保護に取り組んでいます。

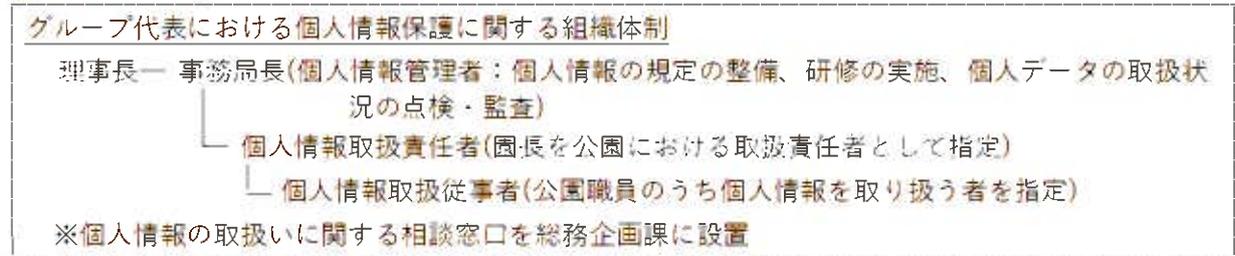
神奈川県公園協会個人情報保護方針(抜粋)

- 1 法令・規範の遵守
 - ・個人情報保護に関する法律、県個人情報条例及び協会個人情報保護規程などの法令・規範を遵守する。
- 2 個人情報の適正な管理及び研修
 - ・職員から個人情報管理者を指名するとともに、公園ごとに個人情報責任者・取扱従事者を置き、必要かつ適正な措置を講ずる。
 - ・すべての職員に個人情報の取扱いについて研修を行う。
- 3 個人情報の利用目的の範囲内での取得
 - ・個人情報の取得に当たっては利用目的を明らかにし、本人同意のもと必要な範囲で取得し、取得した個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えた利用は行わない。
- 4 個人情報の安全管理
 - ・取得した個人情報は、漏洩、滅失または毀損の防止など安全管理に必要なかつ適正な措置を講ずる。
- 5 個人情報の第三者への提供
 - ・取得した個人情報の第三者への提供は、利用目的に従った範囲内で適正に行い、本人の承諾を得た場合及び法令による場合を除き個人情報を第三者に提供しない。
- 6 個人データの開示及び消去等
 - ・保有する個人データについて、本人から開示、訂正、利用停止等の申し出があった場合は適正に対応し、保有の必要性がなくなった個人データは速やかに消去・廃棄する。
- 7 相談窓口の設置

▶ 個人情報保護のための組織体制

グループ代表では、「個人情報保護規程」に定められた内容の実効性を確保するため、事務局長を個人情報管理者に指名し、協会が保有する個人情報に関する規定等の整備や研修の実施など必要な措置を講ずることとしています。

また、公園で管理する個人情報を適正に管理するため、園長を業務にかかる個人情報取扱責任者として、公園職員のうち実際に個人情報を取り扱う職員を個人情報取扱従事者に指定することにより、個人情報の管理責任を明確化し、個人情報保護に取り組んでいます。



▶ 個人情報保護のための諸規程の整備

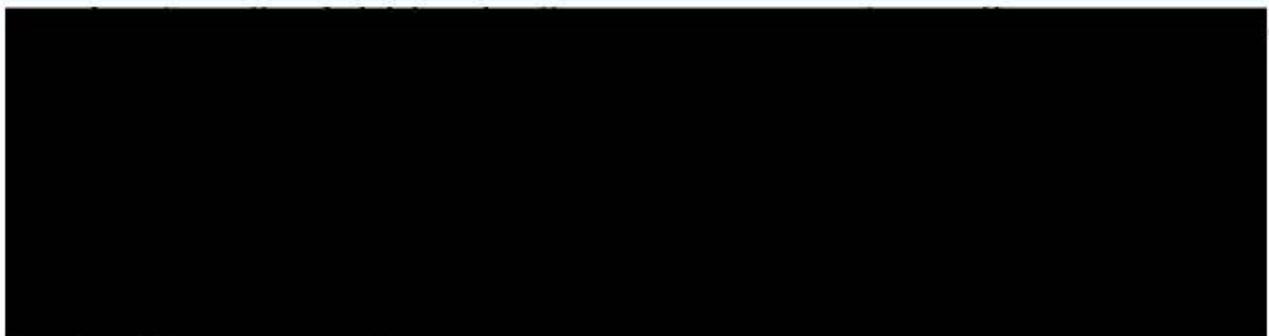
グループ代表では、県の個人情報保護条例及び指定管理者と県が締結する基本協定に基づき、個人情報保護規程を定め、さらに同規程第9条(個人データの適正管理)を受け作成した「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱事項を定めるなど、個人情報保護に関する諸規程を整備しています。

マイナンバー制度にかかる役職員及び外部講師等の特定個人情報については、「特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱」を定め、指定された職員が専用機器においてデータ管理を行うなど、厳重に管理しています。

個人情報に関する規程	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護方針 ・公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程 ・協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン ・特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱 ・ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

なお、グループ代表のホームページにおいて、個人情報保護方針、個人情報保護規程、特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱を公表しています。

イ 職員に対する教育・研修体制



ウ 個人情報の取扱いの状況

▶ 厳格な取扱いの徹底

個人情報等の情報管理に関するチェックリスト等に基づき、厳格な管理を行います。

- ・個人情報に係る資料、個人データの漏洩、盗難防止のため、金庫、鍵付き書庫等で厳重に管理
- ・不要となった個人情報については、紙媒体はシュレッダー、電子媒体は外部メディアの物理的破壊等による復元不可能な状態での確実な削除・廃棄

- ・イベントの写真撮影時等における個人が特定されないよう配慮の徹底
- ・特定個人情報を扱う機器の特定及び作業場所の限定の徹底

▶個人情報の漏えいが発生した場合の対応

公園で個人情報の漏えいが発生した場合、速やかに個人情報管理者に報告し、個人情報管理者は対象となる方々や関係機関に報告し、二次漏えいの防止措置を講じます。また、速やかに再発防止策を検討し必要な対策を講じます。

▶電子データの取扱いに関するセキュリティ強化

- ・不要になったパソコンやサーバ等を廃棄処理する場合は、「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づき、内蔵ハードディスクの物理的破壊による確実なデータ消去
- ・廃棄物業者に委託する場合、職員立ち合いのもと専用機器を用いたハードディスクの物理的破壊及びデータ復元不可能状態の確認の徹底。マニフェストに基づく産廃処理の確認
- ・県主催「サイバーセキュリティセミナー」の受講や、専門業者への日常的な相談等による積極的な最新セキュリティ対策の情報収集
- ・ウイルス感染や不正アクセス等に備え、被害拡大防止と速やかな復旧を図るため「対応マニュアル」や体制整備
- ・第三者の専門機関による情報システムの安全性の確認履行済み

▶ソーシャルメディア利用での対応

情報発信にあたりソーシャルメディアの重要性が増すなか、拡散性、双方向性等の特性から個人情報保護への配慮について必要な取組を進めています。

- ・グループ代表「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に基づく個人情報の適切な取扱い
- ・本グループがソーシャルメディア上に個人情報を書き込む場合は事前の本人同意を徹底
- ・投稿者(本グループ以外)が投稿者自身以外の個人情報を書き込んだ場合、協会の権限の範囲内において他人の個人情報記載を控える旨の注意喚起や投稿を削除

▶情報公開への対応

文書等の情報公開の申し出があった場合は、グループ代表の「情報公開規程」の定めにより、公開の申出に係る文書等に、特定の個人が峻別され、若しくは峻別され得るもの又は特定の個人を峻別することができないが、公開することにより、個人の権利利益を害する恐れのあるものは、公開しないこととしています。